第３次　垂井町障がい者計画

地域ぐるみで支えあう町づくり

平成 29 年３月

垂 井 町

表紙の作品

「刺し子　七福神」

石 島　亮 浩

地域活動支援センターけやきの家販売商品

第３次　垂井町障がい者計画

地域ぐるみで支えあう町づくり

平成 29 年度　⇒　平成 32 年度

はじめに

垂井町では、「障害者基本法」に基づき、平成２４年３月に策定した「第２次垂井町障がい者計画」に掲げた「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本とし、障がいのある人もない人も地域でともに暮らし続けることのできる町の実現をめざし、町民の皆様とともに、福祉や保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、さまざまな分野において、障がいのある人に関する施策を推進してまいりました。

また、「障害者自立支援法」（現在は「障害者総合支援法」）に基づき、平成１９年３月の第１期から３年の計画期間とした「垂井町障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス事業等の円滑な実施や施設整備を促進してまいりました。

この間、国際社会においては、平成１８年に国際連合により、「障害者権利条約」が採択されました。我が国においては、平成１９年の同条約の署名以降、平成２３年の「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の制定、平成２５年の「障害者差別解消法」の制定など、条約の締結に向けて国内法の整備を進め、平成２６年１月に「障害者権利条約」を批准し、同年２月に効力を発したところです。

このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化していますが、垂井町がこれまでめざしてきた、障がいのある人もない人も地域でともに暮らし続けることのできる町の実現が、その本旨であることに変わりはありません。

したがって、このたび、「第２次垂井町障がい者計画」の計画期間満了に伴い策定した「第３次垂井町障がい者計画」においても、引き続き「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念とし、その実現をめざし「やさしいまちづくり」「自立と社会参加のまちづくり」「暮らしの基盤づくり」の３つの基本目標を定めました。また、重点施策として「災害時の支援体制の充実」「早期療育及び一体的な支援体制の強化」「放課後等デイサービスの充実」「日中活動の場の確保」「相談支援体制の強化」「グループホームの充実」を掲げました。今後、障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図りながら本計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました垂井町障害者計画等作成審議委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成２９年３月

垂井町長　中川　満也

もくじ

第１部　計画の概要と現状

第１章　計画の概要

1　計画策定について ―― 2
(1)　計画策定の趣旨 …… 2
(2)　制度改正の動向と計画策定 …… 2
2　計画の性格 ―― 4
3　計画の期間 ―― 5
4　計画の作成体制 ―― 5
(1)　垂井町障害者計画等作成審議委員会 …… 5
(2)　当事者団体・サービス事業者調査の実施 …… 5
(3)　アンケートの実施 …… 6

第２章　障がいのある人の状況

1　障がいのある人 ―― 7
(1)　障害者手帳所持者数の推移 …… 7
(2)　身体障がいのある人 …… 8
(3)　知的障がいのある人 …… 11
(4)　精神障がいのある人 …… 12
(5)　高次脳機能障がいのある人 …… 13
(6)　難病患者 …… 13
2　障害支援区分 ―― 15

第３章　サービスの現状

1　地域福祉 ―― 16
(1)　社会福祉協議会 …… 16
(2)　ボランティア …… 17
(3)　民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員 …… 18
(4)　障がいのある人などの団体 …… 18
2　まちづくり ―― 19
3　教育・療育 ―― 20
(1)　障がい児保育 …… 20
(2)　障害児通所支援 …… 20
(3)　ことばの教室 …… 21
(3)　特別支援学校 …… 22
(4)　特別支援学級 …… 23
4　雇用・就業 ―― 24
(1)　民間企業の雇用状況 …… 24
(2)　垂井町職員の障がいのある人の雇用状況 …… 25
5　保健・医療 ―― 26
(1)　乳幼児健康診査 …… 26
(2)　訪問指導 …… 27
(3)　自立支援医療 …… 28
(4)　精神保健福祉相談と家庭訪問 …… 29
(5)　指定難病・小児慢性特定疾病 …… 29
(6)　重度心身障害者等医療費助成 …… 29
6　生活支援 ―― 30
(1)　障害福祉サービス …… 30
(2)　地域生活支援事業 …… 31
(3)　補 装 具 …… 32
(4)　ニュー福祉機器助成事業 …… 32
(5)　各種手当て …… 33
(6)　福祉タクシー券 …… 33

第４章　ニーズ・課題

1　障がいへの理解 ―― 34
2　地域福祉 ―― 36
3　生活環境 ―― 37
4　教育・療育 ―― 41
5　雇用・就業 ―― 43
6　スポーツ・文化芸術活動 ―― 47
7　保健・医療 ―― 50
8　生活支援 ―― 52

第２部　基本計画

第１章　計画の枠組み

1　基本理念 ―― 62
2　基本目標 ―― 63
3　施策の体系 ―― 64
4　重点施策 ―― 65
(1)　災害時の支援体制の充実 …… 65
(2)　早期療育および一体的な支援体制の強化 …… 65
(3)　放課後等デイサービスの充実早 …… 65
(4)　日中活動の場の確保 …… 66
(5)　相談支援体制の強化 …… 66
(6)　グループホームの充実 …… 67

第２章　基本計画

第１　やさしいまちづくり / 68

Ⅰ　差別の解消と権利擁護 ―― 69
1　啓発・広報の推進 ―― 69
2　福祉教育の推進 ―― 70
3　障がいを理由とする差別の解消の推進 ―― 70
4　障がいのある人の権利擁護 ―― 71

Ⅱ　地域福祉 ―― 72
1　ボランティアの育成 ―― 72
2　地域福祉活動の推進 ―― 72

Ⅲ　生活環境 ―― 73
1　バリアフリーのまちづくり ―― 73
2　移動の円滑化 ―― 73
3　ソフト面からのバリアフリー化の推進 ―― 74
4　防犯・防災対策の推進 ―― 75

第２　自立と社会参加のまちづくり / 77

Ⅰ　教育・療育・子育て支援 ―― 78
1　早期療育の充実 ―― 78
2　インクルーシブ教育システムの構築 ―― 79
3　子育て支援の充実 ―― 81

Ⅱ　雇用・就業 ―― 82
1　雇用の場の確保 ―― 82
2　総合的な就労支援 ―― 83

Ⅲ　スポーツ・文化芸術活動 ―― 84
1　スポーツ・文化芸術活動の推進 ―― 84
2　参加しやすい環境の整備 ―― 84

第３　暮らしの基盤づくり / 85

Ⅰ　保健・医療 ―― 86

1　障がいの原因となる疾病の予防と早期発見 ―― 86

2　健康の保持増進 ―― 86

3　医療サービスの充実 ―― 87

Ⅱ　生活支援 ―― 88

1　相談支援体制の充実 ―― 88

2　訪問系サービスの充実 ―― 89

3　日中活動系サービスの充実 ―― 90

4　居住の場の確保 ―― 91

5　経済的支援 ―― 91

6　その他の生活支援 ―― 92

Ⅲ　情報・意思の疎通 ―― 93

1　情報提供の充実 ―― 93

2　情報化社会への対応 ―― 93

3　意思疎通支援 ―― 94

計画の推進に向けて / 95

1　計画の推進体制 ―― 95

(1)　**垂井町障がい者自立支援協議会** …… 95

(2)　**庁内体制** …… 95

(3)　**ＰＤＣＡサイクルの活用** …… 95

2　計画の広報と地域福祉の推進 ―― 96

3　関係機関等との連携 ―― 96

資　料

1　計画策定の経過 ―― 98

2　垂井町障害者計画等作成審議委員会 ―― 99

(1)　**設置要綱** …… 99

(2)　**委員名簿** …… 100

3　用語解説 ―― 101

本町では、「障害」「障害者」の表記を「障がい」「障がいのある人」などと表記することを基本としています。ただし、法令等に規定されている用語や名称、団体・機関等の固有名称については、「障害」「障害者」の表記を用います。

第 1 部　計画の概要と現状

第１章　計画の概要

１　計画策定について

(1)　計画策定の趣旨

本町では、平成 24 年３月に「第２次垂井町障がい者計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度)」を策定し、「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念として、各種施策を推進してきました。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます）に基づく「障がい福祉計画」を３年ごとに策定し、第２次計画と一体となって障害福祉サービスを始めとするサービスの充実に努めてきました。

しかし、町内における生活介護、就労継続支援Ｂ型などの日中活動系サービスおよび放課後等デイサービス事業所の整備、障がい児を含めたショートステイの充実、グループホームの更なる整備、さらには合理的配慮の提供と差別解消、インクルーシブ教育、インクルージョンといった新しい考え方の普及とその対応など課題は少なくありません。

平成 28 年度に第２次計画の目標年度を迎えることから、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、計画の見直しを行うこととしました。

(2)　制度改正の動向と計画策定

2006（平成18）年、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択され、わが国は翌年この条約に署名しました。これを受け、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革が進められて来ました。

「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という）と、その下に「総合福祉部会」を設け、「障害者総合福祉法」の制定等に向けた検討が進められました。推進会議からの報告を受けて「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」等が閣議決定され、障害者基本法が改正されました。障害者自立支援法については、これを廃止し新たな法を制定すると約束されていましたが、障害者自立支援法をわずかに改正する内容にとどまりました。

新たに発足した障害者政策委員会の障害者差別部会は、平成24年９月に「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」をまとめ、これを受けて平成25年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立しています。

これらを踏まえて、わが国は平成26年１月に障害者権利条約を批准しました。

また、障害者政策委員会において、平成25年度からの新たな「障害者基本計画（第３次計画）」について検討が進めら、同年９月に閣議決定されています。

平成27年には、障害者部会において「障害者総合支援法施行３年後の見直しについて」が

図表１－１　近年の障がい者施策の動向

平成 16 年	○障害者基本法の改正 ○発達障害者支援法の制定
平成 17 年	○障害者自立支援法の制定 ○障害者雇用促進法の改正
平成 18 年	○バリアフリー新法の制定 ○学校教育法等の改正　　○教育基本法の改正 ○国連が障害者権利条約を採択
平成 19 年	○わが国が障害者権利条約に署名
平成 20 年	○障害者雇用促進法の改正
平成 21 年	○障がい者制度改革推進本部（推進会議）の設置
平成 22 年	○障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の設置（障害者総合福祉法の検討） ○推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を報告 ○推進会議が「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を報告 ○「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定（障害者自立支援法・児童福祉法等の改正、グループホーム等の家賃助成、同行援護の創設、相談支援の充実、障害児支援の強化等）
平成 23 年	○推進会議が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を報告 ○障害者虐待防止法の制定（平成24年10月施行） ○障害者基本法の改正
平成 24 年	○障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正、平成25年４月施行、難病の追加等） ○障害者優先調達推進法の制定（平成25年４月施行） ○障害者政策委員会の設置、障害者差別部会の設置 ○差別禁止部会が「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」を報告
平成 25 年	○障害者法定雇用率の引き上げ ○障害者差別解消法の制定 ○難病等が障害者総合支援法の対象となる ○障害者基本計画（第３次）の策定
平成 26 年	○障害者権利条約批准 ○難病医療法の制定および児童福祉法の改正
平成 27 年	○障害者総合支援法の対象疾病の拡大 ○社会保障審議会障害者部会「障害者総合支援法施行３年後の見直しについて」
平成 28 年	○障害者差別解消法の施行 ○成年後見制度利用促進法の制定 ○障害者総合支援法および児童福祉法の改正

まとめられ、平成28年６月には、障害者総合支援法および児童福祉法の改正法が公布されました。

障害者権利条約の批准に向けて行われた一連の障がい者制度改革とそれらの視点に対応した計画の見直しが求められます。さらに、国の障害者基本計画や、県の障がい者施策の動向に留意して計画策定を進めていく必要があります。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）　（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

１．障害者の望む地域生活の支援
- (1)　地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2)　就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3)　重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4)　高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

２．障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- (1)　居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2)　保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3)　医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4)　障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

３．サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
- (1)　補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2)　障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3)　自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年４月１日（２.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

２　計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画です。

この計画は、「垂井町総合計画」を上位計画とし、「垂井町障がい福祉計画」をはじめ、「いきがい長寿やすらぎプラン21（垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画）」、「垂井町子ども・子育て支援事業計画」などの町の関連計画や県の関連計画との整合を図りながら策定しました。

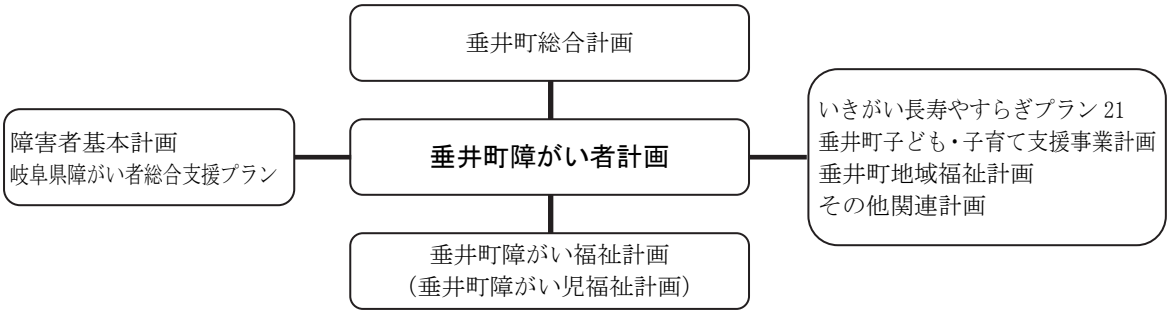

３　計画の期間

この計画の期間は、平成29年度～32年度の４年間とします。

なお、第４次計画については、第６期障がい福祉計画（障がい児福祉計画含む）との同時策定を予定しています。

図表１－２　計画の期間

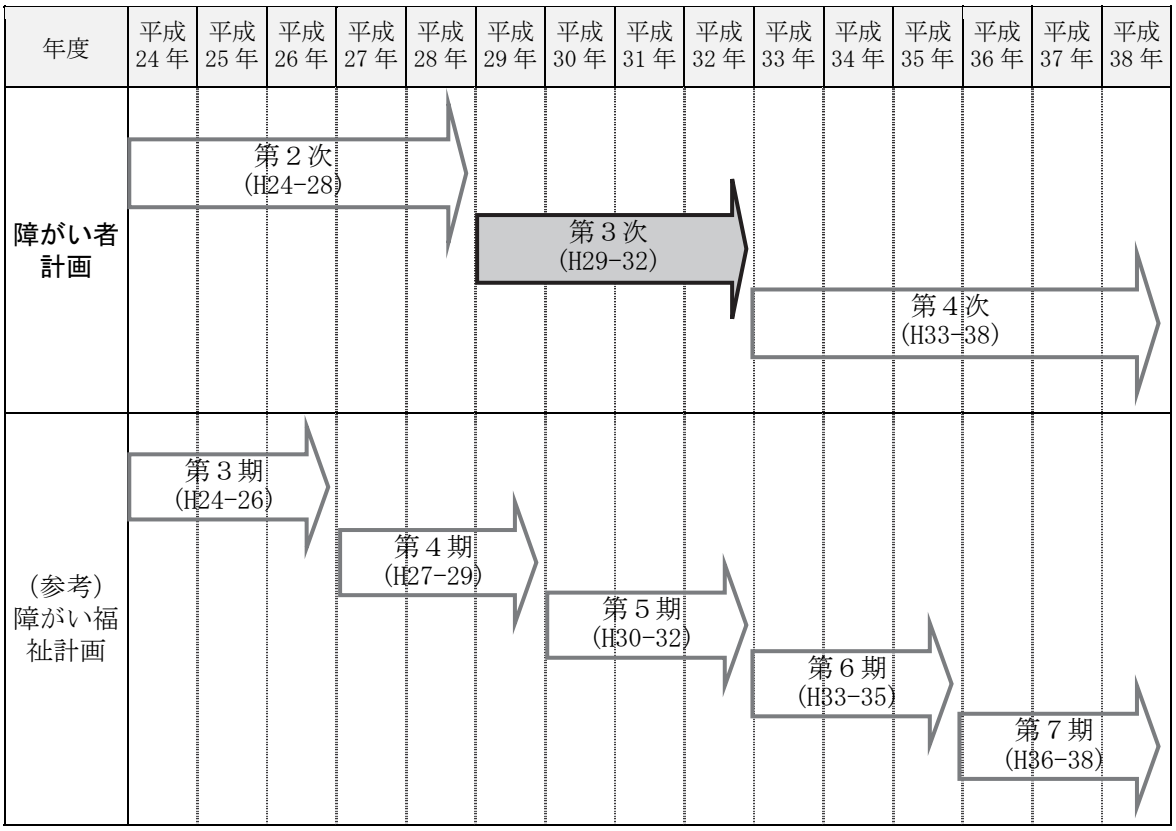

４　計画の作成体制

(1)　垂井町障害者計画等作成審議委員会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、障がいのある人の団体の代表、医療・福祉・就労関係などに従事する専門家、有識者などから成る「垂井町障害者計画等作成審議委員会」を設置しました。

(2)　当事者団体・サービス事業者調査の実施

障がいのある人の現状、今後地域で自立した暮らしをしていくためにどのような課題があるか、またどのような支援が必要かなどをたずね、計画の具体的な施策検討の資料とすることをねらいとして、障がいのある人やその家族で組織する関係団体、サービス提供事業者などの意向調査を実施しました。

(3)　アンケートの実施

現在の生活状況や意見・要望などをお聞きし、障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている人を対象として、アンケートを行いました。

調査方法・回収結果

区　　分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者　全数	18歳以上の療育手帳所持者　全数	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定者　全数	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持児童　全数
配　布　数 回　収　数 有効回答数 有効回答率	1,015 613 604 59.5%	171 109 109 63.7%	266 154 152 57.1%	84 43 42 50.0%
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収			
調査基準日	平成27年８月１日			
調 査 期 間	平成27年10月29日～11月16日			

（注）調査票は身体障がい者用、知的障がい者用、精神障がい者用、障がい児用の４種類を使用しました。障害者手帳を２種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳＞療育手帳＞身体障害者手帳の順位で該当調査票を送付しました。18歳未満の人については、障がいの種類に関係なく障がい児用調査票を送付しました。

第２章　障がいのある人の状況

１　障がいのある人

(1)　障害者手帳所持者数の推移

平成 28 年３月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は 1,633 人です。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が 1,190 人、療育手帳所持者が 266 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 177 人となっています（図表２－１）。

複数の障がいをあわせもつ人がいるため、合計が単純に障がい者数にはなりませんが、住民の 5.8%、つまり約 17 人に１人が何らかの障がいを有していることになります。

平成 23 年からの５年間で 123 人、8.1%増加しています。特に精神障がいのある人の増加割合が高くなっています。年齢別にみると、65 歳以上が 958 人、58.7%を占めています（図表２－２）。

図表２－１　障がい種別ごとの障がい者数の推移

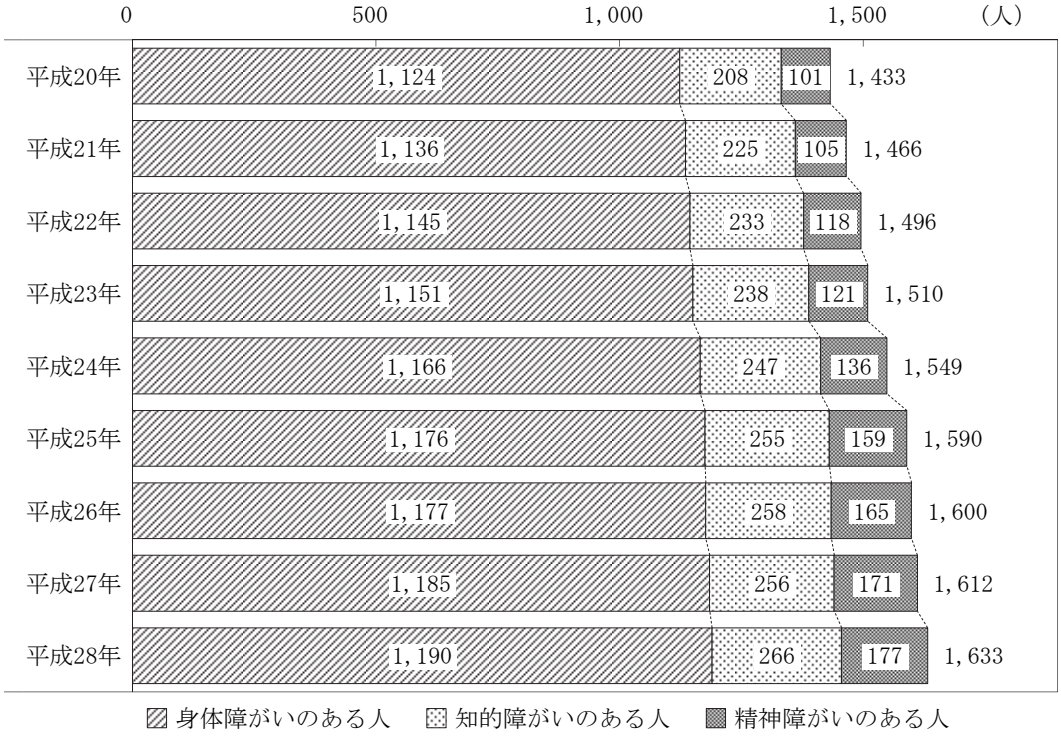

資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年３月末日現在）

図表２－２　年齢別にみた障がい者数　　単位：人、(%)

区　　分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合　　計
平成 23 年	1,151	238	121	1,510
18 歳未満	27	65	4	96
18～39 歳	61	76	28	165
40～64 歳	277	77	69	423
65 歳以上	786	20	20	826
平成 28 年	1,190	266	177	1,633
18 歳未満	16	76	6	98
18～39 歳	60	90	49	199
40～64 歳	234	69	75	378
65 歳以上	880	31	47	958
増　加 (23～28 年)	39 (3.4)	28 (11.8)	56 (46.3)	123 (8.1)

資料：身体障害者更生相談所（各年３月末日現在）

(2)　身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成 28 年３月末日現在 1,190 人です。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が 667 人（56.1%）と過半数を占めています（図表２－３）。

図表２－３　障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

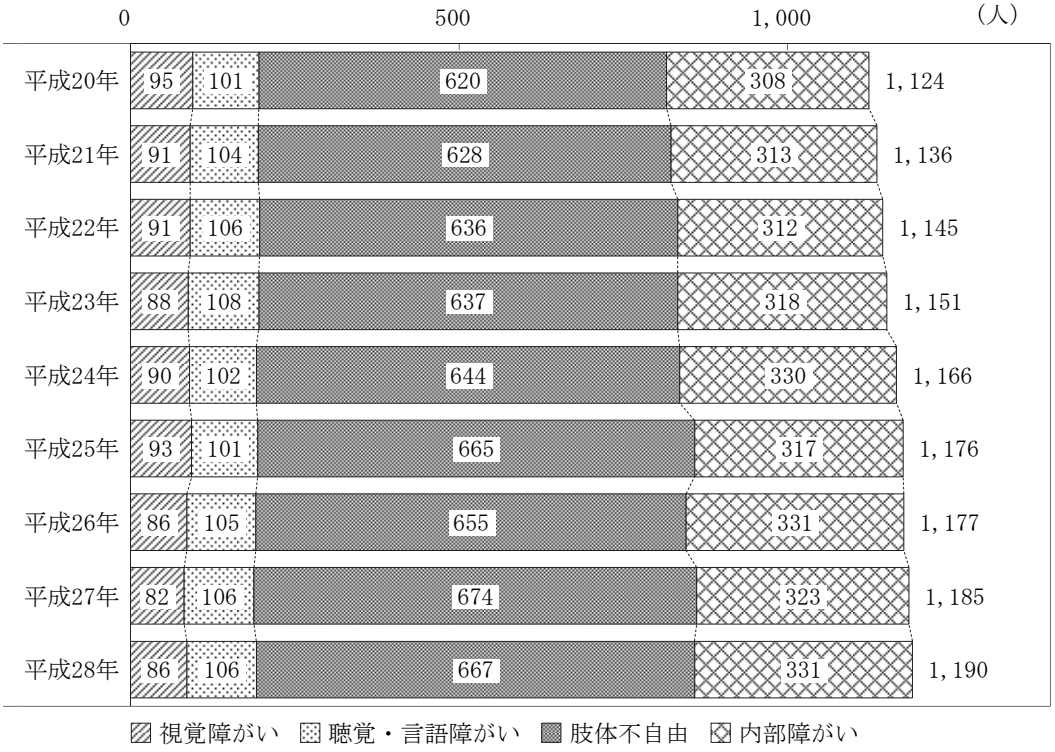

資料：身体障害者更生相談所（各年３月末日現在）

障がい等級別では、最重度の１級が 327 人（27.5%）と最も高く、増加傾向にあります。これに２級を加えた重度が 551 人（46.3%）、３・４級の中度が 501 人（42.1%）、５・６級の軽度が 138 人（11.6%）となっています（図表２－４）。

障がいの種類別に等級をみると、内部障がい、視覚障がいは１級が多く、聴覚・言語障がいは２級が多くなっています。肢体不自由は２級が最も多いものの、３・４級も多くなっています（図表２－５）。

性・年齢別にみると、18～39 歳、40～64 歳は男性が多く、65 歳以上は女性が多く、全体では男性が女性より 36 人多くなっています。障がいの種類別では、男女ともに肢体不自由が最も多くなっていますが、上肢は女性より男性が多く、体幹は女性が多くなっています。内部障がいは全般的に男性が女性より多く、視覚障がい、聴覚障がいは女性が多くなっています（図表２－６）。

図表２－４　障がい等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

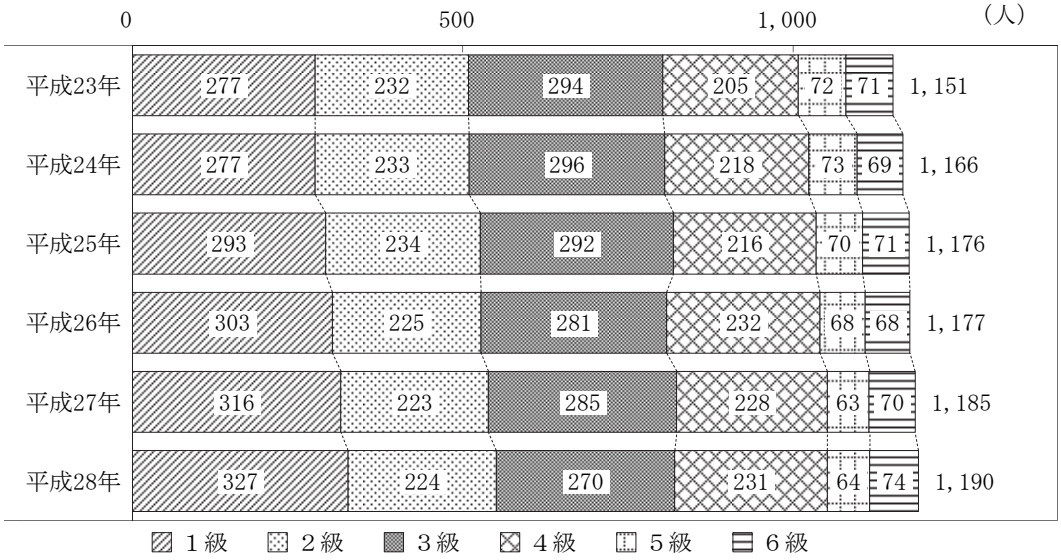

資料：身体障害者更生相談所（各年３月末日現在）

図表２－５　障がい等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数　　単位：人

区　分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1　級	32	7	119	169	327
2　級	21	36	160	7	224
3　級	12	11	153	94	270
4　級	6	24	140	61	231
5　級	8	0	56	0	64
6　級	7	28	39	0	74
計	86	106	667	331	1,190

資料：身体障害者更生相談所（平成28年３月末日現在）

図表２－６　年齢別・性別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数　　単位：人

区　分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障がい	0	0	3	1	7	8	26	41	36	50	86
聴覚平衡機能障がい	1	2	2	3	8	7	20	49	31	61	92
聴　覚	1	2	2	3	7	7	20	49	30	61	91
平衡機能	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	0	0	3	2	5	4	8	6	14
肢体不自由	4	5	18	14	86	47	217	276	325	342	667
上　肢	2	2	9	4	32	17	96	94	139	117	256
下　肢	0	0	1	0	3	0	5	0	9	0	9
体　幹	2	3	8	7	50	30	116	182	176	222	398
運動機能	0	0	0	3	1	0	0	0	1	3	4
内部障がい	3	1	12	7	48	18	150	92	210	118	331
心臓機能	1	1	7	6	17	5	89	58	114	70	184
じん臓機能	1	0	4	1	18	9	20	12	43	22	65
呼吸器機能	0	0	0	0	4	1	17	5	21	6	27
ぼうこう・直腸機能	0	0	1	0	8	2	24	17	33	19	52
小腸機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能	1	0	0	0	1	1	0	0	2	1	3
合　計	8	8	35	25	152	82	418	462	613	577	1,190
	16		60		234		880		1,190		
【参考】平成23年	14	13	44	17	170	107	368	418	596	555	1,151
	27		61		277		786		1,151		

資料：身体障害者更生相談所（平成28年３月末日現在）

(3)　知的障がいのある人

療育手帳所持者を障がいの程度別にみると、重度のＡ（Ａ、Ａ1（最重度）、Ａ2（重度））が 122 人（45.9%）、中度のＢ1 が 68 人（25.6%）、軽度のＢ2 が 76 人（28.6%）となっています。中軽度が増加傾向にあります。

性別では男性が多く、年齢別では 18～39 歳が多くなっています。

図表２－７　障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移

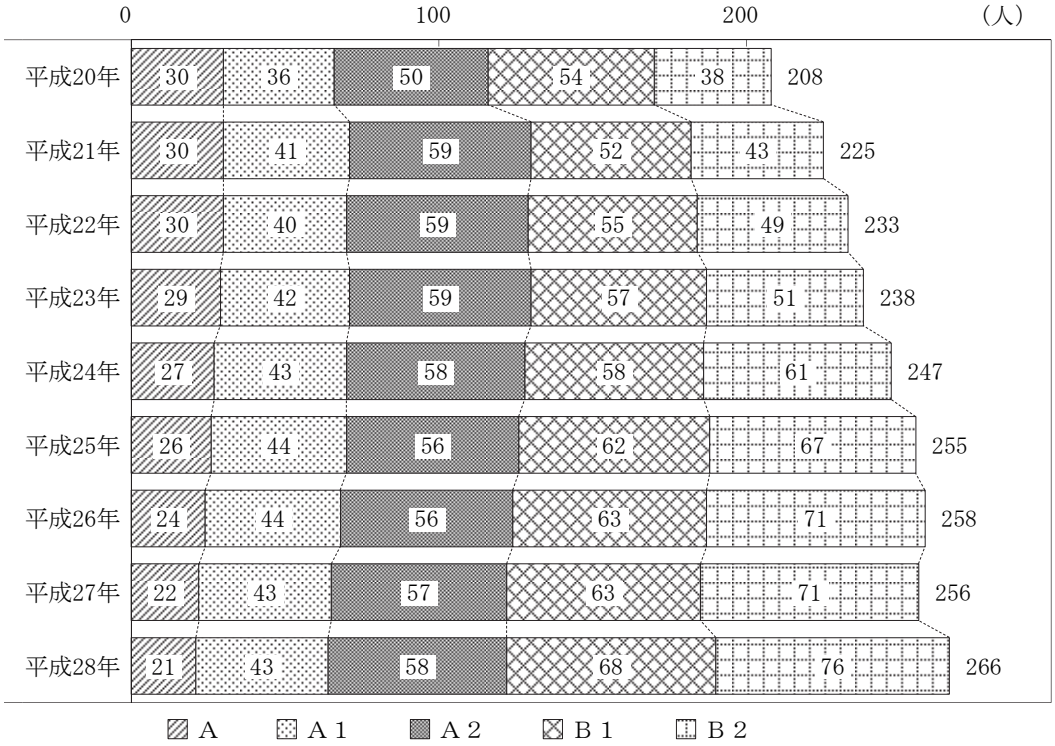

資料：県障がい福祉課（平成28年３月末日現在）

図表２－８　年齢別・障がいの程度別にみた療育手帳所持者数　　単位：人

区　分	0～17 歳		18～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
Ａ	0	0	0	0	5	6	5	5	10	11	21
Ａ1	4	4	10	7	14	2	2	0	30	13	43
Ａ2	9	4	12	8	7	7	6	5	34	24	58
Ｂ1	7	7	14	12	8	12	2	6	31	37	68
Ｂ2	31	10	17	10	5	3	0	0	53	23	76
合　計	51	25	53	37	39	30	15	16	158	108	266
	76		90		69		31				
【参考】平成 23 年	41	24	49	27	41	36	10	10	141	97	238
	65		76		77		20				

資料：県障がい福祉課（平成 28 年３月末日現在）

(4)　精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者を障がい等級別にみると、２級が約半分を占めています（図表２－９）。

性別では男性が多く、年齢別では 40～69 歳が 91 人（51.4%）と多くなっています（図表２－10）。

図表２－９　障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

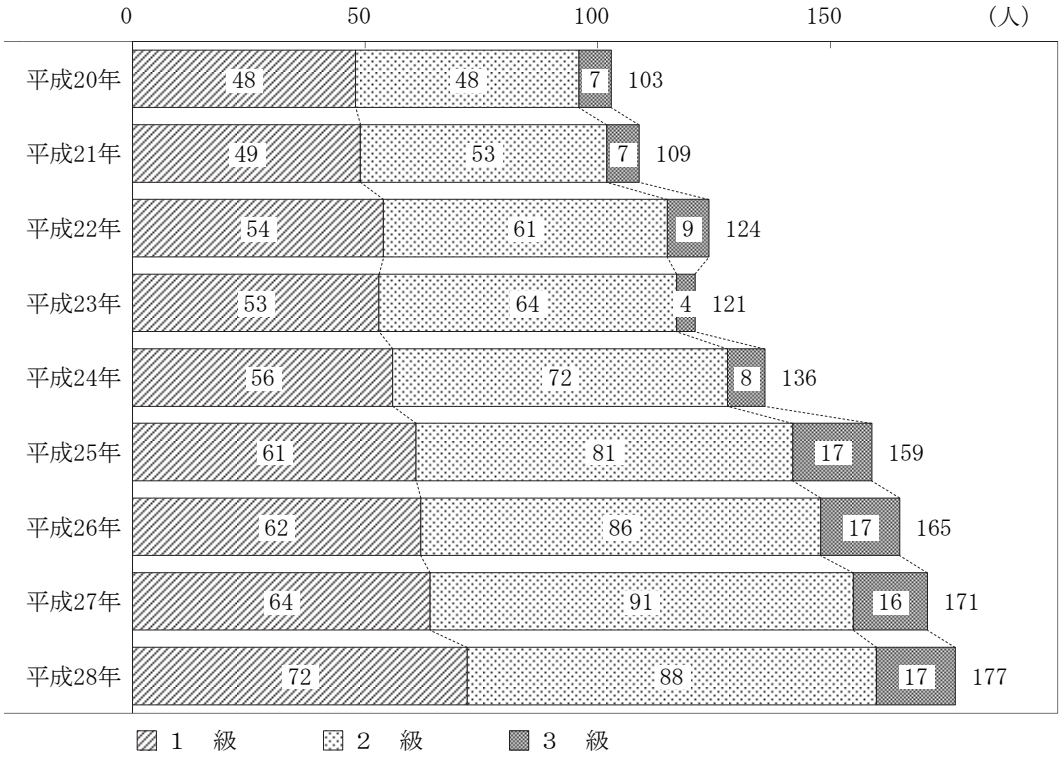

資料：西濃保健所（各年３月末日現在）

図表２－10　性別・年齢別・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数　　単位：人

区　分	０～19 歳		20～39 歳			40～69 歳		70 歳以上		計			合計
	男性	女性	男性	女性	不明	男性	女性	男性	女性	男性	女性	不明	
１　級	4	0	2	4	0	19	15	12	16	37	35	0	72
２　級	2	0	23	12	0	33	15	0	3	58	30	0	88
３　級	0	0	1	6	1	5	4	0	0	6	10	1	17
合　計	6	0	26	22	1	57	34	12	19	101	75	1	177
	6		49			91		31		177			
【参考】平成 23 年	3	1	17	11	0	46	23	9	11	75	46	0	121
	4		28			69		20		121			

資料：西濃保健所（平成 28 年３月末日現在）

(5)　高次脳機能障がいのある人

高次脳機能障がいとは、交通事故をはじめとする外傷や病気などさまざまな原因によって脳に損傷を受け生じた後遺症をいいます。高次脳機能障がいになると、日常生活や社会生活への適応が難しく社会復帰が困難になることも少なくありません。高次脳機能障がいのある人としての数は把握されていません。なお、高次脳機能障がいと診断された場合には「器質性精神障がい」として精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。

(6)　難病患者

平成26年５月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病医療法）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年１月から新たな難病医療費助成制度が実施されています。難病については、医療費助成の対象となる指定難病の種類が、これまでの56疾病から→110疾病（第１次）→306疾病（第２次）に拡大されました。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在14疾患群（704疾病）がその対象として国に認定されています。

図表２－11　指定難病認定者数

指定難病名	人数	指定難病名	人数
筋萎縮性側索硬化症	3	肥大型心筋症	1
脊髄性筋萎縮症	1	再生不良性貧血	2
進行性核上性麻痺	2	特発性血小板減少性紫斑病	7
パーキンソン病	12	IgA 腎症	1
重症筋無力症	3	後縦靱帯骨化症	6
多発性硬化症／視神経脊髄炎	5	広範脊柱管狭窄症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	特発性大腿骨頭壊死症	4
多系統萎縮症	6	下垂体性 ADH 分泌異常症	1
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	8	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
ライソゾーム病	2	下垂体前葉機能低下症	2
もやもや病	2	サルコイドーシス	6
天疱瘡	5	特発性間質性肺炎	2
顕微鏡的多発血管炎	2	肺動脈性肺高血圧症	1
多発血管炎性肉芽腫症	1	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1
全身性エリテマトーデス	5	網膜色素変性症	8
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	バッド・キアリ症候群	1
全身性強皮症	17	原発性胆汁性肝硬変	5
混合性結合組織病	1	クローン病	3
ベーチェット病	1	潰瘍性大腸炎	38
特発性拡張型心筋症	3	強直性脊椎炎	2
		合　　計	182

（注）該当のある疾病のみ記載

資料：西濃保健所（平成 28 年３月末日現在）

図表２－12　小児慢性特定疾病児童数

番号	疾 患 群	人　数	番号	疾 患 群	人　数
1	悪性新生物	4	8	先天性代謝異常	0
2	慢性腎疾患	3	9	血液疾患	1
3	慢性呼吸器疾患	0	10	免疫疾患	0
4	慢性心疾患	3	11	神経･筋疾患	2
5	内分泌疾患	4	12	慢性消化器疾患	1
6	膠原病	0	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
7	糖尿病	1	14	皮膚疾患群	0
				合計	19

資料：西濃保健所（平成28年３月末日現在）

平成25年４月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とされました。その後、指定難病と小児慢性特定疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会において議論され、これまでの130疾病から→151疾病（第１次）→332疾病（第２次）に拡大されました。

本町における平成28年４月１日現在､障害者総合支援法の対象となる難病等患者は161人、難病法による指定難病患者は182人、小児慢性特定疾病児童は15人です。

２　障害支援区分

障害福祉サービス（介護給付）を利用するためには、区分１～６の段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。障害支援区分へ改正される前の障害程度区分の認定が、知的障がいや精神障がいのある人について、コンピュータによる一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高く、特性を反映できていないのではないかという指摘があり、平成26年４月からは、認定調査項目等の見直しを行った新たな基準となっています。

平成28年３月末日現在、障害支援区分認定を受けている人は91人となっており、うち知的障がいのある人が４分の３を占めています。全体では区分６が30人と最も多くなっています。

平成23年に比べると、全体では７人の増加ですが、最も支援の必要度が高い区分６が14人も多くなっています。

図表２－13　障害支援区分認定の状況　（単位：人）

区分		低い ← 支援の必要度 → 高い						合計
		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	
平成28年	身体	1	1	3	0	1	8	14
	知的	0	6	10	14	17	21	68
	精神	1	2	3	2	0	1	9
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2	9	16	16	18	30	91
平成23年	身体	2	3	5	0	1	7	18
	知的	0	7	16	15	12	9	59
	精神	1	2	3	1	0	0	7
	難病							
	合計	3	12	24	16	13	16	84

資料：健康福祉課（各年３月末日現在）

第３章　サービスの現状

１　地域福祉

(1)　社会福祉協議会

社会福祉協議会では、障がい者に関する次の事業を行っています。

図表３－１　垂井町社会福祉協議会の障がいのある人に関する事業（平成28年度）

事　業　名	内　　容
障害者自立支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき以下サービスを実施。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・移動支援事業 ・基準該当生活介護
地域活動支援センター事業「けやきの家」	町の指定管理を受け、けやきの家において地域活動支援センター事業を実施。また、けやきの家ギャラリーを設置し、自主製品の展示などを行っている。 通所者数：18名 作業内容：下請負作業（ビニール製品の成形箱詰など）および自主製品の製造（刺し子など）
障がい児・者ふれあい事業 「たるい　ふれあいのつどい」	障がい児者関係４団体の代表者（けやきの家保護者会、こいのぼり、がんつ、岐阜県身体障害者福祉協会　不破支部　垂井分会）と協力し、社会参加の促進や生活の充実等を目的として、町文化会館において年１回実施。平成28年度は11月20日に防災や子どもの生きづらさなどに関する講演等を実施。
小中学生のための手話教室	夏休み期間中に小中学生対象の手話教室を町福祉会館において年１回実施（講師１名、通訳１名、参加者９名）。あいさつや自己紹介等手話の基礎を学習。
ふれあい垂井ピア2016福祉学習	ふれあい垂井ピア2016にて、来場の小中学生を対象に、手話や点字の学習と障がい者との交流を実施（11月５日、６日）。
手話サークル泉の会	会員：18名 毎週水曜日の午後７時から午後９時まで町福祉会館において実施。手話教室への協力、福祉協力校で行われる福祉学習等への協力も実施。
虹の会	会員：18名 視覚障がい者の社会参加を支援するため、ガイドヘルプ等を実施。点字学習等の福祉学習への協力やふれあいサロンの実施等年間を通じて活動。
福祉学習の支援	各校で取り組まれている福祉学習について、講師派遣等により支援している。（例：福祉について、車いす学習、障がい者との交流　など）
ワークキャンプ	不破中学校・北中学校の学生を対象に実施。 いぶき苑（不破中：８月10日、北中：８月22日）、けやきの家（不破中：８月９日、北中：８月５日）　において作業体験を中心にそれぞれ２日行った。 ※不破中は参加者が集まらず、中止とした。
小地域見守りネットワーク事業	地域に身近な自治会長、福祉推進委員、民生委員、近隣ボランティアの方を中心に見守りを実施。
ささえあい連絡会	自治会、民生委員・児童委員、福祉推進員、近隣ボランティア等地域で活動

	される方の協力のもと町内全７地区に設置され、行政、社会福祉施設、社会福祉関係機関・団体などと連携し、地域のささえあい・見守り活動を実施。
生活支援サービスづくりモデル事業	平成27年度より各地区に呼びかけ「地域の方による地域の方のための生活支援サービスづくり」を推進。町内３地区（表佐、栗原、岩手）で賛同され、うち２地区（表佐、岩手）で事業を開始。 （表佐地区） 名称：ちょっとサポート 実施主体：表佐地区ささえあい連絡会 サポート内容例：話し相手、調理、ごみ出し、買い物代行　など 利用料金：無料（実費は除く） （岩手地区） 名称：くらしのサポート 実施主体：岩手地区まちづくり協議会 サポート内容：買い物代行、掃除や草むしり、蛍光灯の取り換え　など 利用料金：無料（実費は除く）
福祉機器の貸出し	対象者：身体障害者手帳３級以上の障がい者 福祉機器：福祉ベッド（手動式） 車いす（自走式、介助式） 利用料金：無料（ただし、返却時の消毒料金は利用者負担）
日常生活自立支援事業	障がい（知的障がい、精神障がい）により判断能力が不十分な方を対象に日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助、書類預かりサービス等を実施。
心配ごと相談所の開設（障がい者に関する相談）	心配ごと相談事業として相談員による相談所を設けて実施。 ・心配ごと相談：毎月第１・２・３水曜日　午後１時から午後４時まで ・法律相談：毎月第４木曜日 ・結婚相談：毎月第４土曜日
社協単独生活福祉資金貸付	低所得世帯を対象に10万円を限度として貸し付けを行っている。

資料：町社会福祉協議会

(2)　ボランティア

平成28年３月末日現在、社会福祉協議会に登録のあるグループは13団体、391人、個人登録は125人となっています。団体数、登録人数ともに増加傾向にあります。

図表３－２　ボランティア登録団体・登録人員の推移

区　分	グループ登録		個人登録	登録人数計
	団体数	人　数	人　数	
平成19年	8	322	30	352
平成20年	9	335	44	379
平成21年	11	353	45	398
平成22年	11	347	45	392
平成23年	11	350	47	397
平成24年	12	348	60	408
平成25年	12	344	81	425
平成26年	13	377	88	465
平成27年	13	377	122	499
平成28年	13	391	125	516

資料：町社会福祉協議会（各年３月31日現在）

(3)　民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員の人数は、次のとおりです。

図表３－３　民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数（平成28年度）

区　分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
人　数	46人	8人	1人

資料：健康福祉課

(4)　障がいのある人などの団体

障がいのある人やその家族で結成している団体は次のとおりです。

図表３－４　障がいのある人などの団体

団　　体　　名	会員数
岐阜県身体障害者福祉協会 不破支部垂井分会	190　人
垂井町障がい者（児）を持つ親の会　こいのぼり	15　人
垂井町聴覚障害者福祉協会	10　人
岐阜県視覚障害者福祉協会　不破郡視覚障害者協会	6　人 （うち垂井町　５人）
がんつ保護者会	11　人
大垣特別支援学校　ＰＴＡ不破地区	39　人
西濃地区肢体不自由児・者　障害児・者　父母の会	136　人 （うち垂井町　56　人）
けやきの家　保護者会	18　人

資料：健康福祉課（平成28年7月現在）

（注）アンケート調査および聞き取りによって行った。

２　まちづくり

車いす使用者用トイレの設置など、バリアフリーを推進しています。

図表３－５　車いす使用者用トイレ設置数（平成28年４月現在）

区　　分	設置か所数	備　　考
官公庁舎等	18か所	デイサービス　４か所 タルイピアセンター　１か所 生きがいセンター　１か所 駅　２か所 役場　１か所 文化会館　２か所 保健センター　１か所 老人福祉センター　１か所 中央公民館　１か所 けやきの家　１か所 福祉会館　１か所 斎場　１か所 エコパーク多目的広場　１か所
公　　園	4か所	西相川公園、新井公園、朝倉公園、相川児童公園

資料：関係各課

図表３－６　町道の歩道の整備状況

区　　分	平成８年	平成18年	平成23年	平成28年
総延長距離	216,587m	239,303m	247,008m	253,196m
歩道設置済み道路延長距離	11,638m	15,865m	16,706m	17,069m

資料：建設課

図表３－７　視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況

区　　分	平成18年	平成23年	平成28年
敷設か所	垂井駅北広場1か所	タルイピアセンター 表佐公民館	垂井駅周辺 タルイピアセンター 表佐公民館

資料：関係各課

図表３－８　駅舎および周辺のバリアフリー化の状況

区　　分	乗降人員（人）				駅舎の形態	バリアフリー化の状況
	平成７年	平成17年	平成23年	平成28年		
ＪＲ垂井駅	6,354	5,354 (2,715)	5,364 (2,666)	2,599	橋上	段差解消 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 エスカレーター設置 手すりへの点字表示 エレベーターの設置 トイレの便器を和式から洋式に変更

資料：企画調整課、建設課

（注）　平成17年、平成23年の括弧の数値は乗車人員を記載。平成28年からは乗車人員のみを記載。

3　教育・療育

(1)　障がい児保育

全園で障がい児保育を実施しており、早期療育を要する児童には、加配保育士を配置して指導体制の充実を図っています。

図表３－９　学齢期前の障害者手帳所持者数　　単位：人

区　　分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障がい	3	2	2	2	2
知的障がい	6	4	4	6	7
精神障がい	0	0	0	0	0
計	9	6	6	8	9

資料：健康福祉課（各年４月現在）

(2)　障害児通所支援

平成23年５月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」に一元化されました。

図表３－10　障害児施設・事業の一元化イメージ

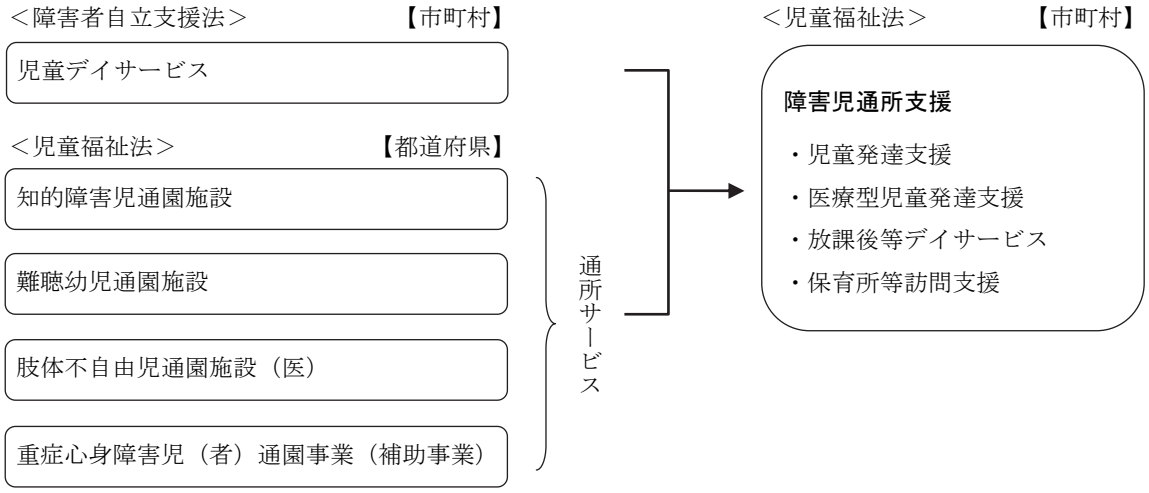

（注）（医）とあるのは、医療の提供を行っているもの。

児童発達支援については、町内には「いずみの園」があります。放課後等デイサービスは町内には事業所はなく、近隣市町の事業所利用している状況です。

図表３－11　障害児通所支援の利用状況

区　　分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童発達支援	人 人日	22 110	28 112	31 99	28 91
放課後等デイサービス	人 人日	1 5	1 2	1 1	8 65

資料：健康福祉課

図表３－12　町営児童発達支援施設（いずみの園）利用者数　　単位：人

区　分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
在席人数	20	24	31	28	19

資料：健康福祉課（各年４月現在）

(3)　ことばの教室

小学校１～３年生のことばに遅れのある児童を対象として、「話す」ことについての指導をしています。参加人数は増加傾向にあり、平成28年は56人となっています。

平成25年度から学齢期前の児童を対象としたことばの教室を開設しました。

図表３－13　**ことばの教室実施状況**　　単位：人

区　分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
参加人数	学齢期	31	33	44	47	50	48	53	52	56
	学齢期前	－	－	－	－	－	29	38	35	48

資料：学校教育課、健康福祉課（各年４月現在）

(4)　特別支援学校

平成28年５月１日現在、特別支援学校に通学している児童生徒数は、幼稚部１人、小学部６人、中学部６人、高等部26人の、合計39人です。

平成26年までは毎年増加していましたが、平成26年からは39人で推移しています。

図表３－14　特別支援学校の就学状況　　単位：人

学　校　名	所在地	町の在学児童・生徒数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立岐阜盲学校	岐阜市		0	0	1	1
県立岐阜聾学校	岐阜市	1	0	0	0	1
県立岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜市		0	0	0	0
県立大垣特別支援学校	大垣市		6	6	23	35
県立中濃特別支援学校	関市		0	0	2	2
計		1	6	6	26	39

資料：各特別支援学校（平成28年５月１日現在）

図表３－15　特別支援学校の垂井町在住児数の推移　　単位：人

区　分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
幼稚部		－	－	－	0	0	0	1	1	1
小学部	１年	0	0	2	1	1	0	1	0	0
	２年	3	0	0	3	1	1	0	2	0
	３年	0	3	0	1	2	1	2	1	2
	４年	3	0	3	0	1	2	1	2	1
	５年	0	3	0	3	0	1	2	1	2
	６年	2	0	3	0	3	0	1	2	1
	計	8	6	8	8	8	5	8	9	7
中学部	１年	3	5	2	3	1	6	2	2	2
	２年	0	3	5	2	4	1	6	2	2
	３年	2	0	3	5	2	4	1	6	2
	計	5	8	10	10	7	11	9	10	6
高等部	１年	2	4	4	5	9	8	6	7	13
	２年	1	2	4	4	5	9	7	6	7
	３年	4	1	2	4	4	5	9	7	6
	計	7	7	10	13	18	22	22	20	26
合　計		20	21	28	31	33	38	39	39	39

資料：各特別支援学校（各年５月１日現在）

(5)　特別支援学級

小中学校に通学している障がいのある児童生徒数は、平成28年５月１日現在、小学生が36人、中学生が22人、合計58人となっており、平成24年以降は60人前後で推移しています。障がいの種類別にみると、知的障がい学級が８学級、37人、情緒障がい学級が７学級、20人、難聴学級が１学級、１人です。

通級指導教室を利用する児童は90人となっています。

図表３－16　障がいのある児童の小中学校在学児数　　単位：人

小　学　校		中　学　校	
学 校 数	在学児数	学 校 数	在学児数
6	36	2	22

資料：学校教育課（平成28年５月１日現在）

図表３－17　障がいのある児童の小中学校在学児数　　単位：人

区　分	学級数	在学児数									
		小学校						中学校			計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい学級	８学級	4	7	3	5	4	1	1	7	5	37
情緒障がい学級	７学級	2	4	1	1	2	1	3	3	3	20
難聴学級	１学級	0	0	1	0	0	0	－	－	－	1
通級指導教室	３学級	42	14	16	11	6	1	－	－	－	90

資料：学校教育課（平成28年５月１日現在）

図表３－18　小学校・中学校の障がいのある児童の学級在学児数の推移　　単位：人

区　分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
小　学　校	40	39	39	37	40	40	36	32	36
中　学　校	7	11	13	17	22	24	26	28	22
計	47	50	52	54	62	64	62	60	58

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

4　雇用・就業

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国・地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

図表３－19　「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた雇用率

事業主区分	平成25年３月まで	平成25年４月以降
民間企業（常用労働者数50人以上）	1.8%	2.0%
国・地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

（注）　重度障害者については１人を２人と算定し、短時間労働者であっても１人と計上されている。

(1)　民間企業の雇用状況

民間企業（常用労働者数50人以上規模の企業）の障がいのある人の雇用状況をみると、雇用率は平成23年に低下しましたが、その後は上昇傾向にあります。大垣公共職業安定所管内の雇用率は、平成27年は1.87%となっており、岐阜県および全国に比べてやや低くなっています。管内の雇用障害者数は1,257人、雇用率未達成企業は対象企業の45.4%です。

図表３－20　民間企業の障害者雇用状況（大垣公共職業安定所管内）

区　分	企業数	算定基礎労働者数	うち障がいのある人	雇用率	雇用率未達成企業の割合	参考・雇用率	
						全　国	岐阜県
	企業	人	人	%	%	%	%
平成18年	218	51,859.0	801.5	1.55	45.4	1.52	1.57
平成19年	222	53,604.0	835.5	1.56	43.7	1.55	1.60
平成20年	236	56,008.0	893.5	1.60	46.2	1.59	1.68
平成21年	223	54,615.0	872.5	1.60	47.1	1.63	1.69
平成22年	227	54,979.0	909.5	1.65	49.3	1.68	1.73
平成23年	243	62,850.5	994.5	1.58	46.5	1.65	1.65
平成24年	244	63,590.0	1006.0	1.58	48.4	1.69	1.70
平成25年	276	65,940.5	1105.0	1.68	53.3	1.76	1.74
平成26年	276	66,343.5	1134.0	1.71	48.2	1.82	1.79
平成27年	280	67,295.0	1257.0	1.87	45.4	1.88	1.89

資料：大垣公共職業安定所（各年６月１日現在）

(2)　垂井町職員の障がいのある人の雇用状況

垂井町職員の障がいのある人の雇用は、平成28年は６人、1.98%となっており、法定雇用率の2.3%を下回っています。

なお、平成30年度からは、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎の対象に加えられることになっています。

図表３－21　垂井町職員の障がいのある人の雇用状況　　単位：人、(%)

区　分	算定基礎労働者数	障がいのある人				雇用率
			身体障がい	知的障がい	精神障がい	
平成19年	128	2	2	0	－	(1.56)
平成20年	189	3	3	0	－	(1.59)
平成21年	171	6	4	2	－	(3.51)
平成22年	227	6	4	2	－	(2.64)
平成23年	276	5	3	2	－	(1.81)
平成24年	269	5	3	2	－	(1.86)
平成25年	301	6	4	2	－	(1.99)
平成26年	305	7	4	3	－	(2.30)
平成27年	301	6	3	3	－	(1.99)
平成28年	303	6	3	3	－	(1.98)

資料：総務課（各年６月１日現在）

（注）平成22年からは教育委員会部局を含む

5　保健・医療

(1)　乳幼児健康診査

疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し、早期の治療・訓練に結びつけられるよう、乳幼児健康診査を実施しています。各健康診査の実施状況は次のとおりです。なお、平成26年度より「11か月児健康診査」を「10か月児健康診査」へと名称変更しています。

図表３－22　乳幼児健康診査実施状況　　単位：受診率は%、他は人

区　分	４か月児健康診査						10か月児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健診結果			対象者数	受診者数	受診率	健診結果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成18年度	232	232	100.0	193	24	15	269	246	91.4	211	18	17
平成19年度	267	265	99.3	202	30	33	242	236	97.5	175	39	22
平成20年度	229	229	100.0	168	32	29	265	260	98.1	192	39	29
平成21年度	245	234	95.5	132	73	29	251	242	96.4	163	59	20
平成22年度	223	223	100.0	91	75	57	223	213	95.5	96	88	29
平成23年度	229	225	98.3	83	100	42	236	226	95.8	108	83	35
平成24年度	231	228	98.7	87	116	25	246	236	95.9	74	147	15
平成25年度	209	203	97.1	92	96	15	195	191	97.9	66	102	23
平成26年度	192	191	99.5	148	29	14	216	216	100	190	13	13
平成27年度	173	170	98.3	111	47	12	186	177	95.2	139	31	7

資料：保健センター

区　分	１歳６か月児健康診査						３歳児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健診結果			対象者数	受診者数	受診率	健診結果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成18年度	278	253	91.0	196	40	17	283	255	90.1	202	32	21
平成19年度	248	244	98.4	186	33	25	256	223	87.1	175	30	18
平成20年度	283	276	97.5	196	61	19	307	291	94.8	228	41	22
平成21年度	259	245	94.6	145	69	31	275	256	93.1	178	57	21
平成22年度	246	229	93.1	113	94	22	281	262	93.2	123	92	47
平成23年度	229	222	96.9	86	112	24	253	239	94.5	88	116	35
平成24年度	230	220	95.7	65	141	14	253	243	96.0	80	134	29
平成25年度	243	234	96.3	78	134	22	238	223	93.7	80	110	33
平成26年度	210	209	99.5	183	13	13	243	243	100	201	26	16
平成27年度	195	193	99.0	143	32	18	212	203	95.8	156	32	15

(2)　訪問指導

乳幼児健康診査などの経過観察児、未熟児などを対象として、保健師による家庭訪問を行い、発達面の確認や保健指導、障がいの早期発見などに努めています。

特に、平成24年度からは、保健師等が、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。訪問時には、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

図表３－23　訪問指導の状況　　単位：人

区　分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
妊産婦	実人員	26	31	20	30	4	0	23	5	2	0
	延人員	26	31	23	30	4	0	27	5	2	0
新生児	実人員	3	0	2	3	1	2	6	2	4	3
	延人員	3	0	2	3	1	2	7	2	4	3
未熟児	実人員	7	7	3	6	0	4	1	3	4	6
	延人員	7	7	3	6	0	5	1	3	7	8
乳　児	実人員	20	32	18	34	10	38	194	237	189	147
	延人員	20	32	18	66	14	42	194	243	284	233
幼　児	実人員	1	3	7	75	16	13	8	14	2	5
	延人員	1	4	13	465	21	15	8	19	3	5

資料：保健センター

(3) 自立支援医療

公費負担医療制度は、身体障がいのある人のための「更生医療」、障がいのある児童のための「育成医療」および精神障がいのある人のための「精神通院医療」がありましたが、一本化され「自立支援医療」として支給が行われています。自己負担は費用の１割ですが、所得に応じて負担上限月額が決められています。

自立支援医療の受給者は次のとおりです。

図表３－24　自立支援医療（育成医療、更生医療）受給者数の推移　　単位：人

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
育成医療	肢体不自由	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	視覚障がい	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
	音声･言語･そしゃく機能障がい	6	4	4	5	5	3	2	5	5	5
	心臓障がい	3	1	2	2	3	2	2	2	3	4
	腎臓障がい	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	計	11	6	7	10	9	9	5	8	10	11
更生医療	肢体不自由	2	1	1	2	1	2	1	1	1	0
	内部障がい	2	6	5	4	3	4	4	7	11	15
	計	4	7	6	6	4	6	5	8	12	15

資料：西濃保健所、健康福祉課

図表３－25　自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移　　単位：人

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給者数	189	172	189	188	194	191	192	186	196	212

資料：西濃保健所

(4)　精神保健福祉相談と家庭訪問

精神保健福祉相談の延べ人員は次のとおりです。

図表３－26　精神保健福祉相談と家庭訪問実施状況　　単位：人

区　　分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
精神保健福祉相談	延人員	3	4	5	29	30	12	2	0	3	10
家庭訪問	延人員	0	2	0	0	9	10	0	0	5	6

資料：保健センター

(5)　指定難病・小児慢性特定疾病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定と「児童福祉法」の改正により、平成27年１月から、医療費の助成を受けられる「難病」「小児慢性特定疾病」の対象が拡大され、医療費の自己負担割合が３割から２割への引き下げられるなど、新たな制度に変わりました。

図表３－27　指定難病認定者数（垂井町）・小児慢性特定疾病認定者数（管内）の推移　　単位：人

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定難病	119	123	131	133	127	142	153	167	175	182
小児慢性特定疾病	194	181	188	251	235	233	239	216	202	235

資料：西濃保健所「西濃地域の公衆衛生」

（注）１　平成25年度までは特定疾患認定患者数、小児慢性特定疾患認定患者数
　　２　小児慢性特定疾患は西濃地域保健所管内の合計

(6)　重度心身障害者等医療費助成

助成実績は増加傾向にあり、平成27年度の受給対象者は985人、24,224件となっています。１人当たりの助成額は約14万円、１件当たりの助成額は6,000円前後で推移しています。

図表３－28　重度心身障害者等医療費助成実績

区　　分	受給対象者数（人）	件数（件）	１人当たり助成額（円）	１件当たり助成額（円）
平成18年度	871	17,719	116,223	5,713
平成19年度	864	19,312	136,429	6,104
平成20年度	884	19,345	121,766	5,564
平成21年度	919	20,167	127,829	5,825
平成22年度	943	20,413	133,616	6,173
平成23年度	959	21,301	137,786	6,203
平成24年度	988	22,117	139,172	6,217
平成25年度	973	23,169	144,186	6,055
平成26年度	994	23,373	139,560	5,935
平成27年度	985	24,224	143,231	5,824

資料：健康福祉課

6　生活支援

(1)　障害福祉サービス

訪問系サービスについては、利用者数、利用時間ともに大幅な増減はありません。日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援Ａ型・Ｂ型が増加傾向にあります。計画相談支援については、28～29人となっています。

図表３－29　障害福祉サービスの実績一覧　（１か月あたり）

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪問系	総利用時間	人 時間	37 896	41 975	41 856	40 834
	居宅介護（ホームヘルプ）	人 時間	27 509	28 560	27 570	28 559
	重度訪問介護	人 時間	1 298	1 307	1 168	1 166
	同行援護	人 時間	2 25	3 33	4 53	4 34
	行動援護	人 時間	7 64	9 75	9 65	11 75
	重度障害者等包括	人 時間	0 0	0 0	0 0	0 0
日中活動系	生活介護	人 人日	52 965	52 959	52 947	57 1,040
	自立訓練（機能訓練）	人 人日	0 0	0 0	0 0	0 0
	自立訓練（生活訓練）	人 人日	2 26	1 5	1 12	1 28
	自立訓練（宿泊型）	人 人日	2 3	3 2	3 88	1 14
	就労移行支援	人 人日	3 25	7 84	4 56	2 27
	就労継続支援（Ａ型）	人 人日	7 139	14 279	15 29	19 369
	就労継続支援（Ｂ型）	人 人日	18 298	15 244	19 304	23 363
	療養介護	人	4	4	4	4
	短期入所	人 人日	6 25	6 40	8 83	8 75
居住系	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	人	17	17	17	18
	施設入所支援	人	11	11	11	10
相談支援	計画相談支援	人	3	9	29	28
	地域移行支援	人	0	0	0	0
	地域定着支援	人	0	0	0	0

資料：健康福祉課

(2)　地域生活支援事業

主な地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。日常生活用具費支給事業の排せつ管理支援用具、日中一時支援事業の利用回数が増加傾向にあります。

図表３－30　地域生活支援事業の実績一覧

区分			単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
理解促進研修・啓発事業				－	未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業				－	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業		か所	4	4	4	4
	基幹相談支援センター			未設置	未設置	未設置	未設置
	住宅入居等支援事業			未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業				0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業				－	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数	人	未実施	未実施	未実施	未実施
	手話通訳者派遣事業	実利用者数	人／年	5	6	6	4
	要約筆記者派遣事業	実利用者数	人／年	1	0	0	0
日常生活用具費支給事業	介護・訓練支援用具		件／年	2	1	1	2
	自立生活支援用具		件／年	1	4	4	0
	在宅療養等支援用具		件／年	11	10	9	5
	情報・意思疎通支援用具		件／年	6	7	7	0
	排せつ管理支援用具		件／年	386	444	442	498
	住宅改修費		件／年	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業			人／年	未実施	未実施	4	6
移動支援事業		実利用者数 利用時間数	人／年 時間／年	22 1,069	23 1,118	27 1,061	24 942
地域活動支援センター	Ⅰ型	事業所数 実利用者数	か所 人／年	2 7	2 4	2 4	2 4
	Ⅲ型	事業所数 実利用者数	か所 人／年	1 15	1 15	1 16	1 17
訪問入浴サービス事業		実利用者数 利用回数	人／年 回／年	未実施	未実施	1 71	2 191
日中一時支援	日中一時支援事業	実利用者数 利用回数	人／年 回／年	19 226	19 234	15 241	20 302
	重度心身障害児者サービス円滑利用事業	実利用者数 利用回数	人／年 回／年	－	－	－	5 360
	放課後等支援事業	実利用者数 利用回数	人／年 回／年	－	－	－	2 58
自動車運転免許取得事業		利用者数	人／年	0	1	0	1
自動車改造助成事業		利用者数	人／年	3	2	1	3

資料：健康福祉課

(3) 補 装 具

種目別にみた補装具費の支給件数の推移は次のとおりです。車いすや補聴器の利用が比較的多くなっています。

図表３－31　補装具の交付・修理実施状況　　単位：件

区　　分	平成 22 年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢　　義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
義足	0	2	0	0	0	3	0	0	0	2	0	1
装具　　下肢	4	1	1	0	0	1	2	2	0	0	2	0
靴型	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	0	0
体幹	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
座位保持装置	3	0	3	0	1	0	1	1	4	0	1	2
座位保持いす	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
盲人安全つえ	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
眼　鏡	2	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0
補聴器	7	3	7	3	9	2	6	6	8	2	8	2
車いす	6	8	7	9	4	10	5	7	7	9	3	9
電動車いす	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	1	0	0	0	3	0	1	0	2	0	2	0
重度障害者用意思伝達装置	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0
義　眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	25	14	19	12	21	17	25	17	26	15	17	14

資料：健康福祉課

(4) ニュー福祉機器助成事業

先進的な福祉機器の購入費の一部を助成し、障がいのある人の活動を支援しています。

この５年間に利用実績があるのは「パーソナルコンピュータ」が４件、「音声炊飯ジャー」「音声ICタグレコーダ」「音声血圧計」が各１件の計７件です。

図表３－32　ニュー福祉機器助成事業の利用実績　　単位：件

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
パーソナルコンピュータ	0	1	2	1	0
音声炊飯ジャー	0	1	0	0	0
音声ICタグレコーダ	0	0	1	0	0
人工呼吸器	0	0	0	0	0
音声血圧計	1	0	0	0	0
色彩音声案内装置	0	0	0	0	0
障がい物感知センサー	－	0	0	0	0
計	1	2	3	1	0

資料：健康福祉課

(5)　各種手当て

障がいのある人に関する手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当および特別児童扶養手当などがあります。受給者は次のとおりです。

図表３－33　各種手当ての受給状況（平成28年４月１日）

種　　類	対　　象	手当月額	受給者数
特別障害者手当	20歳以上の著しく重度の障害を有する在宅障害者	26,830円	24
障害児福祉手当	20歳未満の著しく重度の障害を有する在宅障害児	14,600円	21
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児を養育する父または母、養育者	１級 51,500円 ２級 34,300円	57

資料：健康福祉課

(6)　福祉タクシー券

福祉タクシー券の利用実績に、年度による大きな変動はみられません。平成27年度の利用者は30人、延べ人数は451人、金額は225,500円となっています。

図表３－34　福祉タクシー券利用実績

区　　分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数　（人）	28	28	26	25	23	29	32	30
延人数　（人）	385	336	396	391	380	405	416	451
金　　額　（円）	192,500	168,000	198,000	195,500	190,000	202,500	208,000	225,500

資料：健康福祉課

第４章　ニーズ・課題

アンケート、当事者団体・サービス提供事業者調査結果から、ニーズや課題を分野別に整理しました。

１　障がいへの理解

○この５年間に、障がいがあるために差別をうけたり、いやな思いをしたことが「ある」と回答したのは、身体障がいのある人の12.1％、知的障がいのある人の34.9％、精神障がいのある人の21.7％、障がい児の57.1％です。（図表４－１）

○差別や偏見の具体的な内容をみると、好奇の目で見られること、職場での理解が得られないこと、いじめなど多数あげられています。障がい児では、バカにされる、無視される、いじめなどがあげられています。

○障がい者と共に生きることが当然と思える世の中、社会になるように、幼少期の頃から福祉の心を育てる機会をつくってほしい。（障がい者関係団体）

○障がいの特性を理解できれば、手をさしのべられる社会になるのではないか。（障がい者関係団体）

図表４－１　いやな思い（過去の調査との比較）

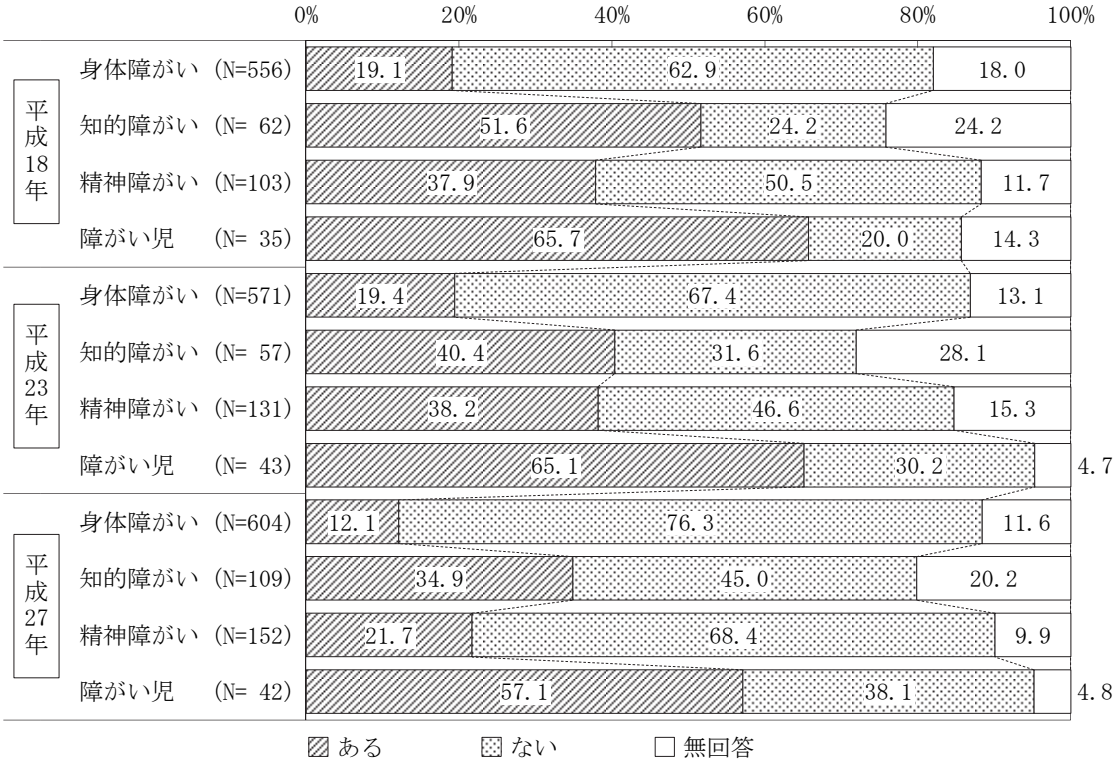

＜課題＞

★福祉教育などにより、障がいへの理解は進んできていると考えられますが、この５年間だけについてみても障がい児では50％以上がいやな思いをしているという結果であり、更なる教育・啓発が求められます。

★障がいのある人を見守りながらも、じろじろ見ないという接し方や、援助する場合のマナーなどを学ぶ必要があります。さらに、子どものうちから障がいのある人と交流する機会をもつことにより、偏見をもつことなく接することができるようになることが大切です。

★「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」などに基づく、障がいの特性や障がいのある方に対する接し方などの正しい知識について普及・啓発をしていく必要があります。

★町や学校においては、差別的取り扱い、合理的配慮について、今後具体的な例によって基準がつくられていくと考えられることから、それらの集積等を踏まえて施策を検討していく必要があります。

★差別の解消の推進は、福祉、教育、保健、建設などあらゆる分野にわたることから、町の方針を定めるとともに、職員の研修等を行い、適切な対応がとれるようにしていく必要があります。

２　地域福祉

○近所付き合いについては､｢ほとんどつきあいはない｣の割合が､身体障がいのある人が17.4%、知的障がいのある人が49.5%、精神障がいのある人が43.4%、障がい児が42.9%となっており、身体障がいのある人以外は、地域の付き合いが薄いことがうかがわれます。身体障がいのある人以外では、「ほとんどつきあいはない」が高くなる傾向にあり、一層近所づきあいが薄れていることがうかがえます。（図表４－２）

○地域の活動や行事への参加については、＜参加している＞は身体障がいのある人が25.5%、知的障がいのある人が7.3%、精神障がいのある人が19.1%、障がい児が33.4%と、知的障がいのある人の割合が低くなっています。

○住んでいる地域（小学校区）について、＜住みやすい＞は身体障がいのある人が54.5%、知的障がいのある人が52.3%、精神障がいのある人が38.8%、障がい児が61.9%と、精神障がいのある人の割合が低くなっています。

図表４－２　近所付き合い（過去の調査との比較）

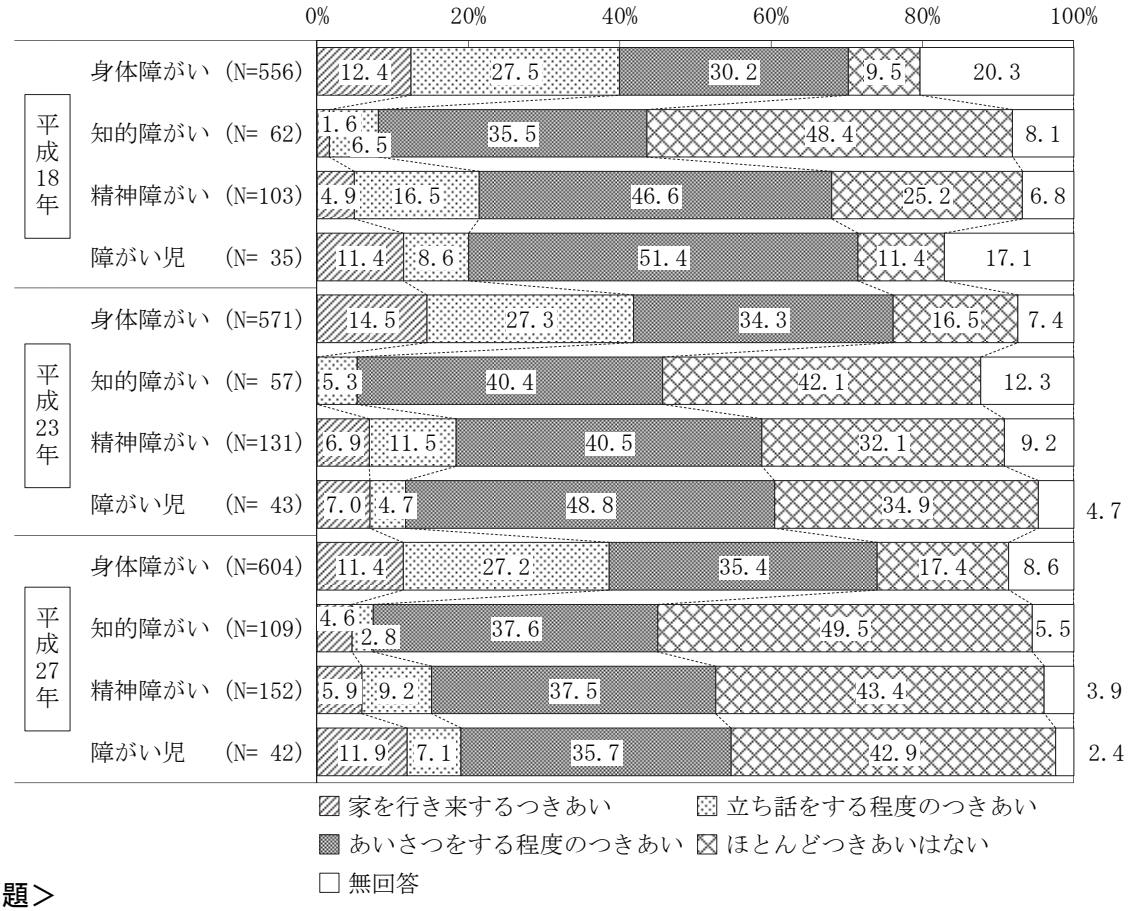

＜課題＞

★地域住民の理解を深め、障がいのある人も積極的に地域活動に参加できる、地域の環境づくりを推進する必要があります。

３　生活環境

○＜週３回以上＞外出している人は、身体障がいのある人が47.0％、知的障がいのある人が56.8％、精神障がいのある人が42.8％、障がいのある児童が90.4％となっています。

○外出の目的は、いずれの障がいのある人も「買物」「通院」が高く、障がい児はこれに「通学」が加わります。

○外出で困ることとして、身体障がいのある人は「道路や駅に段差や階段が多い」が最も高く、知的障がいのある人は「車などに危険を感じる」が最も高くなっています。障がい児は全般的に割合が高く、「電車・バスなどの便が悪い」「車などに危険を感じる」は30％前後となっています。（図表４－３）

図表４－３　外出するうえで困ること（身体障がい、知的障がい、障がい児、複数回答）

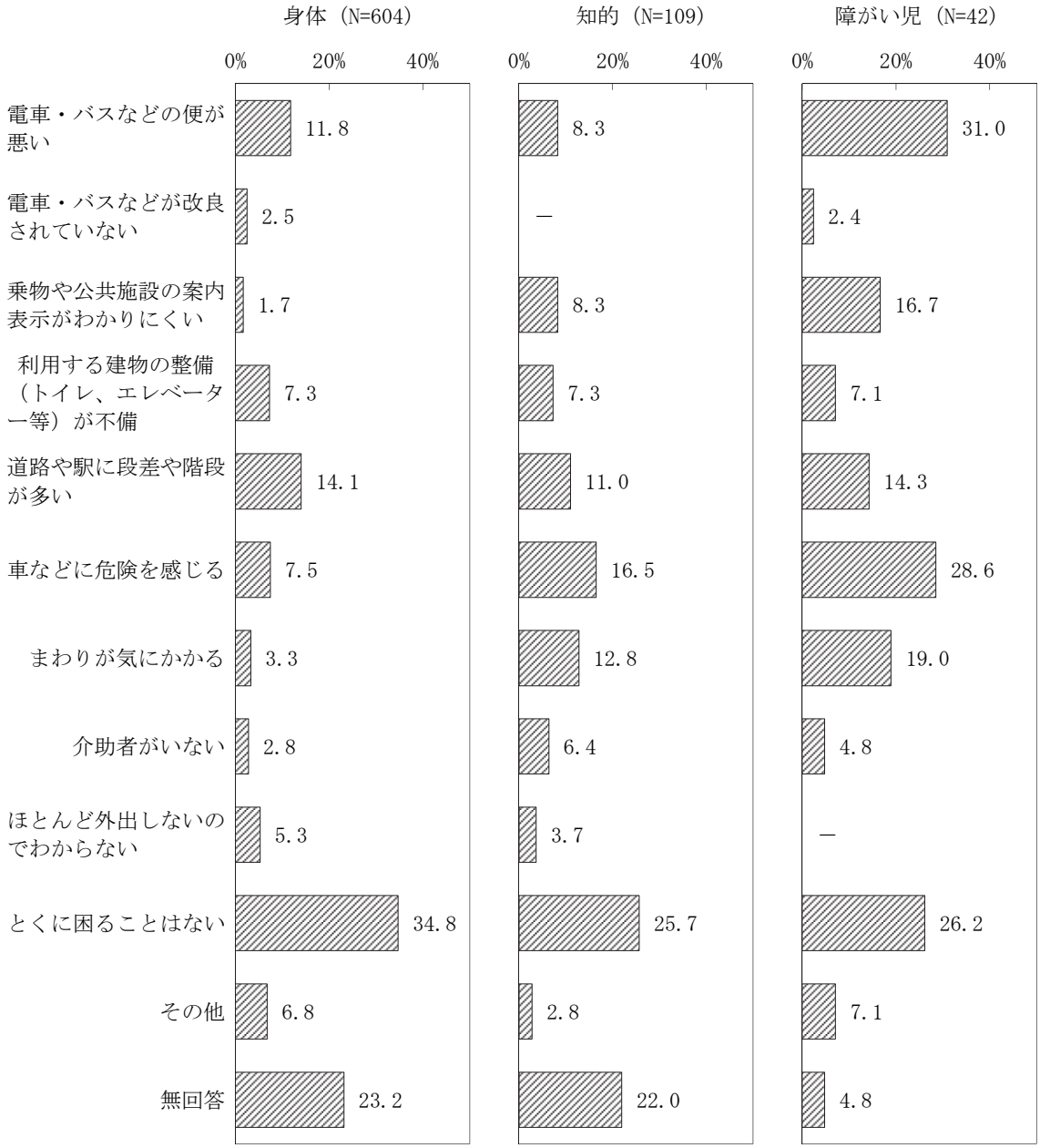

○障がい者用駐車場・トイレの利便性やモラルに関する意見が上げられています。

○ここ５年間のバリアフリー化の進展については、＜進んできている＞は、身体障がいのある人が33.1%、知的障がいのある人が36.7%、精神障がいのある人が34.8%、障がい児が42.8%となっています。平成18年調査と比べると、＜進んできている＞が高くなっていますが、平成23年調査との比較では、むしろ進み具合はよくないと言えます。（図表４－４）

○ハード面のバリアフリー化はすすんでいるように見えるものの、ソフト面からのアプローチが少ない。（障がい者関係団体）

○新庁舎になるのなら一番最初にトイレのバリアフリー。車いすで入れて、介護者も一緒に入れるトイレ。エレベーターをつくっていただきたい。（障がい者関係団体）

○障がい者用トイレはあっても、実際は使いづらいところが多い。（障がい者関係団体）

図表４－４　垂井町はバリアフリーが進んだか（過去の調査との比較）

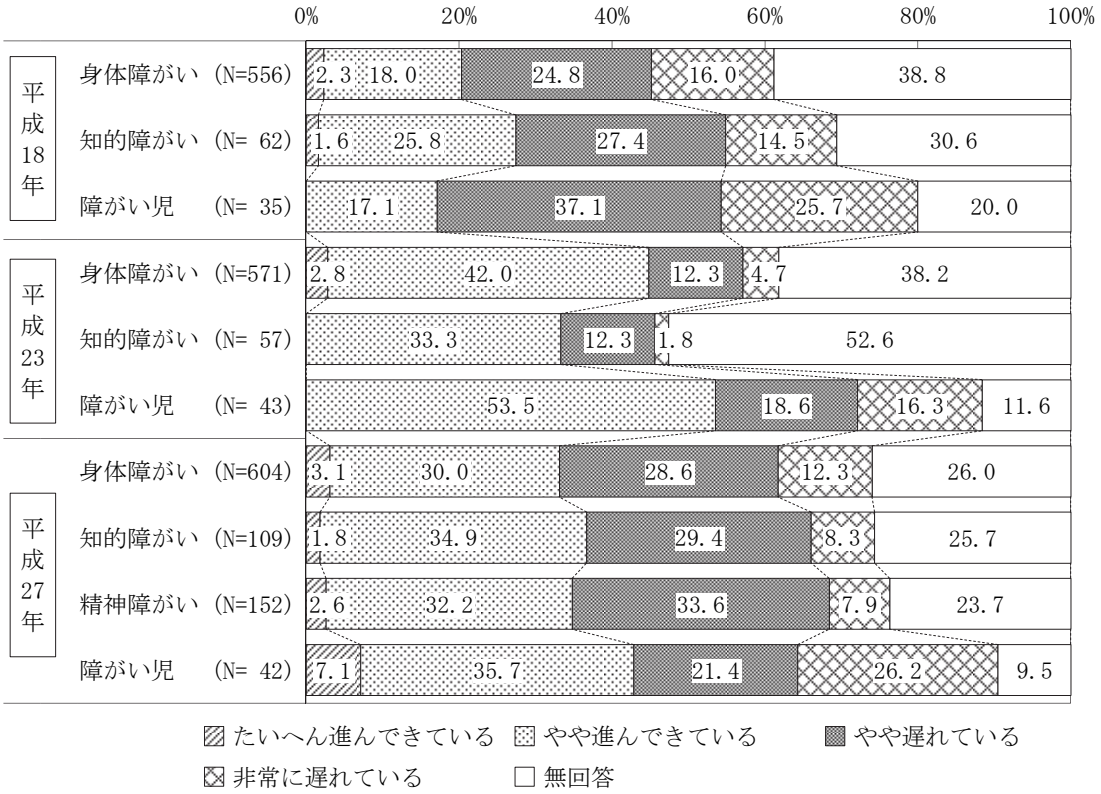

（注）平成18年、平成23年の調査では、精神障がいのある人にはたずねていない。

○地震などの災害時の避難については、「一人でできると思う」は、身体障がいのある人は32.0%、知的障がいのある人は13.8%、精神障がいのある人は37.5%、障がい児は21.4%となっています。これに「支援者がいればできる」を加えると、身体障がいのある人は64.3%、知的障がいのある人は70.7%、精神障がいのある人は71.1%、障がい児は64.3%となります。

○災害時にすぐに困ることは、障がい児以外は「避難についての不安」が最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」の順です。障がい児は「家族などに連絡をとれないことについ

ての不安」が最も高くなっています。

○避難所等で困ることとしては、いずれの障がいのある人も「トイレのこと」「薬や医療のこと」が高くなっています。そのほか、知的障がいのある人の「介助してくれる人のこと」「コミュニケーションのこと」、精神障がいのある人の「プライバシー保護のこと」が高くなっています。障がい児は「コミュニケーションのこと」が最も高くなっています。（図表４－５）

○「どこに避難場所があるか誰にでもわかるようにしてもらいたい」「福祉避難所を設置してほしい」という意見があり、設置されていることやその場所が認知されていない。（障がい者関係団体）

○パニックにならないように、会員が通っている施設、作業所等で防災訓練を行ってほしい。（障がい者関係団体）

○緊急時には何も持っていけないため、避難先にも福祉用具があるとよい。（障がい者関係団体）

○万一地震が起こった場合、通訳を助けてほしい。（障がい者関係団体）

図表４－５　避難所等で困ると思われること（複数回答）

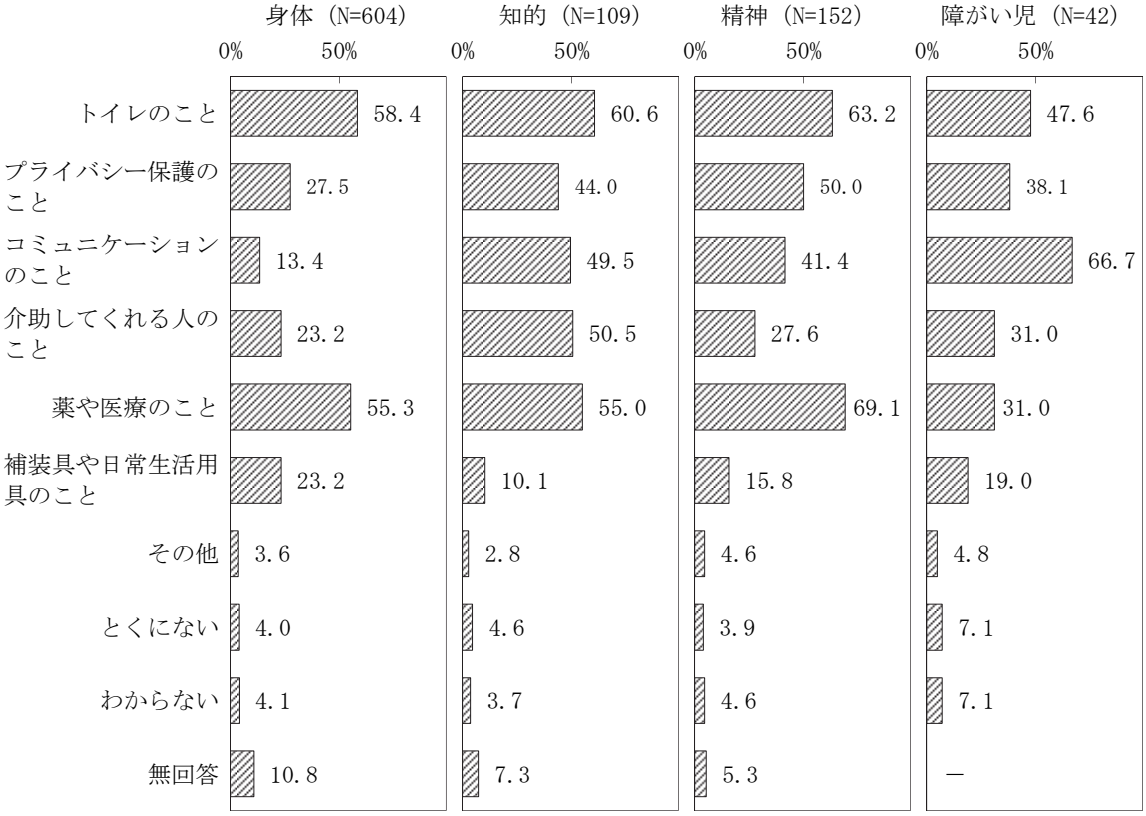

＜課題＞

★障がいのある人の外出を容易にするために、障がい者駐車場、トイレ（数、使いやすさ）などについて、確保、改善が求められます。また、障がい者用の駐車場やトイレについては、一般の利用者のマナーについての啓発や教育が求められます。

★障がいのある人の災害時の避難については、「支援者がいればできる」人も多いことから、避難の体制づくりが必要であり、障がいのある人、地域の支援者、自主防災組織等と協働して訓練等を実施していくことが求められます。

★避難行動要支援者台帳への登録制度の周知・普及と、地域での台帳の活用を検討していく必要があります。

★避難所において視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、障がい児などについては意思の疎通が困難となるため、それぞれの障がいの特性に対応できるよう意思疎通について工夫していくことが必要です。

★精神障がいのある人、知的障がいのある人、障がい児については、多くの人の中でパニックになることが考えられることから、福祉避難所の指定および整備等が必要です。

４　教育・療育

○通園・通学などで困っているのは小学生が多くなっています。困っている内容としては、特別支援学校のバス停までの付き添い（バス停まで遠い、体調が悪いとき）について、先生についてなどが記載されています。

○学校で勉強する形としては、小学生では「障がいのあるなしにかかわらず、一緒のクラスで勉強したい」が62.5％と最も高くなっていますが、中高生では低下しています。

○相談体制をもっと充実すると良い。気楽に相談に行くことができる体制をつくってほしい。（障がい者関係団体）

図表４－６　希望する学習形態（障がい児）

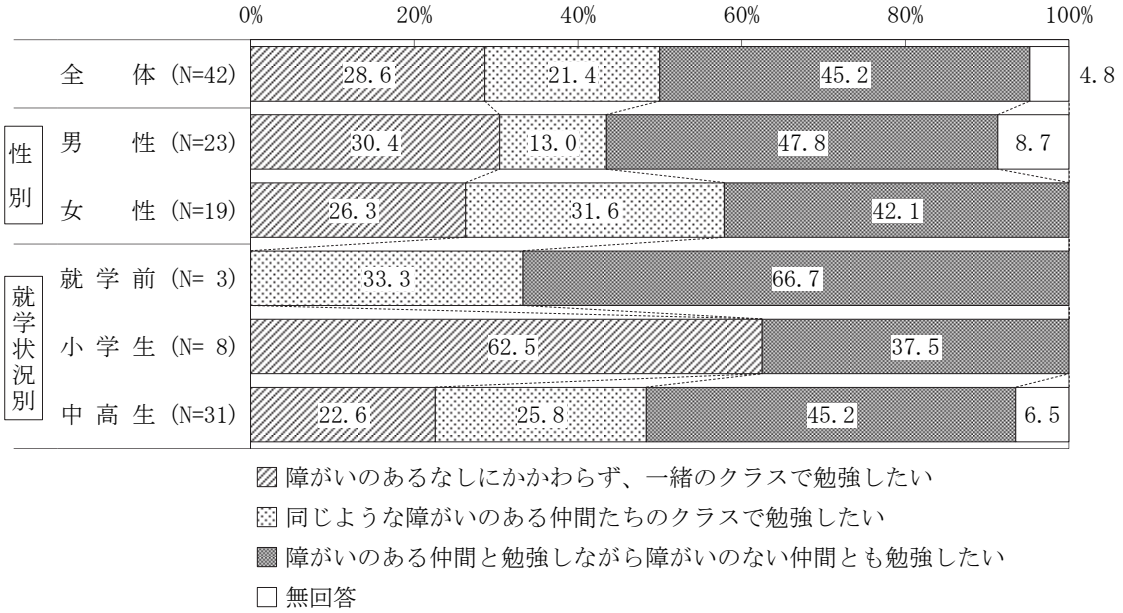

図表４－７　希望する学習形態（過去の調査との比較、障がい児）

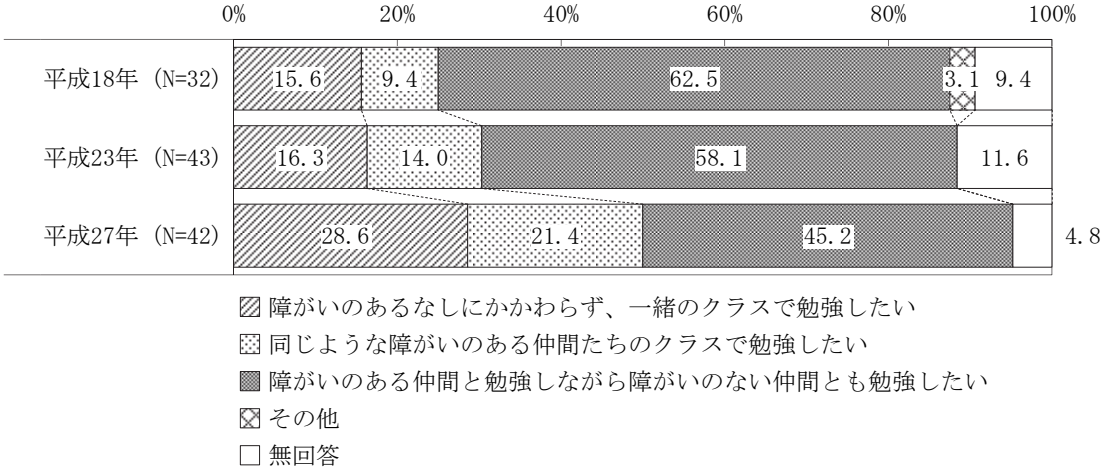

（注）平成23年以降は「その他」という選択肢はない。

○「放課後等デイサービスに通っている。または、通っていた」は小学生が12.5%（１人）、中高生が6.5%（２人）です。

○放課後等デイサービスについての改善の希望は15.4%となっており、改善内容は「近くに事業所がほしい（４件）」「希望する日時に利用できるようにしてほしい（２件）」「サービス量（日数・時間）を増やしてほしい（２件）」など量的な拡大が求められており、今後さらに利用が増加していくことが予測されます。（図表４－８・図表４－９）

○放課後等デイサービスについては、垂井町内に事業所等がないため、ぜひ垂井町内でやっていただけるとありがたい。町外では送迎時間等、子どもの負担も大きくなる。（障がい者関係団体）

図表４－８　サービスの利用状況

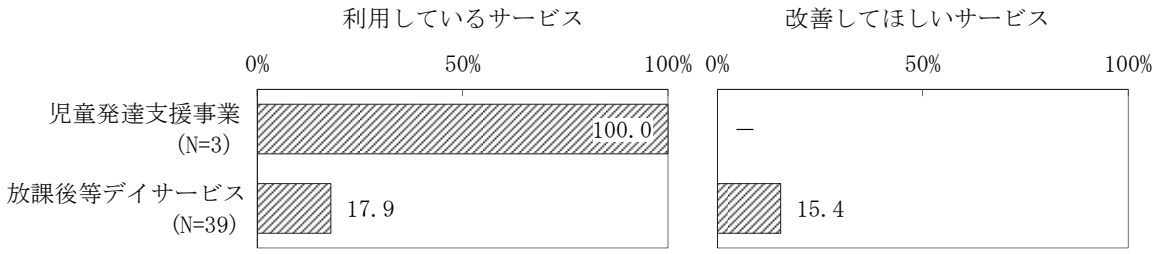

図表４－９　改善してほしい内容（複数回答）　　単位：人

N=6

希望する日時に利用できるようにしてほしい	サービス量（日数･時間）を増やしてほしい	近くに事業所がほしい	事業所が選べるようにしてほしい	利用者負担を少なくしてほしい	授産賃金（工賃）を多くしてほしい	職員の対応を良くしてほしい
2	2	4	1	1	1	-

＜課題＞

★小学生については、「普通学級」の希望が多く、現状においても「普通学級」が５人、特別支援学級が３人、「特別支援学校」はなしという回答でした。引き続き身近な地域の小学校が利用ができる体制の充実が求められます。

★特別支援学校の送迎について、親の病気等の対応について検討していく必要があります。

★放課後等デイサービスのニーズに対応できるよう、質・量の充実、特に町内事業所の整備がが求められます。

★調査の対象とはなっていない、障害者手帳を所持していない児童のための療育の充実についても検討していく必要があります。

５　雇用・就業

○１年間の収入は、身体障がいのある人は「150万円～300万円未満」が最も高く、＜80万円未満＞は22.5％です。知的障がいのある人は「80万円～150万円未満」が55.0％を占め、＜80万円未満＞は19.3％です。精神障がいのある人は＜80万円未満＞が42.7％を占めています。

○身体障がいのある人は「家庭内で過ごしている」が50.5％を占めていますが、18～39歳に限れば「正職員として働いている」が40％以上になっています。（図表４－10）

○知的障がいのある人は「障がい者のための通所サービスを利用している」が61.5％を占めています。（図表４－10）

○精神障がいのある人は32.9％が「家庭内で過ごしている」と回答しています。「正職員として働いている」が7.2％、「正職員以外として働いている」が10.5％ありますが（図表４－10）、

図表４－10　現在の日中の過ごし方（属性別）　　単位：Nは人、他は％

区分			N	正職員として働いている	正職員以外として働いている	自営業をしている（家の仕事を手伝っている）	内職をしている	障がい者のための通所サービスを利用している	介護保険の通所サービスを利用している	病院等のデイケアを利用している	リハビリテーションを受けている	学校に通っている	ボランティアなどの社会活動を行っている	家庭内で過ごしている	その他	無回答
身体障がい	全体		604	6.8	5.3	4.6	－	2.2	7.5	2.5	3.3	0.3	0.5	50.5	8.6	7.9
	障がいの種類別	視覚障がい	42	2.4	4.8	4.8	－	－	9.5	4.8	2.4	－	－	61.9	4.8	4.8
		聴覚障がい	35	8.6	14.3	8.6	－	2.9	14.3	2.9	2.9	－	－	37.1	2.9	5.7
		言語障がい	12	16.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	41.7	16.7	25.0
		上肢障がい	44	15.9	11.4	9.1	－	2.3	2.3	－	2.3	－	2.3	47.7	2.3	4.5
		下肢障がい	120	9.2	5.8	1.7	－	0.8	7.5	1.7	4.2	－	－	55.8	7.5	5.8
		体幹障がい	139	1.4	4.3	2.2	－	3.6	14.4	2.9	3.6	0.7	－	42.4	15.1	9.4
		内部障がい	179	8.4	3.9	7.3	－	1.1	2.8	1.7	2.2	0.6	1.1	55.9	8.9	6.1
	年齢別	18～39歳	15	46.7	20.0	－	－	－	－	－	－	13.3	－	20.0	－	－
		40～64歳	107	26.2	14.0	6.5	－	3.7	2.8	－	－	－	0.9	38.3	6.5	0.9
		65歳以上	476	1.3	2.9	4.4	－	1.9	8.4	3.2	4.2	－	0.4	54.4	9.5	9.5
知的障がい	全体		109	4.6	12.8	－	－	61.5	－	2.8	－	－	－	8.3	1.8	8.3
	年齢別	18～39歳	40	10.0	15.0	－	－	60.0	－	－	－	－	－	12.5	－	2.5
		40～64歳	47	2.1	12.8	－	－	61.7	－	2.1	－	－	－	6.4	4.3	10.6
		65歳以上	21	－	9.5	－	－	61.9	－	9.5	－	－	－	4.8	－	14.3
精神障がい	全体		152	7.2	10.5	1.3	1.3	9.2	1.3	19.7	0.7	－	0.7	32.9	11.8	3.3
	年齢別	18～39歳	42	16.7	21.4	2.4	－	14.3	－	11.9	2.4	－	－	23.8	4.8	2.4
		40～64歳	66	4.5	10.6	1.5	3.0	10.6	1.5	10.6	－	－	－	40.9	10.6	6.1
		65歳以上	42	－	－	－	－	－	2.4	42.9	－	－	2.4	31.0	21.4	－

現在の仕事に従事している期間は短く、職場定着が難しい現状がうかがえます(図表４－11)。希望する施策としても「一般企業の働く場を増やしてほしい」が他の障がいより高くなっています。

図表４－11　現在の仕事に従事している期間

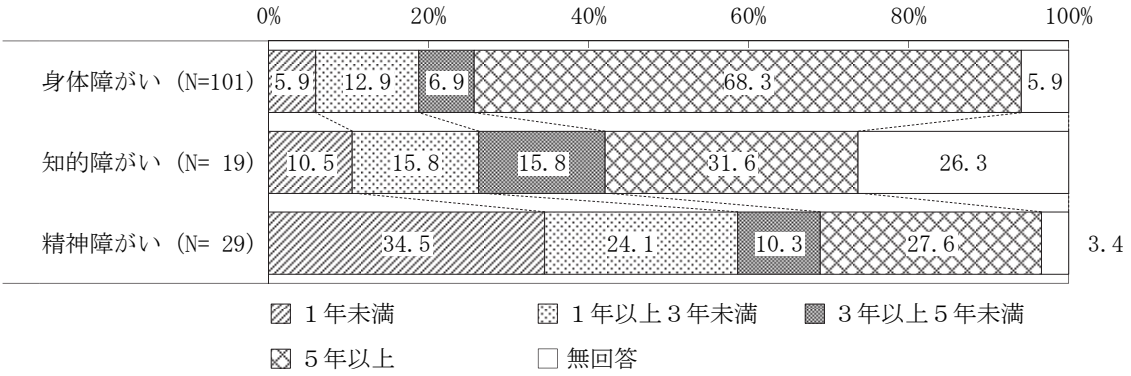

図表４－12　仕事のことで困っていること（複数回答）

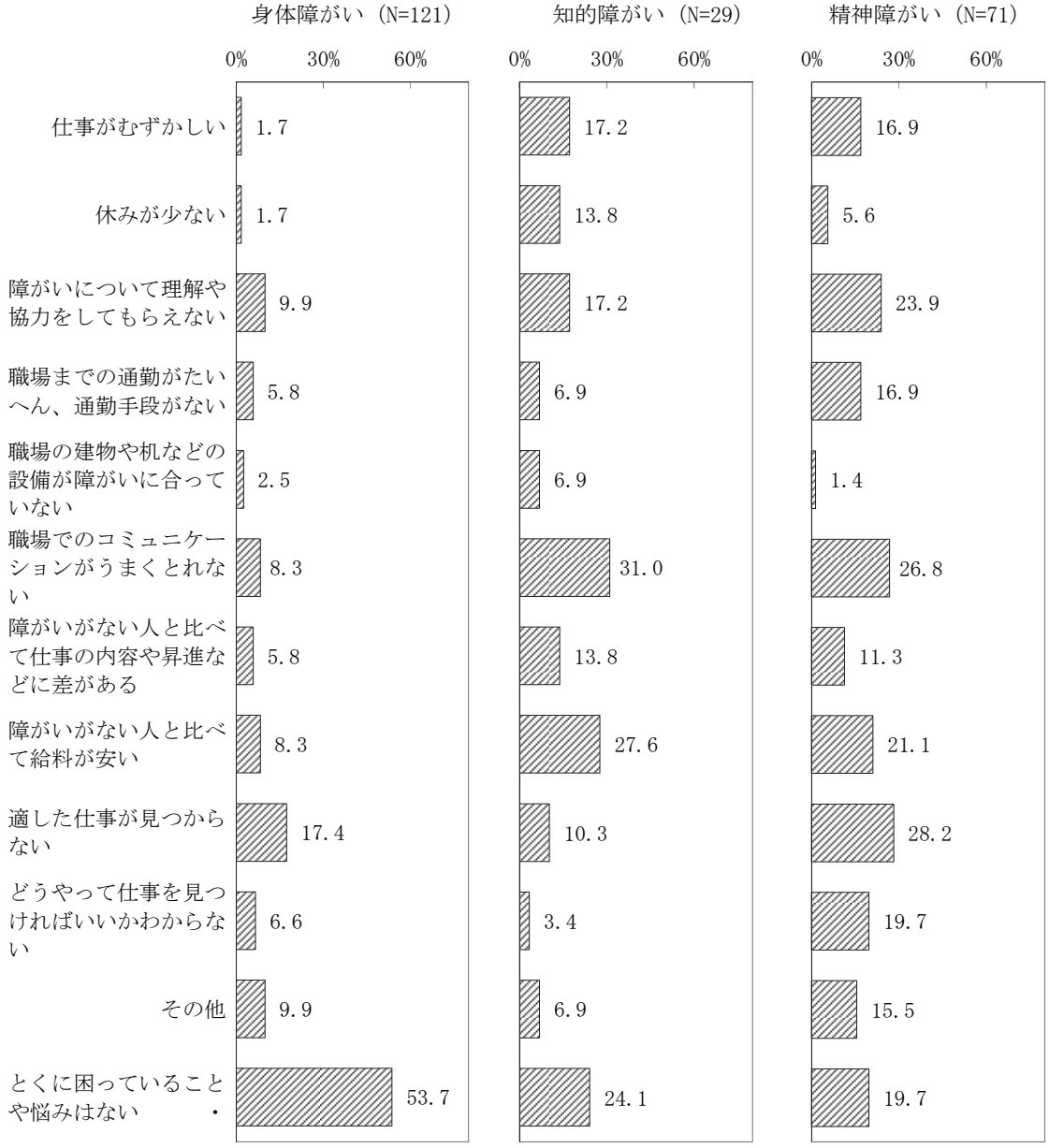

○仕事のことで困っているのは、全般的に身体障がいのある人に比べて、知的障がいのある人や精神障がいのある人の割合が高くなっています。（図表４－12）

○「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えた人（身体13.9%、知的9.2%、精神36.8%）に、今後の日中の過ごし方の希望をたずねたところ、精神障がいのある人は、「正職員として働きたい」「正職員以外として働きたい」が大幅に増加しています。（図表４－13）

図表４－13　今後の日中の過ごし方（現在とは違う日中の過ごし方をしたい人）　　単位：人

区分		身体障がい (N=84)	知的障がい (N=10)	精神障がい (N=56)
正職員として働いている	現在	3	1	－
正職員として働きたい	今後	2	2	13
正職員以外として働いている	現在	3	4	2
正職員以外として働きたい	今後	13	2	10
自営業をしている（家の仕事を手伝っている）	現在	7	－	－
自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）	今後	2	－	－
内職をしている	現在	－	－	1
内職をしたい	今後	4	－	6
障がい者のための通所サービスを利用している	現在	5	1	9
障がい者のための通所サービスを利用したい	今後	2	1	3
介護保険の通所サービスを利用している	現在	5	－	1
介護保険の通所サービスを利用したい	今後	3	1	－
病院等のデイケアを利用している	現在	3	－	11
病院等のデイケアを利用したい	今後	3	－	7
リハビリテーションを受けている	現在	4	－	1
リハビリテーションを受けたい	今後	11	－	6
ボランティアなどの社会活動を行っている	現在	－	－	－
ボランティアなどの社会活動を行いたい	今後	7	－	－
家庭内で過ごしている	現在	37	4	17
家庭内で過ごしたい	今後	11	1	1
その他	現在	15	－	13
その他	今後	5	3	3

○障がいのある人の雇用への理解促進が足りない。（障がい者関係団体）

○町内事業所で就労できるとよい。慣れるまではジョブコーチをつけるなどしてほしい。（障がい者関係団体）

○就労継続支援Ｂ型にもっと力を入れて、協力してもらいたい。（障がい者関係団体）

○町内に、100円バスを利用して通える作業所を作ってほしい。（障がい者関係団体）

＜課題＞

★精神障がいのある人は、正規雇用の意向が強く、一般企業における雇用の促進を図るための就労移行支援、就労相談の充実、企業の理解促進等が必要です。

★障がいのある人の職場定着が促進されるよう、職場環境の改善、職場におけるいじめや虐待の防止、差別の解消などについて、関係機関と協力して啓発を行っていく必要があります。

★町における精神障がいのある人の雇用についての施策についても検討が必要です。

★就労継続支援事業など、引き続き活動の場の量・質の確保を図っていく必要があります。

★優先調達により、就労継続支援事業所の賃金向上を図っていく必要があります。

６　スポーツ・文化芸術活動

○１年間にしたことは、精神障がいのある人以外は「旅行・キャンプ・つり等の活動」が最も高く、精神障がいのある人は「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」が最も高くなっています。活動したいことは、「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見学」「旅行・キャンプ・つり等」が高い割合です。（図表４－14～図表４－17）

○「趣味の同好会活動」が現状に比べて高くなっています。（図表４－14～図表４－17）

図表４－14　この１年間の活動（身体障がい、複数回答）

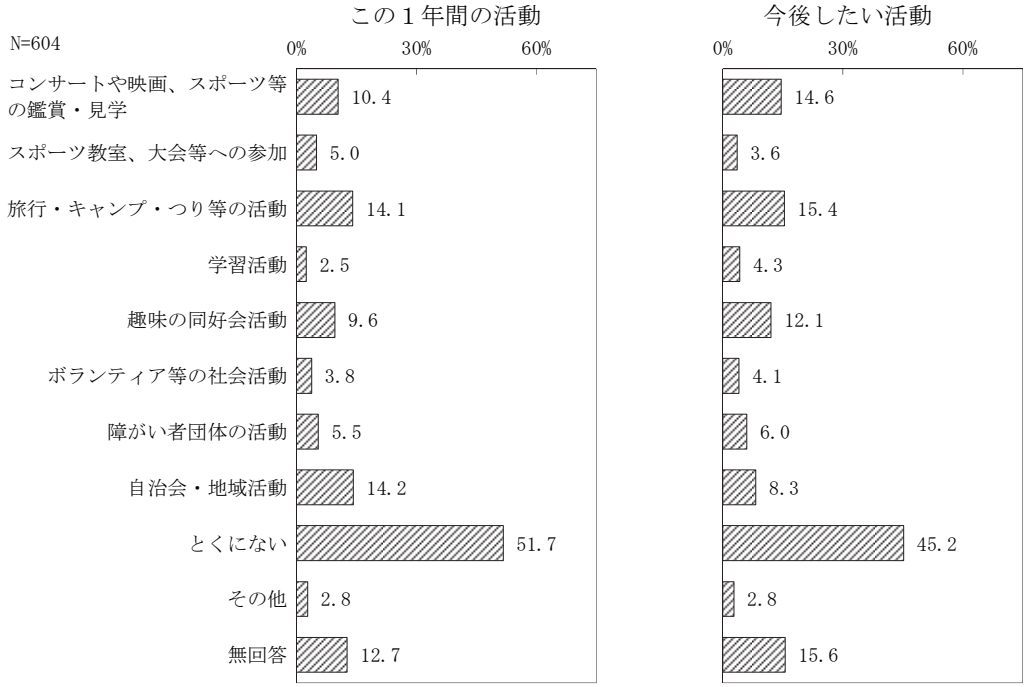

図表４－15　この１年間の活動（知的障がい、複数回答）

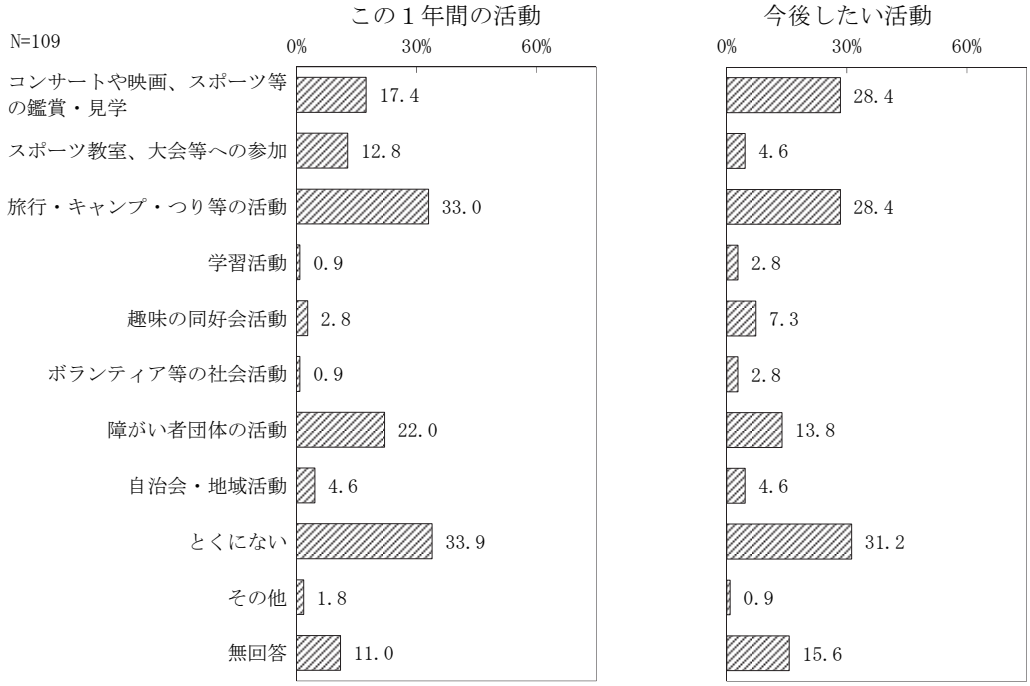

図表４－16　この１年間の活動（精神障がい、複数回答）

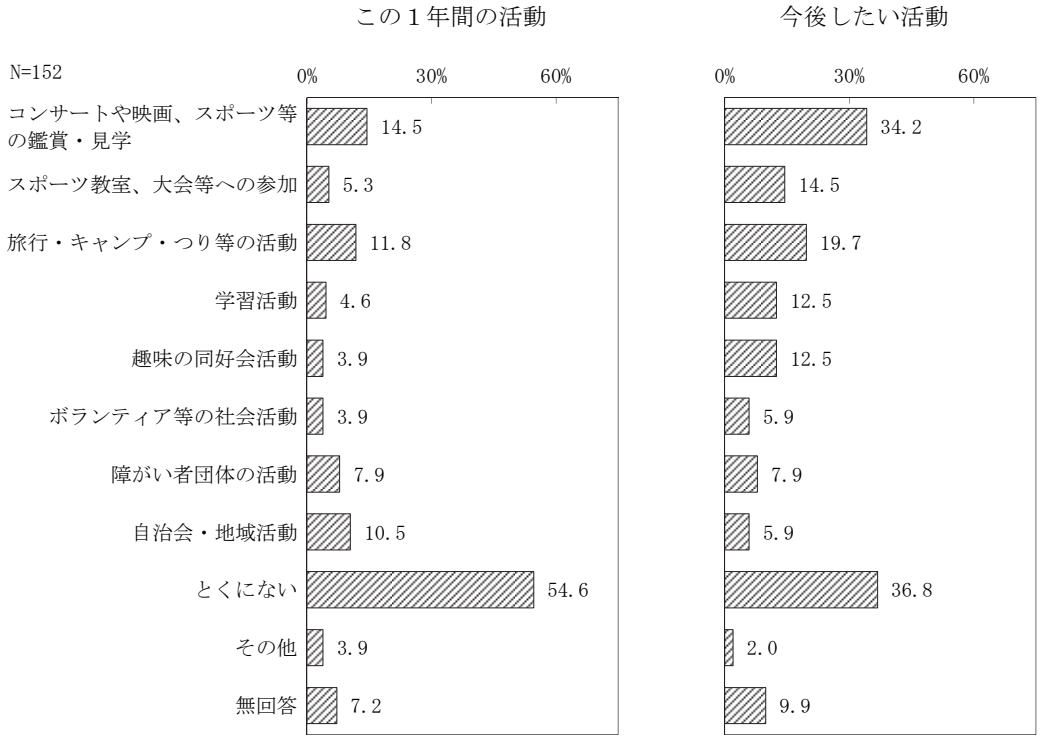

図表４－17　この１年間の活動（障がい児、複数回答）

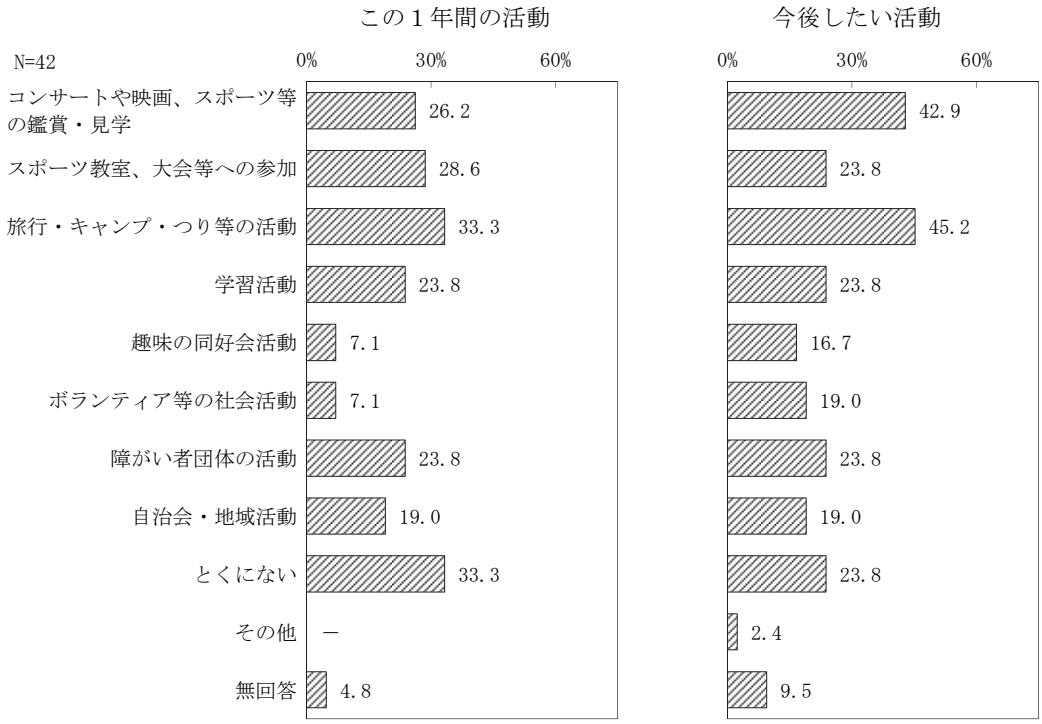

○垂井でも点字教室やパソコン教室をやってほしい。（障がい者関係団体）

○障がい者の会、特別支援学校、作業所等、皆が集えるイベント交流会があると良いと思う。（障がい者関係団体）

○障がい児が参加できる活動がほとんどない。イベントには、障がい児も一緒に参加できるよ

うな配慮があるとよい。（障がい者関係団体）

○朝倉運動公園は階段が多い。障がいのある人が安心して活動できるようにバリアフリー化をすすめてほしい。（障がい者関係団体）

○移動支援の制度ができて、子どもは楽しみにしている。町で助成していただけることに感謝している。（障がい者関係団体）

＜課題＞

★学校、障がい者団体、サービス事業所等を通じて、情報提供をしていく必要があります。

★活動を促進する移動支援等の充実を図る必要があります。

★活動施設等のバリアフリー化を更に推進していく必要があります。

7　保健・医療

○身体障がいのある人の障がいの原因は「病気」が60.4％を占めています。障がいを受けた年齢は60歳以上が52.8％となっています。内部障がいの手帳所持者が増加していることを併せて考えると、生活習慣病等による障がいが多くなっていると推察されます。（図表４－18・図表４－19）

○常時の医療的な支援については、身体障がいのある人の62.1％、知的障がいのある人の45.0％、精神障がいのある人の62.5％、障がい児の23.8％が「必要である」と回答しています。「必要である」は、身体障がいの種類別では、体幹障がい、言語障がい、内部障がいが70％以上となっています。

○医療で困ることとしては、身体障がいのある人は、知的障がいのある人や障がい児に比べて全体的に割合が低くなっています。知的障がいのある人は「医者に病気の症状が正しく伝え

図表４－18　障がいの原因（身体障がい・障がい児）

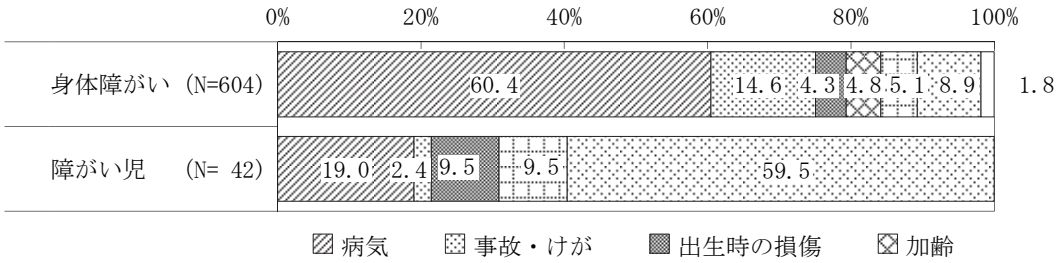

図表４－19　障がいを受けた年齢（身体障がいのある人）

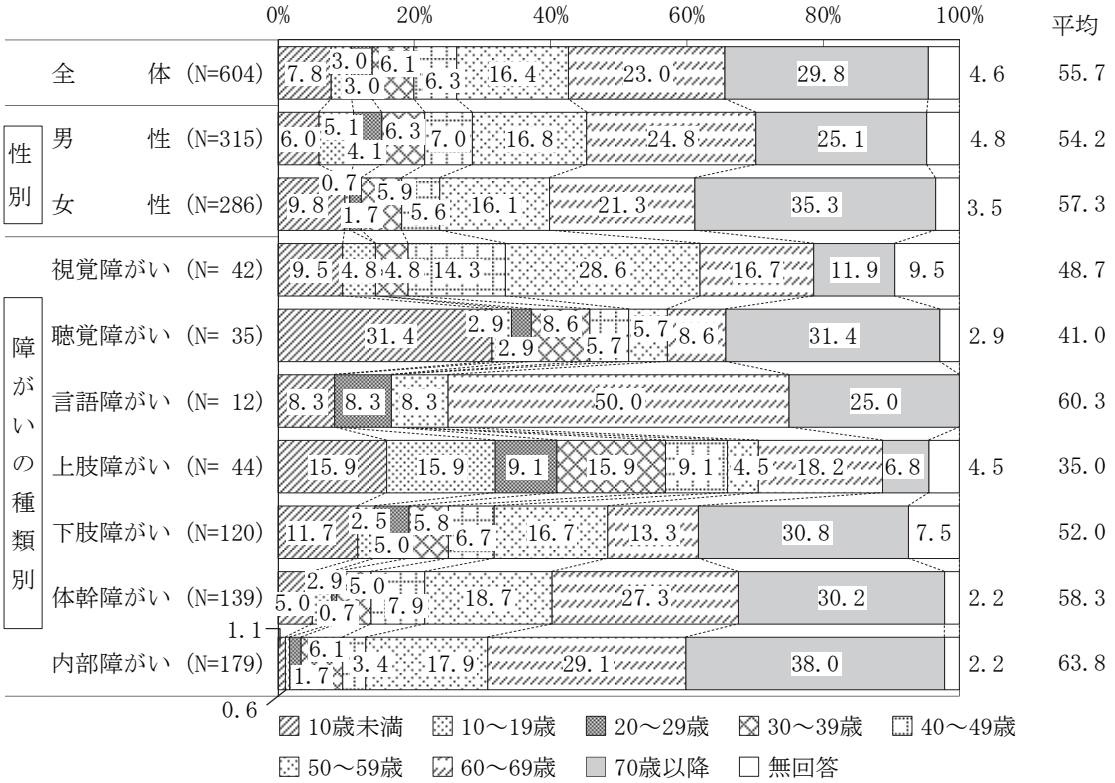

られない」が最も高く、「医者の指示などがむずかしくてよくわからない」も20%以上です。障がい児は「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が最も高く、「いくつもの病院に通わなければならない」も10%以上です。

○精神科医療で困ることとしては、「医師・看護師などに、病気の症状が正しく伝えられない」（30.9%）が最も高く、次いで「病院の待ち時間が長い」（20.4%）、「医師・看護師などの指示などがよくわからない」（18.4%）などの順になっています。精神障がいのある人の入院期間は、「10年以上」が35.5%を占めています。（図表４－20）

○障がい児・者を診察してくれる医療機関（眼科・耳鼻科など）の情報がほしい。障がい児・者を（快く）受け入れてくれる病院のリスト等があるとよい。（障がい者関係団体）

図表４－20　精神科への入院期間（精神障がい）

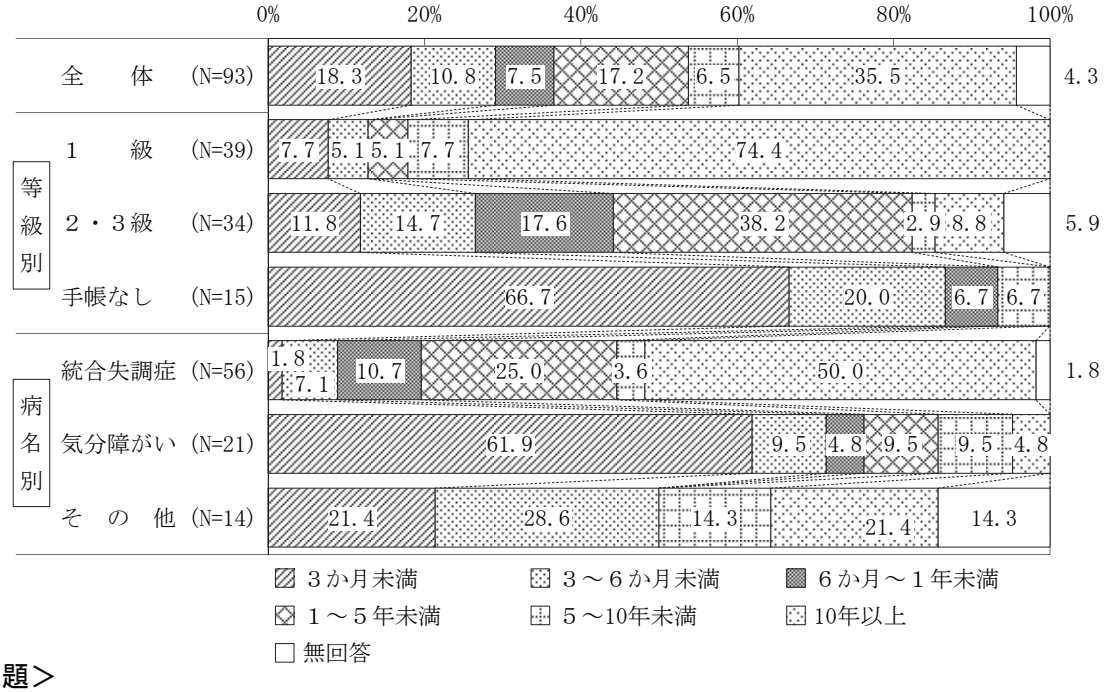

＜課題＞

★高齢化･長寿化が進む中､生活習慣病の予防や介護予防を一層推進していく必要があります。

★障害福祉計画の国の基本指針、県の障がい福祉計画では、精神障がい者の入院から地域生活への移行が目標となっています。アンケート結果では通算10年以上の長期入院者が35.5%を占めており、地域での生活を可能にする生活支援サービスや相談支援の充実が必要です。

★医療費の助成制度について見直しを含め、検討していく必要があります。

★手話通訳者の派遣など、聴覚・言語障がいのある人等の意思疎通支援は行っていますが、受診に関する更なる配慮が求められます。

★難病患者に対しては、関係機関と協力して、福祉と医療に関する情報提供の充実が求められます。

8　生活支援

○主な支援者は、身体障がいのある人は「夫または妻」が過半数を占め、知的障がいのある人は＜親＞が45.9％と最も高く、「施設職員」も40％近くを占めています。精神障がいのある人は＜親＞が32.9％と最も高く、そのほか「施設職員」「夫または妻」「兄弟姉妹」が10％台と様々です。主な支援者（親族のみ）の年齢は、身体障がい、精神障がいのある人は「70歳以上」が最も高く、知的障がいのある人は「60歳代」が最も高くなっています。（図表４－21・図表４－22）

図表４－21　主な支援者

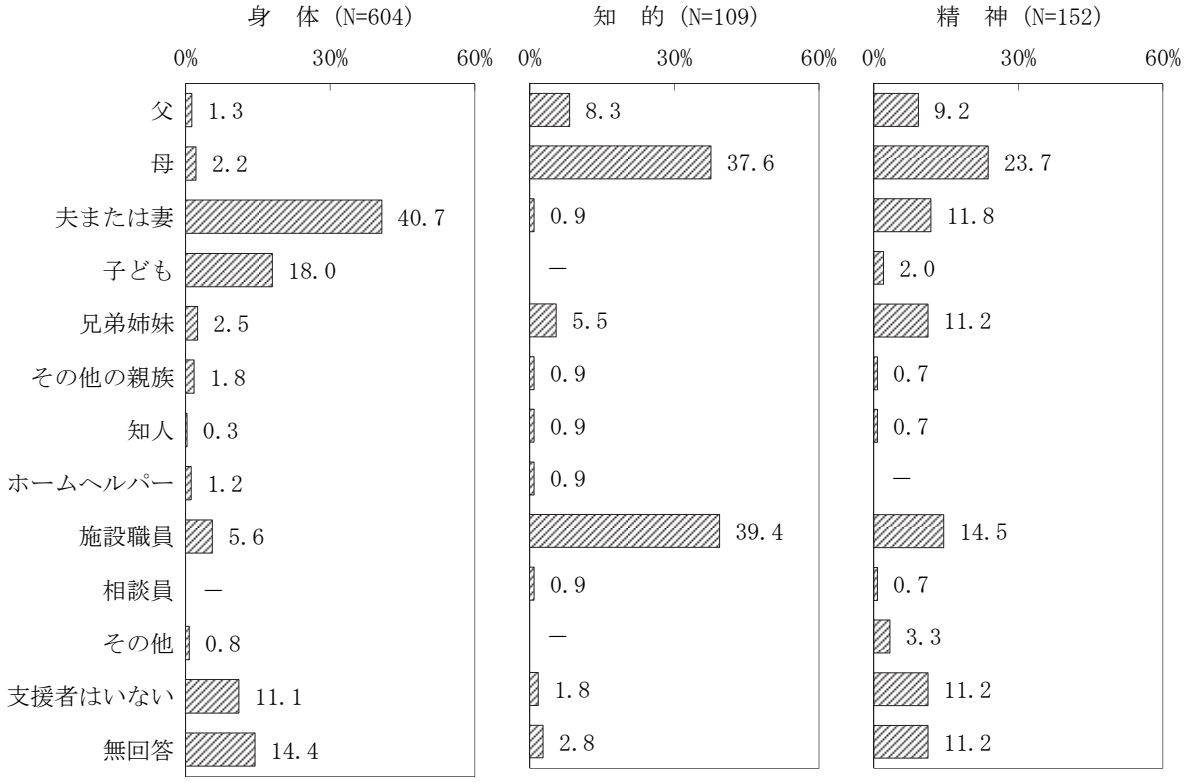

（注）「祖父母」という選択肢が用意されていたが、該当はなかった。

図表４－22　主な支援者の年齢

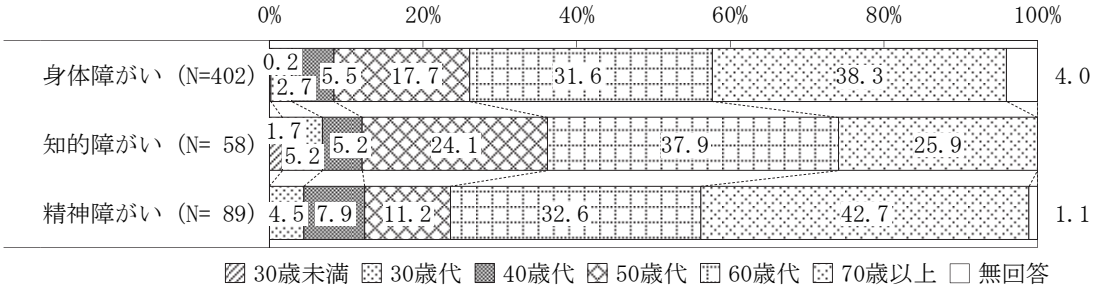

○サービスの利用状況は、身体障がいのある人では「日常生活用具給付等事業」が7.8％で最も高くなっています。知的障がいのある人では、「生活介護」が35.8％と最も高く、これに「就

労継続支援」などを加えた日中活動系サービスは45％を上回っています。「グループホーム」「施設入所支援」の居住系サービスも40％を超えています。精神障がいのある人は全般的に低いものの、「就労継続支援」などの日中活動系サービスは25％あります。障がい児の利用の高いサービス（障害児通所支援は除く）は、「日中一時支援事業」が14.3％と最も高く、「移動支援事業」「短期入所」「行動援護」も10％前後の比較的高い割合です。（図表４－23）

図表４－23　サービスの利用状況（複数回答）

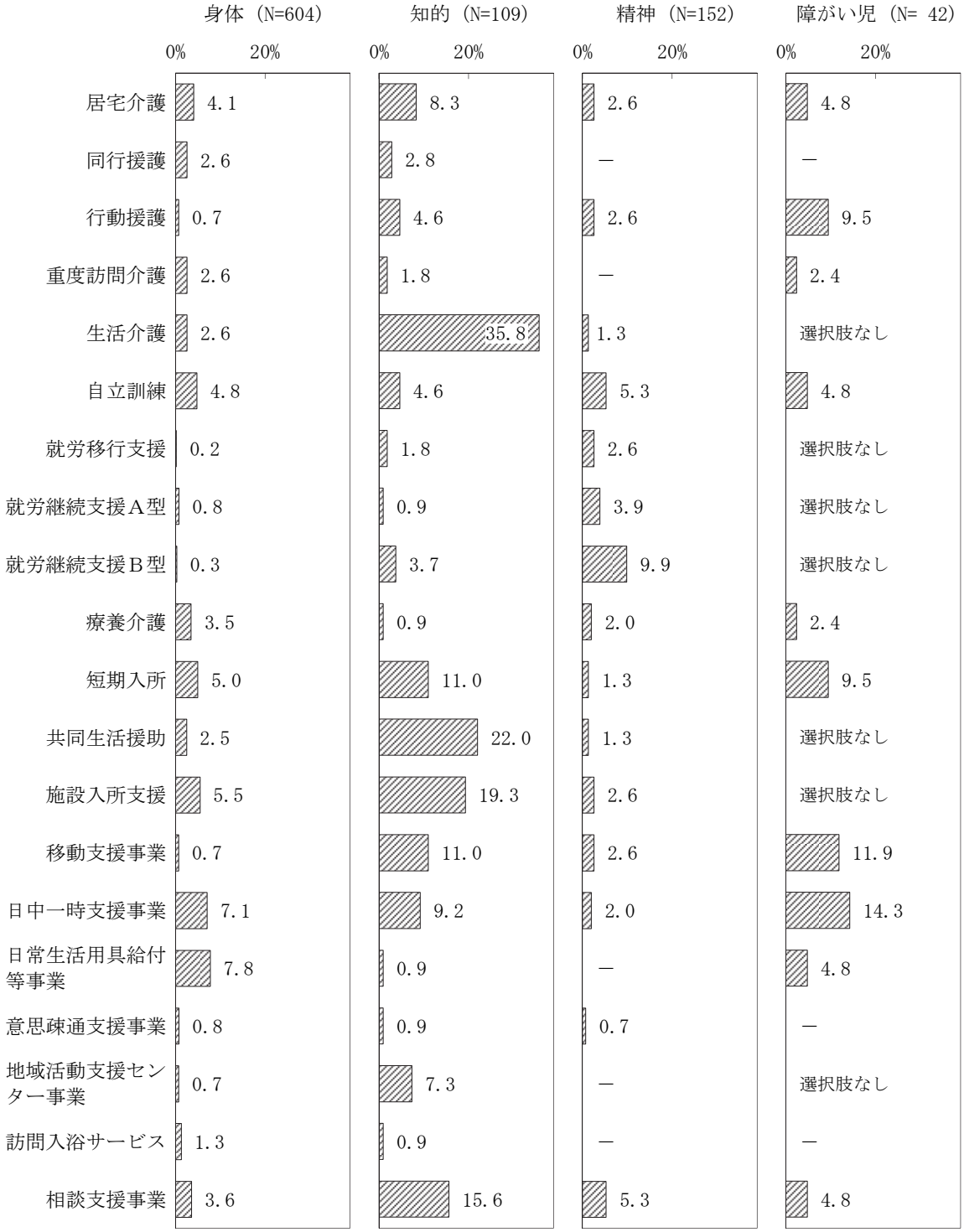

○全般的にサービスの改善の要望が高いのは、障がい児と知的障がいのある人です。障がい児の「日中一時支援」、知的障がいのある人の「生活介護」は10％以上となっています。(33頁)

○サービスを改善してほしい内容としては、全体では「居宅介護」「自立訓練」「就労継続支援Ｂ型」「短期入所」「グループホーム」「施設入所支援」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付等事業」「相談支援事業」などが多くあげられていました。(図表４－24)

○身体障がいのある人の改善してほしい内容としては、「短期入所」「日常生活用具給付等事業」

図表４－24　改善してほしいサービス（複数回答）

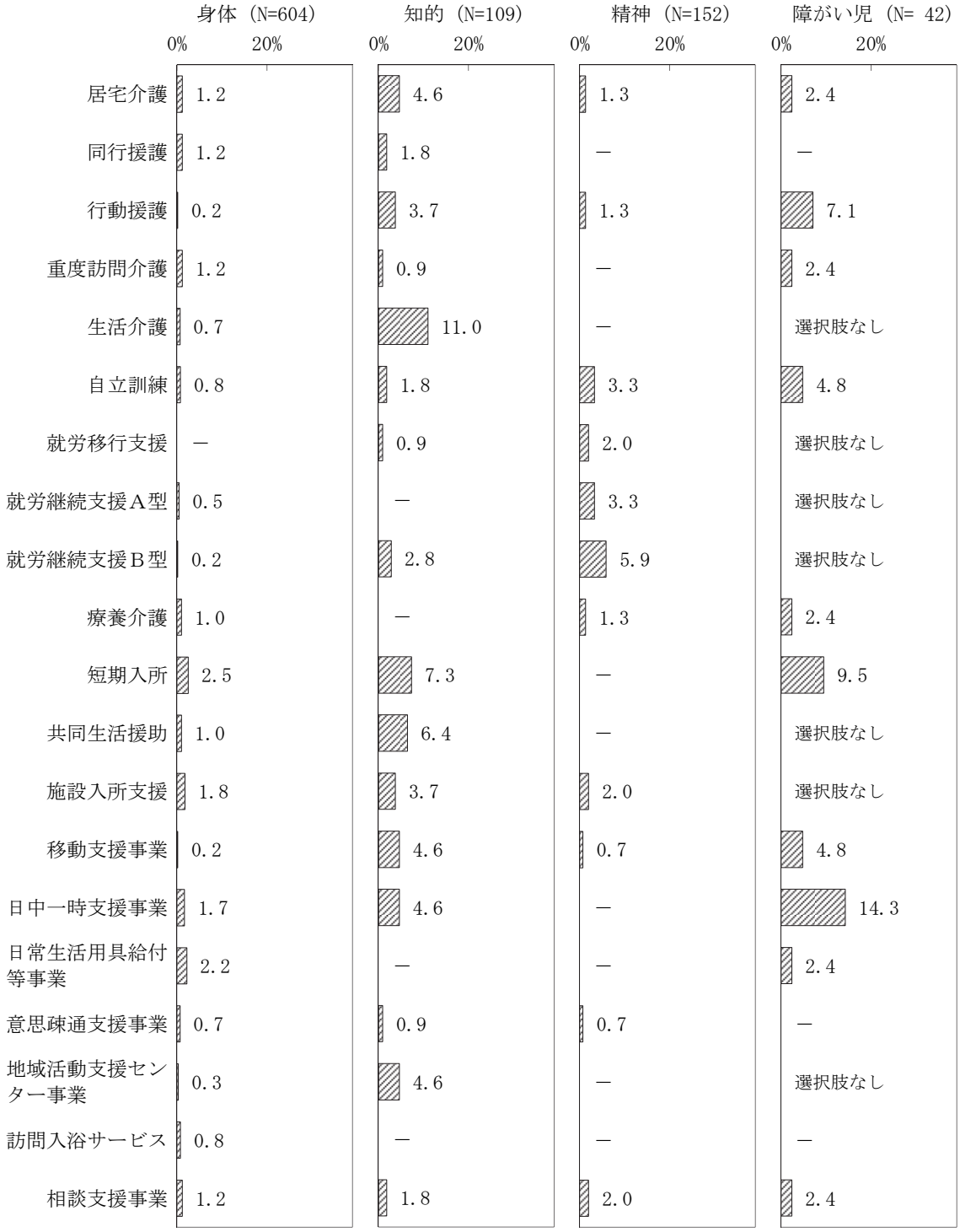

図表４－25　改善してほしい内容（４件以上、複数回答）

サービス名	改善して欲しい内容
居宅介護	○希望する日時に利用できるようにしてほしい（６件） ○サービス量（日数・時間）を増やしてほしい（４件）
同行援護	○利用者負担を少なくしてほしい（４件）
行動援護	○近くに事業所がほしい（４件）
生活介護	○授産賃金（工賃）を多くしてほしい（４件） ○職員の対応を良くしてほしい（４件）
自立訓練	○近くに事業所がほしい（５件）
就労継続支援Ｂ型	○近くに事業所がほしい（７件）
短期入所（ショートステイ）	○希望する日時に利用できるようにしてほしい（７件） ○近くに事業所がほしい（７件） ○利用者負担を少なくしてほしい（５件）
共同生活援助（グループホーム）	○利用者負担を少なくしてほしい（４件） ○職員の対応を良くしてほしい（４件）
施設入所支援	○利用者負担を少なくしてほしい（５件）
日中一時支援事業	○希望する日時に利用できるようにしてほしい（４件） ○近くに事業所がほしい（７件）
日常生活用具給付等事業	○利用者負担を少なくしてほしい（６件）
地域活動支援センター事業	○授産賃金（工賃）を多くしてほしい（４件）

「施設入所支援」「日中一時支援事業」などが多く、知的障がいのある人は「生活介護」「短期入所」「グループホーム」が多く、精神障がいのある人は「就労継続支援Ｂ型」「自立訓練」「就労継続支援Ａ型」が多く、障がい児は「短期入所」が多くなっています。（図表４－24）

○改善してほしい内容としては、図表４－25のようになっています。

○グループホームについて。親亡き後が最大の不安である。親が元気なうちに生活基盤を築くことができるとなおよい。（障がい者関係団体）

○グループホームについて。国の方針もころころ変わり、開設するのは困難です。垂井町は、どう考えてみえるのでしょうか。個人でＮＰＯ法人を立ち上げた人の話は聞きますが、町は協力・相談にのってくれるのでしょうか。（障がい者関係団体）

○日中活動系サービスについて。垂井町内の対象となる障がい児・者の人数を考えると、まったく足りていない。（障がい者関係団体）

○日中活動系サービスについて。団体活動が生活介護や放課後等デイサービスなどへ展開するような支援もしてほしい。（障がい者関係団体）

○日中活動系サービスについて。施設や作業所等に通えて、日中活動ができているので有り難いが、高齢になって通えなくなったとき、介護支援は一般の方と一緒にできないと思うので不安。（障がい者関係団体）

○日中活動系サービスについて。事業所の定員がいっぱいだったり、子どもに合う事業所がない。日中一時支援は使いたいときに使えない。（障がい者関係団体）

○地域活動支援センター等の充実、「けやきの家」のトイレの改修などの要望があります。

○個々によって必要な支援は様々です。けやきの家においても内職的な仕事をこなせる人、工芸品のような独自の仕事をする人、落ち着くことを目標にしている人など様々です。他の地域で就労継続支援Ａ型・Ｂ型などが始まっていますが、「けやきの家」は地域活動支援センターとして今まで通り利用できるようずっと残していただきたいです。（障がい者関係団体）

○訪問系サービスについて。入院時にもヘルパーに同行してほしい。（障がい者関係団体、視覚障がい）

○新規での利用がむずかしい。事業所が少ない。（障がい者関係団体）

○行動援護や移動支援、同行援護などの支援が充実することにより、障がいのある人の社会参加が促進されるのではないか。（障がい者関係団体）

○短期入所（ショートステイ）について。緊急時を含め、施設数が不足している。希望した時に入ることができる施設を垂井町内に設置してほしい。特に児童は利用できる所が少ない。（障がい者関係団体）

○緊急に整備が必要なサービスについて。１番目は「グループホーム」が７件と最も多くなっています。１～３番目の合計でも「グループホーム」が10件と最も多く、「ショートステイ」（９件）、「生活介護」（６件）の順です。サービスが必要な理由として、グループホームは親なき後への対応、自立の訓練など。ショートステイは、家族・介護者の不在時や緊急時等への対応、介護者のレスパイトに必要であること、医療ケアの必要な人や障がい児を受け入れる事業所が少ないこと。生活介護は、定員が一杯であること、特に重度障がい者を受け入れる事業所が少ないことがあげられています。（サービス事業者調査）

○障がい者専門のショートステイができると助かると思われます。（サービス事業者調査）

○既存の施設において、ショートステイや日中一時預かりのサービス等を行っていけるように整備していただきたい。（サービス事業者調査）

○今後とくにしてほしい施策のうち、生活支援に関するものとしては、「相談窓口の用意」「年

金などの経済的な援助」「わかりやすい制度紹介」などはどの障がいも共通して高くなっています。そのほか、知的障がいのある人の「外出（買物等）の支援」、精神障がいのある人の「一般企業の働く場を増やしてほしい」が比較的高い割合です。障がい児は全般的に割合が高くなっています。(図表４－26)。

図表４－26　暮らしやすくなるために（複数回答）

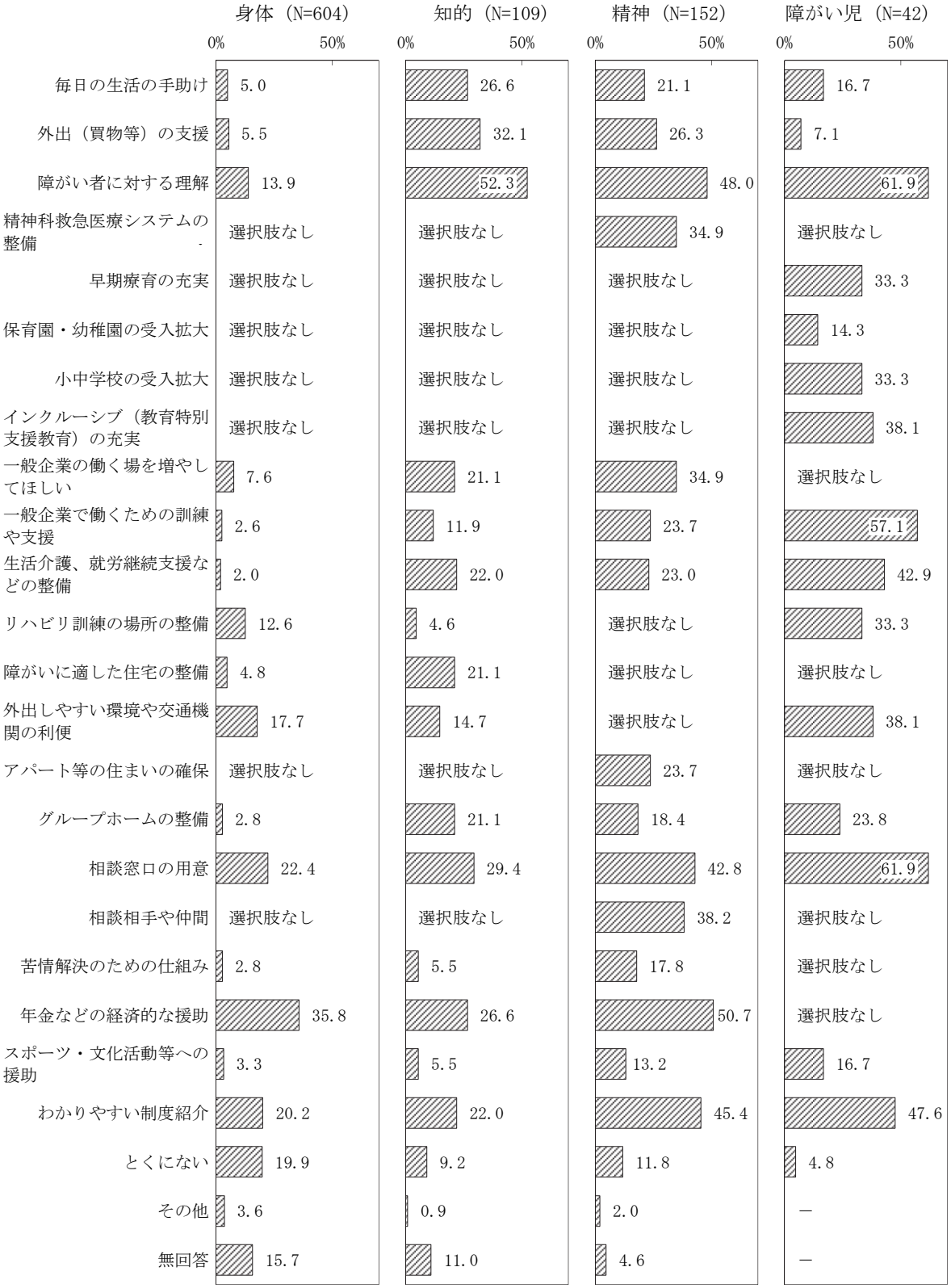

○生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業については、「制度を知らない」は知的障がいのある人が60.6%、精神障がいのある人が67.8%、障がい児が76.2%となっており、認知度は十分とは言えません。(図表４－27)

○日常生活自立支援事業の利用意向は、知的障がいのある人が22.0%、精神障がいのある人が37.5%となっており、利用率を大きく上回っています。認知症高齢者施策とあわせ、より利用しやすい仕組みづくりと更なる広報が求められます。(図表４－28)。

図表４－27　日常生活自立支援事業の認知度（知的障がい、精神障がい、障がい児）

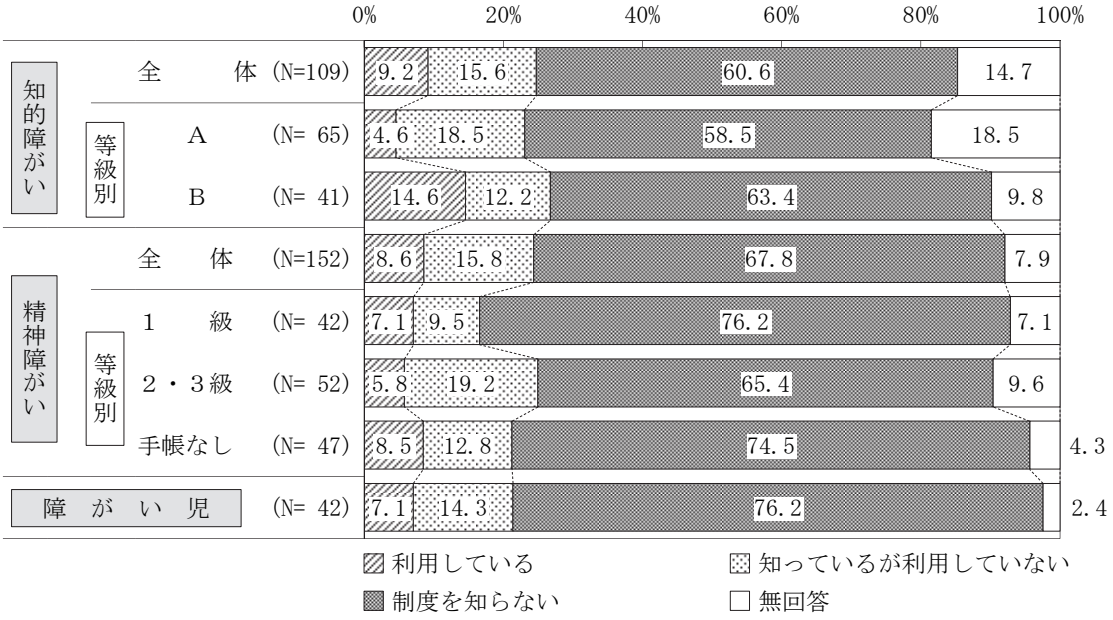

図表４－28　日常生活自立支援事業の利用意向（知的障がい、精神障がい）

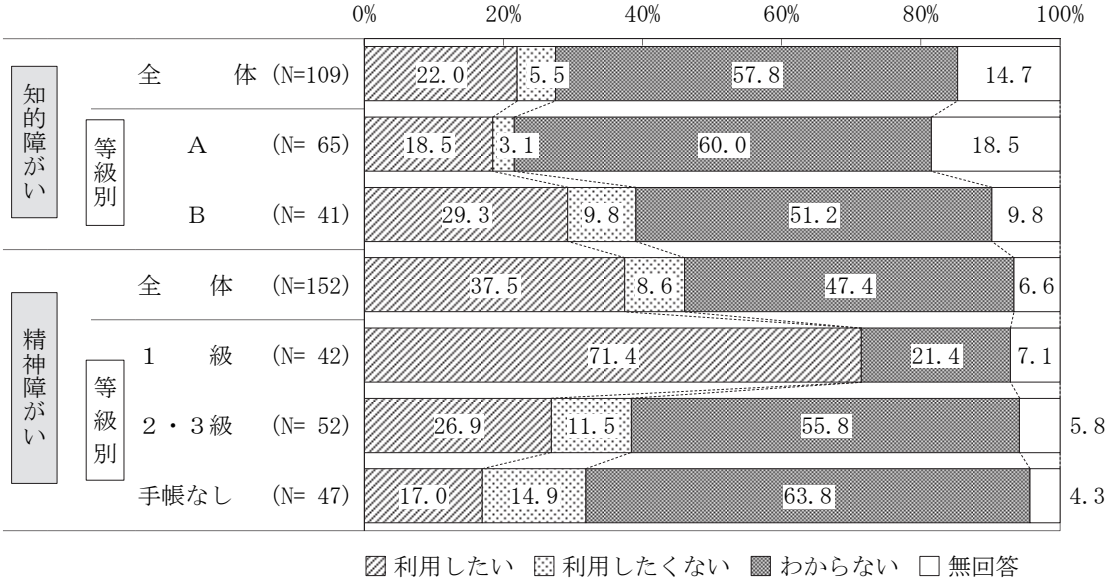

図表４－29　成年後見制度の認知度（知的障がい、精神障がい、障がい児）

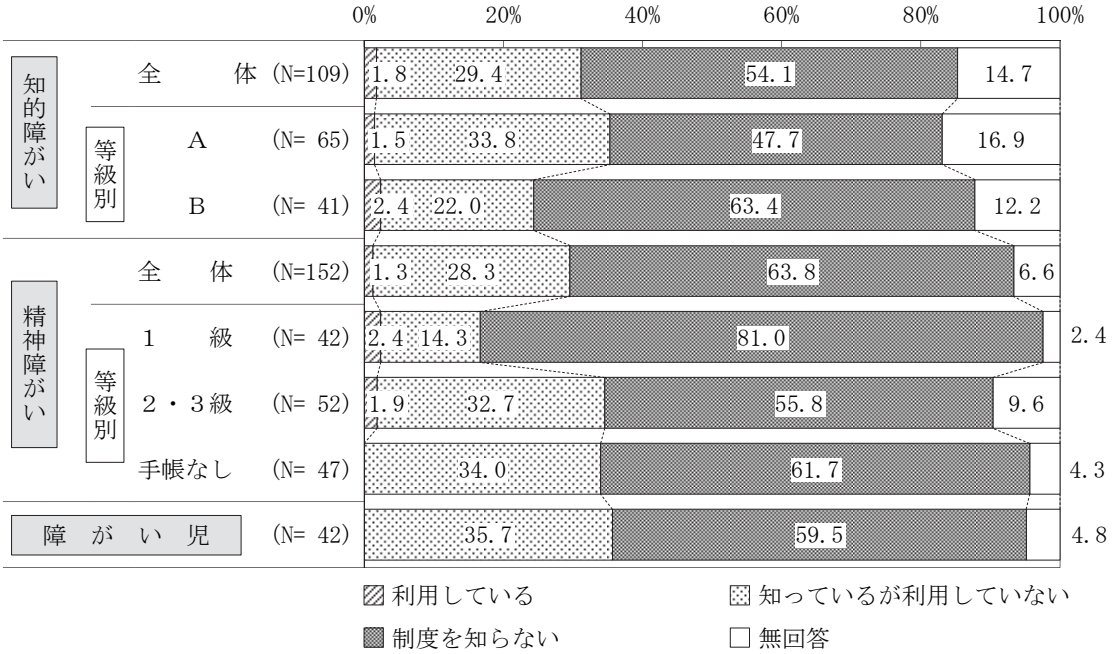

○精神障がいや知的障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度については、「利用している」「知っているが利用していない」を合計した認知度は、知的障がいのある人が31.2％、精神障がいのある人が29.6％、障がい児が35.7％となっており、日常生活自立支援事業よりも知られています。（図表４－29）

○家族以外の相談相手としては、知的障がいのある人の「福祉施設」、精神障がいのある人の「医療機関・主治医」、障がい児童の「学校の先生」「障がい児をもつ親・友達」が40％以上となっています。そのほかでは、身体障がいのある人、障がい児の「医療機関・主治医」、知的障がいのある人の「障害者相談員」も20％を上回っています。

○成年後見制度は、ある程度知っている方は多いですが、費用など具体例を掲載したものをつくるか紹介してほしいです。（障がい者関係団体）

○どんなサービスを、どんな手続きをして、誰が受けることができるか、年齢に応じたサービスとその内容がわかるものがあると良い。（障がい者関係団体）

○役場の方から相談支援のことを話してもらいたい。相談支援員が少ない。（障がい者関係団体）

○役場内の手話通訳者設置を願っています。通訳派遣として研究学習も続けて願っています。（障がい者関係団体）

○圏域における連携・情報の共有、相談支援事業所への指導・支援、困難事例への対応等のための基幹相談支援センターの必要性、相談支援業務充実のための人材の確保・増員、スキルアップ研修等があげられていました。（サービス事業者調査）

＜課題＞

★生活介護、地域活動支援センター、就労系サービスなど日中活動系サービスについては、引き続き、質と量の充実が求められます。

★一般就労を促進するため、企業等への働きかけ、就労移行支援・相談の充実等が求められます。

★親亡き後の不安の解消、親元からの自立などのため、グループホームなど住まいの場の充実を図っていく必要があります。また、相談支援や短期入所の機能を併せ持つ地域生活支援拠点としての整備について検討していく必要があります。

★支援者の高齢化への対応として、短期入所、日中一時支援、行動援護や移動支援などの外出支援サービスの充実が求められます。また、相談支援や成年後見制度など地域で安心して生活を送るための支援が必要です。

★成年後見制度については、利用しやすい仕組みとして、成年後見センター、法人後見人等について検討していく必要があります。

★サービス事業者、企業、住民全体に向けて、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正、障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた新しい考え方等について啓発していく必要があります。

★サービスや制度をわかりやすく説明したガイドブック等の作成･配布が求められます。また、避難行動要支援者台帳等の防災情報、成年後見制度などについて情報提供に努める必要があります。

第２部　基本計画

第１章　計画の枠組み

１　基本理念

基本理念　　地域ぐるみで支えあう町づくり

2006（平成18）年、国連総会において「障害者権利条約」が採択されました。わが国は翌年この条約に署名し、国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革を進め、平成26年１月に批准しました。

障害者権利条約や障害者基本法の改正で示された新しい考え方では、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいのせいではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」的観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が他の人と同じように、教育、労働、雇用、社会保障の権利などが保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受けるときに、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務付けています。

言い換えれば、障がいのある人をありのまま受へ入れるように、社会のほうが変わっていく必要があるということです。この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方です。本計画においては、この考え方を基本とし、障がいのある人もない人も地域でともに支え合い暮らし続けることができるまちをめざします。

これを「地域ぐるみで支えあう町づくり」と表し、この計画の基本理念とします。

２　基本目標

「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現をめざし、次の３つの基本目標（分野別目標）を定めて施策を推進します。

こんなまちで暮らしたい

○障がいを理由とする差別がなく、障がいのある人の権利が守られ、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるまち
○地域で支え合えるまち
○障がいのある人が安心して出かけられるまち
○災害時などの支援体制が整ったまち

→

基本目標１
やさしいまちづくり

１　差別の解消と権利擁護
２　地域福祉
３　生活環境

こんなまちで暮らしたい

○一人ひとりに応じた教育をできる限り身近な地域で受けられるまち
○障がい児の子育てが安心してできるまち
○学校、福祉サービス事業者、企業（職場）、行政などが連携を図り、障がいのある人の自立を支援するまち
○障がいのある人がもっと働けるまち
○障がいのために閉じこもることなく、いきいきと暮らせる活動の場が確保されたまち

→

基本目標２
自立と社会参加のまちづくり

１　教育･療育･子育て支援
２　雇用・就業
３　スポーツ、文化芸術活動

こんなまちで暮らしたい

○障がいの原因となる疾病の予防や、安心して保健・医療サービスを受けられるまち
○質の高い福祉サービスが提供されるまち
○障がいのある人が自立し、親亡き後も安心して暮らせる住まいが確保されるまち
○相談体制・情報提供体制が整備され、適切な訓練・医療・福祉サービスなどが利用できるまち

→

基本目標３
暮らしの基盤づくり

１　保健・医療
２　生活支援
３　情報・意思の疎通

3　施策の体系

第１　やさしいまちづくり

Ⅰ　差別の解消と権利擁護	1　啓発・広報の推進	
	2　福祉教育の推進	
	3　障がいを理由とする差別の解消の推進	
	4　障がいのある人の権利擁護	
Ⅱ　地域福祉	1　ボランティアの育成	
	2　地域福祉活動の推進	
Ⅲ　生活環境	1　バリアフリーのまちづくり	
	2　移動の円滑化	
	3　ソフト面からのバリアフリー化の推進	
	4　防犯・防災対策の推進	重点(1)

第２　自立と社会参加のまちづくり

Ⅰ　教育・療育・子育て支援	1　早期療育の充実	重点(2)
	2　インクルーシブ教育システムの構築	
	3　子育て支援の充実	重点(3)
Ⅱ　雇用・就業	1　雇用の場の確保	重点(4)
	2　総合的な就労支援	
Ⅲ　スポーツ、文化芸術活動	1　スポーツ・文化芸術活動の推進	
	2　参加しやすい環境の整備	

第３　暮らしの基盤づくり

Ⅰ　保健・医療	1　障がいの原因となる疾病の予防と早期発見	重点(2)
	2　健康の保持増進	
	3　医療サービスの充実	
Ⅱ　生活支援	1　相談支援体制の充実	重点(5)
	2　訪問系サービスの充実	
	3　日中活動系サービスの充実	重点(4)
	4　居住の場の確保	重点(6)
	5　経済的支援	
	6　その他の生活支援	
Ⅲ　情報・意思の疎通	1　情報提供の充実	
	2　情報化社会への対応	
	3　意思疎通支援	

４　重点施策

第３次計画では、次の課題について重点的に取り組んでいく必要があると考えています。

(1)　災害時の支援体制の充実

東日本大震災、熊本地震、頻発する集中豪雨などの自然災害は、各地で甚大な被害をもたらしています。この地域においても、東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されており、災害時の支援体制はこれまで以上の充実が求められます。

このため、避難行動要支援者個別支援プランへの登録を促進し、地域ぐるみでの避難支援体制を構築します。

さらに、大勢の人が集まる一般の避難所で過ごすことがむずかしい障がいのある人などのための福祉避難所について、サービス提供事業所と連携して拡充を図ります。また、一般の避難所についても、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）の確保を図ります。また、情報提供手段やバリアフリー化など、障がいのある人への配慮を行います。

(2)　早期療育および一体的な支援体制の強化

障がいの早期発見、早期療育を行い、学校・社会へつなげていくための一体的な支援体制の充実を図ります。

このため、垂井町障がい者自立支援協議会　子ども部会において作成した「生活支援ノート　すくすく」の活用を図り、関係者がノートを介して障がいのある人の状態を把握し、他の機関と情報を共有して連携を図りながら支援する体制を構築します。

(3)　放課後等デイサービスの充実

障がいのある児童生徒の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供する放課後等デイサービスについては、西濃圏域において事業所が急増し、本町においても多くの児童が利用しています。しかし、町内に事業所はなく、町内での事業所の整備を望む声が多いことから、町有施設の統廃合に合わせた事業実施について検討します。

(4)　日中活動の場の確保

本町における特別支援学校の児童生徒数は、平成 28 年度には 39 人となっており、この５年間に８人の増加となっています。これまでの卒業後の進路をみると、就労継続支援や生活介護、地域活動支援センターなどの利用が多くを占めています。一般就労を促進することは大切ですが、同時に卒業後の日中活動の場の確保と、障がいの特性に応じた活動の場を選択できる環境を整備していく必要があります。

本町が設置する「けやきの家」については、障がいのある人が地域で生きがいをもって生活を送れるように、支援員を確保するとともに、必要な施設整備を行っています。また、西濃圏域においては、就労移行支援や就労継続支援Ａ型・Ｂ型の事業所が増加してきており、町の利用者も増加してきています。

しかし、町内にはまだまだ日中活動系の事業所が少なく、特に生活介護や就労継続支援事業所の設置を望む声が多いことから、町有施設の統廃合に合わせた日中活動系サービスの事業実施について検討します。

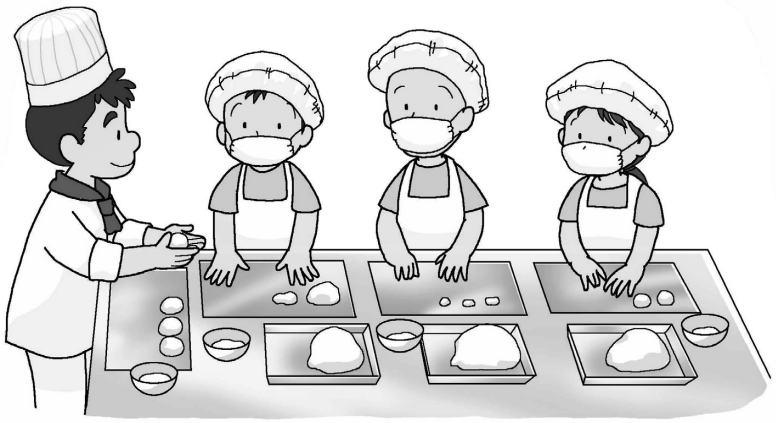

(5)　相談支援体制の強化

西濃圏域におけるサービス事業所が充実してきたことにより、サービスを利用される方も増えてきています。しかし、サービスを利用する際に必須化されている計画相談を作成する事業所および相談員の数はまだまだ不足しており、相談支援事業所の整備並びに相談員の育成が必要となっています。また、相談支援などを通じて把握された課題について具体的な解決策に繋げる体制作りについても課題となっています。

こうした課題を解決するため、相談支援の中心と位置づけられている「基幹相談支援センター」について、近隣市町と協議の上共同設置について検討していきます。また、併せて自立支援協議会の体制についても見直し、地域の課題を的確に把握し、解決に向け取組を行うことのできる体制作りを目指します。

■基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて図の業務を行います。

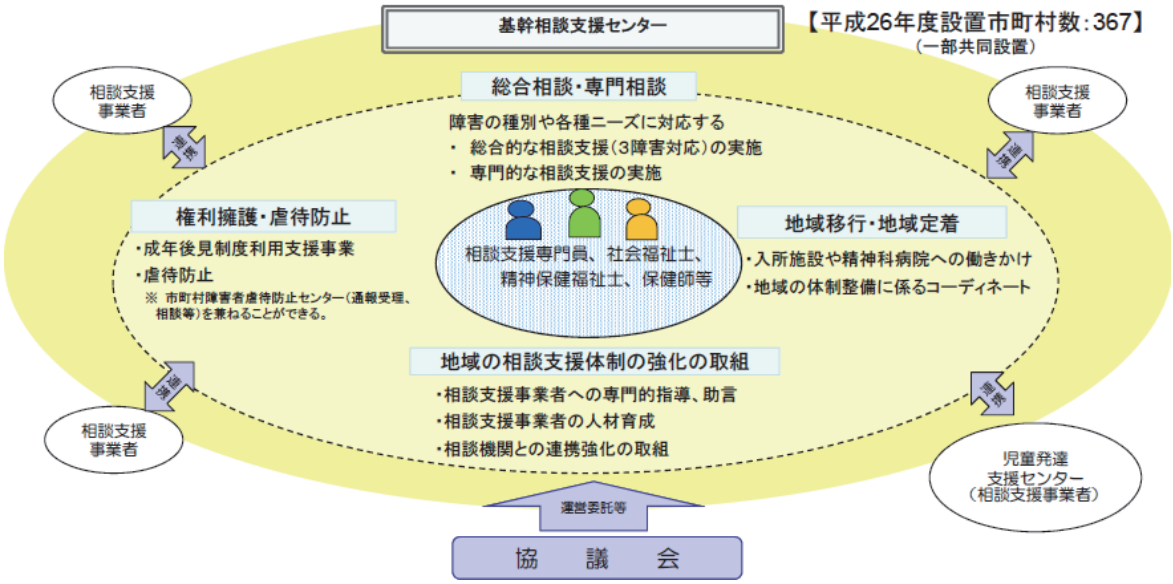

(6)　グループホームの充実

障がいのある人とその家族にとっては、依然として「親亡き後」が最大の不安であることに変わりはありません。「施設から地域へ」という流れの中にあって、障がいのある人が地域で安心して暮らす場（住まい）を築いていくこと、また親が元気なうちに生活基盤を築いていくことが求められています。アンケートでは、「親などが介助できなくなったら」という回答が多くなっていますが、知的障がいのある人では「すぐにでも入居した」と答えた人が５人ありました。また、サービス事業所へのアンケートでは「緊急に整備が必要な（不足している）サービス」としてはグループホームが最も多くなっていました。障がいのある人が地域で暮らす場として、グループホームのニーズは今後さらに高まると予測されます。

町内においても、自立した生活の実現を図るためにさらに整備を促進します。そのため、事業所などの参入・拡大の意向を把握しながら、整備促進のための事業者に対する町の助成制度などの検討を行います。

第２章　基本計画

第１　やさしいまちづくり

Ⅰ　差別の解消と権利擁護	1　啓発・広報の推進	住民の理解促進	
		新しい障がい者施策の情報提供	
		企業等への理解促進	
	2　福祉教育の推進	学校における福祉教育の推進	
		教職員の障がい者理解の推進	
		児童生徒の交流	
		地域における福祉教育の推進	
	3　障がいを理由とする差別の解消の推進	障がいを理由とする差別の解消	新規
		対応要領の作成と研修	新規
	4　障がいのある人の権利擁護	成年後見制度の周知と利用促進	
		日常生活自立支援事業の周知	
		障害者虐待防止センター機能	
		障害者虐待における対応マニュアルの作成	新規
		居室（シェルター）の確保	新規
Ⅱ　地域福祉	1　ボランティアの育成	ボランティアの育成	
		地域ボランティアの育成	
	2　地域福祉活動の推進	地域住民の理解と支援	
		関係団体との連携	
		地域福祉計画等の推進	
Ⅲ　生活環境	1　バリアフリーのまちづくり	公共施設等のバリアフリー化の推進	
		民間施設のバリアフリー化の促進	
	2　移動の円滑化	公共交通機関等のバリアフリー化の促進	
		職員対応の充実	新規
		安全な歩行空間の整備	
	3　ソフト面からのバリアフリー化の推進	マナーの向上	
		障害者マークの普及	
		バリアフリーマップの作成	
	4　防犯・防災対策の推進	地域の防犯・防災体制の構築	
		避難行動要支援者個別プランへの登録促進	重点(1)
		災害時等の情報伝達	重点(1)
		避難所等における支援および配慮	重点(1)
		福祉避難所の拡充	重点(1)
		緊急通報装置システムの普及	

Ⅰ　差別の解消と権利擁護

障がいのある人に対するアンケート結果では、この５年間に、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」と回答したのは、身体障がいのある人が 12.1%、知的障がいのある人が 34.9%、精神障がいのある人が 21.7%、障がい児が 57.1%となっています。さまざまな機会を活用して啓発活動や福祉教育の推進に努め、障がいの特性や障がいのある人についての正しい理解を図ることにより、差別の解消を促進します。

１　啓発・広報の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.1	住民の理解促進	障がいのある人が地域で普通に暮らせるまちにするためには、障がいを正しく理解し、偏見を取り除いていくことが大切です。また、ともに暮らしていく上でのマナーや手助けの方法を知ることが必要になります。このため、町の広報紙や社会福祉協議会の機関紙、講演会などあらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.2	新しい障がい者施策の情報提供	障害者権利条約、障害者基本法をはじめとした障がい者施策に関連する法律に盛り込まれた、地域社会における共生、インクルーシブ教育、社会モデルなど新しい考え方や障がい者施策について、障害者週間、人権週間などで広報活動を進めるとともに、情報提供を行います。		健康福祉課 生涯学習課
No.3	企業等への理解促進	障がいのある人の雇用促進や虐待の防止、民間施設や公共交通機関のバリアフリー化の促進を図るため、関係機関と協力して、企業などに対し障がいのある人についての理解促進を図ります。		産業課

2　福祉教育の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.4	学校における福祉教育の推進	小・中学校の「総合的な学習の時間」などの中で、社会福祉協議会、福祉施設などと連携を図り、障がいのある児童とない児童の交流を行う中で、共生する力や相手を思いやる力を育んでいきます。		学校教育課
No.5	教職員の障がい者理解の推進	小・中各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心とした研修、町就学指導事務担当者会における研修等を実施するなど、障がいの特性と障がいのある児童についての知識を深め、児童・生徒への指導力向上を図ります。		学校教育課
No.6	児童生徒の交流	特別支援学校や特別支援学級と、小・中学校、保育園などとの児童生徒の相互理解を深める交流の場づくりを支援します。		学校教育課
No.7	地域における福祉教育の推進	地域住民の福祉への関心を高めるため、地域、企業、学校などに役場から出向いて行う出前講座の活用を促進し地域における福祉教育を推進していきます。		健康福祉課

3　障がいを理由とする差別の解消の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.8	障がいを理由とする差別の解消	障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供、相談窓口などについて、障害者週間などに広報紙、パンフレット等で周知を図ります。	新規	健康福祉課
No.9	対応要領の作成と研修	差別の解消の推進は、福祉、教育、保健、建設などあらゆる分野にわたることから、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、町の方針を定めた対応要領を作成します。また、職員の研修を行い、資質向上を図ります。	新規	健康福祉課

４　障がいのある人の権利擁護

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.10	成年後見制度の周知と利用促進	知的障がいや精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図ります。必要に応じて、成年後見制度利用支援事業の活用を図り、制度の利用を促進します。		健康福祉課
No.11	日常生活自立支援事業の周知	日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない障がいのある人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うものです。今後さらに必要性が高まる事業と考えられることから、成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。		社会福祉協議会
No.12	障害者虐待防止センター機能	健康福祉課に障害者虐待防止センター機能を置き、通報・届出を受けた場合には、関係機関と連携して障がいのある人、養護者などの相談・指導・助言を行います。また、関係機関・団体との連携協力体制を整備し、障がい者虐待に迅速に対応します。		健康福祉課
No.13	障害者虐待における対応マニュアルの作成	虐待の通報・届出を受けた際の町独自の対応マニュアルを作成し、通報・届出時に迅速に対応します。	新規	健康福祉課
No.14	居室（シェルター）の確保	虐待を受けた障がい児者を一時的に避難させる場所について、障害者支援施設等のサービス事業者と協議して確保を図ります。	新規	健康福祉課

Ⅱ　地域福祉

地域住民やボランティアなどによる見守り、支援など、地域福祉活動の推進を図り、地域ぐるみで支えあうまちをめざします。

1　ボランティアの育成

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.15	ボランティアの育成	社会福祉協議会と協力して、手話教室、災害ボランティアコーディネーター養成講座などを開催し、障がいのある人を支援するボランティアの育成を推進します。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.16	地域ボランティアの育成	社会福祉協議会、各地区ささえあい連絡会、各地区まちづくり協議会などと協力して、地域ボランティアの育成を図ります。		健康福祉課 社会福祉協議会

2　地域福祉活動の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.17	地域住民の理解と支援	見守りや日常生活における支援が行われるよう、社会福祉協議会、各地区ささえあい連絡会などと協力して、地域住民による理解と見守り体制の構築を働きかけていきます。現在３地区で取り組まれている地域の方による地域の方のための「生活支援サービス」が７地区において実施されるよう支援していきます。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.18	関係団体との連携	地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会、地域の相談役である民生委員、児童委員、各地区ささえあい連絡会など、地域福祉を推進する団体・機関との連携を図り、地域での活動が活発化するよう支援します。		健康福祉課 社会福祉協議会
No.19	地域福祉計画等の推進	社会福祉協議会と連携して、地域福祉計画および地域福祉活動計画を推進し、地域の福祉力を高めていきます。		健康福祉課

Ⅲ　生活環境

障がいのある人はもちろん、だれにでも利用しやすいように配慮して、建築物、公共交通機関、道路の整備を進めるユニバーサルデザインの考え方を基本として、住民、民間事業者、行政が一体となって人にやさしいまちづくりを推進します。

また、地域ぐるみの防犯・防災の体制を構築し、障がいのある人が地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

１　バリアフリーのまちづくり

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.20	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設、教育関係施設、福祉施設などの既存施設については、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。また、新設の施設については、バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき整備を進めるとともに、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。		各課・施設
No.21	民間施設のバリアフリー化の促進	住民が普段から利用することが多いスーパーなどの購買施設、飲食店、医療施設、金融機関などの民間施設において、障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての住民が施設を円滑に利用できるよう、施設の設置者などに対し、バリアフリー化を推進するための啓発活動を行います。		健康福祉課

２　移動の円滑化

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.22	公共交通機関等のバリアフリー化の促進	障がいのある人や高齢者などの公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、関係機関と連携を図りながら、一層のバリアフリー化を推進していきます。		建設課

No.23	職員対応の充実	障がいのある人が安心して公共交通機関を利用できるよう、駅員によるホームへの介助・誘導など、ソフト面での安全対策の充実が図られるよう事業者に働きかけていきます。	新規	健康福祉課
No.24	安全な歩行空間の整備	車いす利用者や視覚障がいのある人などが安全に出かけられるよう、歩道の段差解消、視覚障害者用ブロックの設置などを推進します。		建設課

3　ソフト面からのバリアフリー化の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.25	マナーの向上	ハード面のバリアフリー化の推進とあわせて、バリアフリーの施設・設備の意義について住民への理解を求める必要があります。視覚障害者用ブロック上の駐輪や歩道にはみ出た看板などの障害物、車いす用駐車スペースへの障がいのない人の駐車など、マナーの向上が図られるよう啓発活動を推進します。		各課・施設
No.26	障害者マークの普及	車いす利用者をデザイン化した障がい者のための国際シンボルマークは広く知られてきましたが、その他にも、聴覚障害者シンボルマーク、オストメイトマーク、ほじょ犬マークなどさまざまなマークがあります。障がいのある人であることや障がいのある人を支援するためのものであるため、引き続きマークについての周知を図り、障がいのある人への配慮を促していきます。		健康福祉課
No.27	バリアフリーマップの作成	障がいのある人が安心してまちに出かけられるよう、車いすトイレをはじめとしたバリアフリー情報を掲載したガイドマップを、障がい者関係団体と協議して作成します。		健康福祉課

４　防犯・防災対策の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.28	地域の防犯・防災体制の構築	障がいのある人が悪徳商法などの犯罪に巻き込まれないよう、また、災害時の支援体制づくりを進めるため、地域住民、地域の福祉関係者などと連携して、支援の必要な障がいのある人に関する情報の共有、見守り、支援の体制を構築します。 また、自主防災隊などの組織により共助の体制づくりを進めます。		企画調整課
No.29	避難行動要支援者個別プランへの登録を促進	避難行動要支援者個別プランへの登録を促進し、避難行動要支援者の把握と地域ぐるみでの避難支援体制の構築を促進します。	重点 (1)	健康福祉課
No.30	災害時等の情報伝達	聴覚障がいや視覚障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるよう、防災行政無線についてはメール配信サービスやテレホンサービスによる情報伝達を行います。さらに、災害時にあらゆる障がいのある人が確実に情報を得られるような仕組み作りに取り組みます。	重点 (1)	企画調整課 健康福祉課
No.31	避難所等における支援および配慮	災害時の避難所ではサービス事業所および地域住民との連携により支援ができる体制を構築します。また、主要な避難場所となる施設については、車いすトイレの設置などバリアフリー化を推進します。また、聴覚障がいのある人などに状況説明や物資の配給などについての情報が伝わるよう配慮します。	重点 (1)	企画調整課 健康福祉課
No.32	福祉避難所の拡充	災害時において、障がい者や介護の必要な高齢者など特に配慮を要する人のための福祉避難所については、サービス提供事業所と連携して拡充を図ります。また、一般の避難所についても、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）の確保を図ります。指定した福祉避難所については広報やホームページを通じて周知に努めます。 福祉避難所の整備に合わせ、福祉避難所において障がい者などが避難生活に困る	重点 (1)	企画調整課 健康福祉課

		ことがないよう人材および備蓄などを確保するため、事業所および業者との協定の締結を検討します。		
No.33	緊急通報装置システムの普及	非常時に簡単な操作によって消防署に通報が入る、緊急通報システムの普及に努めます。		健康福祉課

第２　自立と社会参加のまちづくり

Ⅰ　教育・療育・子育て支援	1　早期療育の充実	療育ネットワークの充実	重点(2)
		発達障がい児等への早期対応	重点(2)
		「生活支援ノート　すくすく」の活用	重点(2)
		児童発達支援の充実	重点(2)
		保育所等訪問	
		就学前教育の充実	
		児童施設等のバリアフリー化	
	2　インクルーシブ教育システムの構築	基礎的環境整備の充実	新規
		特別支援教育の推進	
		相談体制の充実	
		通級指導の充実	
		体験活動・校外学習の推進	
		就学指導の充実	
	3　子育て支援の充実	日中一時支援事業の充実	
		留守家庭児童教室の充実	
		放課後等デイサービスの実施	重点(3)
		子育て支援センターの充実	
		コミュニティママ子育てサポート事業の充実	
Ⅱ　雇用・就業	1　雇用の場の確保	企業等への働きかけ	
		町職員への雇用促進	
		就労移行支援	
		就労継続支援	重点(4)
		就労定着支援	新規
	2　総合的な就労支援	就労支援ネットワーク	
		障害者就業・生活支援センターの周知	
		物品等の発注の優遇	
		障がいのある人の雇用への理解促進	
Ⅲ　スポーツ・文化芸術活動	1　スポーツ・文化芸術活動の推進	障がい者スポーツの普及	
		スポーツ大会への参加支援	
		文化芸術活動機会の拡充	
		当事者団体の活動への支援	
	2　参加しやすい環境の整備	スポーツ・文化施設等のバリアフリー化の推進	
		参加しやすい環境づくり	

Ⅰ　教育・療育・子育て支援

早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保健センター、子育て支援センター、保育園・幼稚園・こども園、いずみの園、小中学校、特別支援学校、県の関係機関などとの療育のネットワークの強化を図ります。

学校教育においては、障がいのある児童と障がいのない児童が可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じていくインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

障がいのある児童の子育て支援として、放課後等デイサービスや日中一時支援事業の充実を図ります。

1　早期療育の充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.34	療育ネットワークの充実	早期療育を必要とする児童に対して、適切なサービスが提供できるよう、いずみの園、保育園、幼稚園、こども園などと連携して対応します。 さらに、これら施設と学校との連携を図り、就学に向けた児童と保護者への総合的な支援に努めます。 これらの療育関係機関で構成する「いずみ会議」において情報共有を行い、継続して一貫した支援が行うことができるよう連携を深めます。	重点 (2)	学校教育課 健康福祉課 保健センター
No.35	発達障がい児等への早期対応	いずみの園、保育園、幼稚園、こども園、学校と連携し、療育を必要とする児童の早期発見に努めます。支援が必要な児童については「個別の教育支援計画」を作成するなど切れ目のない支援が行えるように努めます。	重点 (2)	学校教育課 健康福祉課 保健センター
No.36	「生活支援ノート　すくすく」の活用	障がいのある人の成長過程、サービスの利用状況などを記録する「生活支援ノートすくすく」の活用を図り、関係者が情報を共有することにより、障がいのある人のライフステージに応じた療育、教育、就労支援、生活支援などにおける必要な支援の円滑・適切な提供につなげていきます。	重点 (2)	健康福祉課

No.37	児童発達支援の充実	いずみの園において、ことばや心、身体の発達が緩やかな児童を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、社会適応訓練や創作的活動などを行います。 児童の状況に応じて、より専門性の高い医療型を含めた児童発達支援センター等へつなげていきます。 また、児童相談支援、保育所等訪問については、実施体制の充実を図ります。	重点 (2)	健康福祉課
No.38	保育所等訪問	町児童発達支援指導専門員が保育園・幼稚園・こども園を訪問し、支援が必要な児童について、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。		健康福祉課
No.39	就学前教育の充実	障がいのある児童もない児童も一緒に保育を行う統合保育を全園で実施し、障がいのある児童の発達を促すと同時に、障がいのない児童へのノーマライゼーション理念の浸透を図ります。 早期療育を要する児童には、加配保育士を配置して指導体制の充実を図ります。また、統合保育の推進にあたり、保育士は障がい児保育の専門性を高めるため、研修などに参加するとともに、いずみの園や保健センターなどの関係機関と日常的に連携して保育を実施します。		健康福祉課
No.40	児童施設等のバリアフリー化	幼保一元化による施設整備や改修に際しては、障がいのある児童もない児童も利用しやすいバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。		健康福祉課

２　インクルーシブ教育システムの構築

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.41	基礎的環境整備の充実	合理的配慮の充実を図る上で基礎的環境整備の充実は不可欠です。 共有化、焦点化について指導方法の工夫に取り組むなどユニバーサルデザインの視点を大切にした授業改善に努めます。 また、アプローチの段差の解消、車いすやトイレの整備、洋式トイレへの改修など学校施設のバリアフリー化を推進します。	新規	学校教育課

No.42	特別支援教育の推進	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。「垂井町教育ビジョン」にそって、障がいのある児童の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。 このため、個別の教育支援計画を作成し、通常学級の教職員を含め、幼稚園から中学校まで、個別に必要な支援などの情報を共有して支援を行います。 また、障がいのある児童と障がいのない児童との交流および共同学習の積極的な推進に努めます。		学校教育課
No.43	相談体制の充実	幼稚園、小・中学校においては、特別支援コーディネーターを中心とした相談とともに、学校全体としての組織的な教育相談体制の充実を図ります。		学校教育課
No.44	通級指導の充実	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度な知的障がいや情緒障がいのある児童を対象として、その障がい特性に合わせて、言語、ＬＤ（学習障がい）・ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障がい）などの通級指導教室での学習支援を行います。 また、通級指導教室と在籍学級の連携を密に図り、指導効果を上げるように改善していきます。		学校教育課
No.45	体験活動・校外学習の推進	障がいのある児童の体験活動、校外学習などを通して、社会性や好ましい人間関係を育み、集団に参加する能力が身に付くよう努めます。		学校教育課
No.46	就学指導の充実	就学に際しては、町スクールアドバイザーと協力し保護者と個別の懇談を行うなど本人および保護者の意向を踏まながらきめ細かな支援を行います。 また、適切な就学先を選択できるように、専門機関との連携を深めていきます。		学校教育課

３　子育て支援の充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.47	日中一時支援事業の充実	障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人（児童）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業を実施します。より多くの受け入れができるように、また、希望日に利用できるよう委託事業所の拡充を図ります。 重度心身障がい児者が日中一時支援事業を円滑に利用できるよう重度心身障害児者サービス円滑利用事業を実施します。		健康福祉課
No.48	留守家庭児童教室の充実	身近な地域の留守家庭児童教室については、保護者とコミュニケーションを取りながら、関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れを検討します。		健康福祉課
No.49	放課後等デイサービスの実施	放課後等デイサービスは、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、障がいのある児童生徒の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供するものです。町内事業所の開設については、公共施設の統廃合に合わせ、空き施設での事業の実施を検討します。	重点 (3)	健康福祉課
No.50	子育て支援センターの充実	子育て支援センターは、未就園児童をもつ子育て家庭を対象として、子育ての不安や悩みについての相談、仲間づくり、保健指導など、子育てに関するさまざまな支援をしています。障がいのある児童についても、早期発見、子育て相談、専門機関へのつなぎなど、関係機関との連携を図りながら育児支援を行います。		健康福祉課
No.51	コミュニティママ子育てサポート事業の充実	コミュニティママ子育てサポート事業は、家庭の事情で短時間、数日育児が出来ないときに育児サービスを有料で受けることができるサービスであり、町が社会福祉協議会に委託して実施しています。サポート会員の充実と事業の周知を図り、障がいのある児童の子育てを支援していきます。		社会福祉協議会 健康福祉課

Ⅱ　雇用・就業

障がいのある人の就労については、関係機関と連携して、就労機会の拡大や職場定着を図ります。また、さまざまな就労形態の場の確保や工賃アップをめざした取り組みを推進します。

1　雇用の場の確保

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.52	企業等への働きかけ	国・県の関係機関、商工会などと協力し、事業所、店舗などに対して、障害者制度改正の情報や、各種の障害者雇用促進施策についての周知を図りながら、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。		産業課
No.53	町職員への雇用促進	障がいのある人の雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。また、パートタイムなど就労形態の工夫、バリアフリー化の推進など、障がいのある人が就労しやすい環境の整備に努めます。		総務課
No.54	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着のための支援を行います。一般就労後の定着が課題となっているため、西濃圏域障がい者自立支援協議会　就労・雇用支援部会等で定着が進むような方策について検討してきます。		健康福祉課
No.55	就労継続支援	一般就労が困難な障がいのある人などに、通所により働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援については、西濃圏域ではＡ型（雇用型）、Ｂ型（非雇用型）ともに増加し、利用者も増加しています。 しかし、Ｂ型の事業所については、町内での利用の要望があることから、公共施設の統廃合に合わせ、空き施設での事業の実施について検討します。	重点 (4)	健康福祉課
No.56	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、家族・企業・関係機関等との連絡調整、相談等の必要な支援を行います。	新規	健康福祉課

２　総合的な就労支援

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.57	就労支援ネットワーク	西濃地域障がい者雇用連絡会議や西濃圏域障がい者自立支援協議会の就労・雇用支援事業部門において、関係機関と連携してネットワークを強化し、情報の収集、課題の把握を行い、就労機会の拡大や課題の解決に向けた取り組みを進めます。 また、垂井町障がい者自立支援協議会就労部会においては、特別支援学校等の卒業生が円滑に就労することができるよう関係機関と連携を図ります。		健康福祉課
No.58	障害者就業・生活支援センターの周知	就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問などによって就業面と生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについては、その周知、紹介に努め、専門門的な支援につなげます。		健康福祉課
No.59	物品等の発注の優遇	就労継続支援事業者や地域活動支援センターなどからの物品の購入や役務の提供の推進を図るための町の方針を策定しました。この調達方針に基づく目標の達成に向け、物品等の調達を行います。		各課・施設
No.60	障がいのある人の雇用への理解促進	障がいのある人の雇用・就労について、企業、住民への理解促進に努めます。また、障がいのある人の職場定着を図るため、関係機関と協力して現場における障がいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実に努めます。		産業課 健康福祉課

Ⅲ　スポーツ・文化芸術活動

スポーツ・文化・レクリエーション活動などは、生活にうるおいをあたえ、仲間づくり、自己実現の場となり、リハビリテーション、健康管理にも役立ちます。活動への参加機会の提供、参加しやすい環境整備などを進め､障がいのある人のさまざまな活動への参加を促進していきます。

1　スポーツ・文化芸術活動の推進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.61	障がい者スポーツの普及	障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、障がい者社会参加推進センターなどの関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。		健康福祉課
No.62	スポーツ大会への参加支援	県や広域主催のスポーツ大会への参加を呼びかけるとともに、大会への参加を支援します。		健康福祉課
No.63	文化芸術活動機会の拡充	障害者支援施設や障がいのある人などの当事者団体が行う文化活動に対し、社会福祉大会などでの作品の展示、住民への活動の周知などにより支援します。今後は巡回バス内のパブリックスペースを活用した作品の展示等について検討します。		各課・施設
No.64	当事者団体の活動への支援	障がいのある人などの当事者団体が行うスポーツ、レクリエーション活動を通じた仲間づくりを支援します。		生涯学習課 健康福祉課

2　参加しやすい環境の整備

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.65	スポーツ・文化施設等のバリアフリー化の推進	段差の解消、車いすトイレの整備など、障がいのある人が安心して活動ができるよう、障がいのある人の意見を聞きながら必要に応じてスポーツ施設、文化施設などのバリアフリー化を推進します。		各課・施設
No.66	参加しやすい環境づくり	社会福祉大会や講演会、また、町が主催する会議等において手話通訳者・要約筆記者を配置する、バリアフリー化された会場で開催するなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。		各課・施設

第３　暮らしの基盤づくり

Ⅰ　保健・医療	1　障がいの原因となる疾病の予防と早期発見	乳幼児健康診査の充実	重点(2)
		乳幼児相談の実施	重点(2)
		特定健康診査・30 代健診の実施	
	2　健康の保持増進	保健指導の実施	
		心の健康づくり	
	3　医療サービスの充実	自立支援医療の支給	
		福祉医療費助成	
		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	新規
Ⅱ　生活支援	1　相談支援体制の充実	相談窓口の充実	
		障害者相談支援事業の充実	重点(5)
		自立支援協議会の充実	重点(5)
	2　訪問系サービスの充実	居宅介護等の提供	
		自立生活援助	新規
		移動支援等の提供	
	3　日中活動系サービスの充実	生活介護等の提供	重点(4)
		短期入所の充実	
		日中一時支援の充実（再掲）	
		団体活動の支援（自発的活動支援事業）	
	4　居住の場の確保	グループホームの整備促進	重点(6)
		住宅改修費の支給	
		施設入所支援の提供	
	5　経済的支援	各種手当の給付	
		自動車改造費の補助	
		自動車運転免許取得費の助成	
		福祉タクシー券の交付	
	6　その他の生活支援	訪問入浴サービス	
		補装具費の支給	
		日常生活用具の給付	
		地域生活支援拠点の整備	新規
Ⅲ　情報・意思の疎通	1　情報提供の充実	広報紙等の充実	
		制度改正等の情報提供	
		福祉ガイドブックの作成	
		子育て支援サービスガイドブックの配布	
	2　情報化社会への対応	ホームページのバリアフリー化の推進	
		情報バリアフリー化の支援	
	3　意思疎通支援	意思疎通支援事業	
		重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	新規
		手話通訳者等の配置	
		音訳・手話・要約筆記講座の開催	
		あらゆる場面での意思疎通支援の充実	

Ⅰ　保健・医療

障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見・早期治療のため、母子保健事業や特定健康診査などの充実を図ります。

障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療費の助成を行います。また、心の健康づくり、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を促進します。

1　障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.67	乳幼児健康診査の充実	疾病や発達の遅れを早期に発見し適切な保健指導・早期療育につなげるため、４か月児、10か月児、１歳６か月児および３歳児健康診査を実施します。受診率の向上、健診内容の検討、精度管理に努めます。 １歳６か月児・３歳児健康診査には、いずみの園職員も従事して、早期発見、早期療育に努めます。	重点 (2)	保健センター
No.68	乳幼児相談の実施	乳幼児健康診査などで経過観察が必要と思われる乳幼児およびその保護者については、健康診査時の相談、乳幼児すこやか相談の中で発達チェックなどを行います。また、必要に応じ、いずみの園など関係機関との連携を図り、情報を共有して適切な早期療育指導につなげていきます。	重点 (2)	保健センター
No.69	特定健康診査・30代健診の実施	生活習慣病を早期に発見し、適切な治療や生活習慣の改善に結びつけるため、特定健康診査・30代健診を実施します。受診率の向上と健診後のフォローの充実を図ります。		保健センター

2　健康の保持増進

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.70	保健指導の実施	乳幼児健康診査でフォローが必要な母子などには、乳幼児すこやか相談、家庭訪問などにより継続的な支援を行います。また、保育園、幼稚園、こども園、いずみの園などと連携し、情報の共有化を図ります。		保健センター

		また、特定健康診査などの結果に基づき、生活習慣病予備群を対象として、生活習慣病の予防を目的とした保健指導を実施します。		
No.71	心の健康づくり	住民が心の健康に関心をもち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、メンタルチェックシステム「こころの体温計」など心の健康づくりに関する知識の普及・啓発に努め、住民の悩み等の軽減を図っていきます。 また、西濃保健所と協力して精神保健福祉相談を開催するとともに、必要に応じて、電話相談、家庭訪問を実施します。		保健センター

３　医療サービスの充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.72	自立支援医療の支給	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）は、自立支援医療として医療費の９割に相当する額を公費や保険で負担します。		健康福祉課
No.73	福祉医療費助成	重度心身障がいのある人に対しては、自立支援医療に加え、保険診療で自己負担となる医療費について助成を行います（所得制限があります）。		健康福祉課
No.74	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、西濃圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制の構築を目指し、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	新規	健康福祉課 保健センター

Ⅱ　生活支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実に努めます。

日々の地域での暮らしを支援する、訪問系サービスや日中活動系のサービスなどについては、事業者の参入を促進して、サービスの量と質の確保を図ります。また、居住の場については、グループホームの整備を促進します。

1　相談支援体制の充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.75	相談窓口の充実	役場窓口において障害福祉サービスなどに関する相談・情報提供を行います。また、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい児などについての高い専門性が必要とされる相談内容については、町が委託する相談支援事業所、子ども相談センターおよび医療機関などの専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。 役場窓口での相談が困難な場合は、地域の身近な相談役である身体障害者相談員および知的障害者相談員と協力し相談・情報提供を行います。		健康福祉課
No.76	障害者相談支援事業の充実	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整を図るなど、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。 知的障がいのある人および精神障がいのある人についての相談は、西濃圏域が共同して相談支援事業所に委託して実施します。 また、相談内容が複雑化し、困難事例が多くなってきていることから、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。	重点 (5)	健康福祉課
No.77	自立支援協議会の充実	垂井町障がい者自立支援協議会において、障がい者施策のニーズや課題の把握、重要課題の解決策の検討、事業の円滑な実施などについて協議を行い、施策の推進、充実を図ります。町の協議会で把握された	重点 (5)	健康福祉課

		課題について、解決策につなげる体制作りが課題となっており、その解決の手法として「基幹相談支援センター」の設置について、近隣市町との共同設置を検討していきます。併せて広域での協議会の設置について検討していきます。 　また、広域的な課題については西濃圏域障がい者自立支援協議会を中心に取り組んでいきます。		

２　訪問系サービスの充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.78	居宅介護等の提供	居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスについて、必要なサービスの量および質の確保を図ります。 　なお、重度訪問介護を利用している最重度の障がい者が入院した場合には、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることになったことから、周知を図り利用を促進します。		健康福祉課
No.79	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う相談・助言を行うなど円滑な地域生活に向けた支援を行います。	新規	健康福祉課
No.80	移動支援等の提供	障がいのある人の地域における自立生活および社会参加を促進するため、介護給付による行動援護や同行援護、地域生活支援事業による移動支援を実施し、障がいのある人の外出を支援します。 　必要な人に必要な外出支援が行われるよう窓口で相談に応じるとともに、移動支援事業については委託事業所を増やし、利用者が必要とするサービス量の確保に努めます。		健康福祉課

3　日中活動系サービスの充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.81	生活介護等の提供	障がいのある人の状況に応じた日中活動の場が確保されるよう、生活介護、自立訓練、就労継続支援などの日中活動系サービスの必要なサービス量の確保に努めます。 特に、町内における生活介護および就労継続支援Ｂ型事業所の整備が求められていることから、町有の施設の統廃合に合わせた事業の実施について検討します。 また、地域活動支援センター「けやきの家」のあり方についても検討します。	重点 (4)	健康福祉課
No.82	短期入所の充実	身近な地域で利用ができるよう、また多様なニーズに応えられるよう、短期入所事業所の参入、介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入、児童の受け入れなどについて促進します。		健康福祉課
No.83	日中一時支援の充実(再掲)	障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業を実施します。より多くの受け入れができるように、また、希望日に利用できるよう委託事業所の拡充を図ります。 重度心身障がい児者が日中一時支援事業を円滑に利用できるよう重度心身障害児者サービス円滑利用事業を実施します。		健康福祉課
No.84	団体活動の支援（自発的活動支援事業）	障がい児・者およびその保護者が地域で支えあい事業を行っている団体に対し、活発な事業が行えるように拠点の確保、指導員の派遣による支援をします。		健康福祉課

4　居住の場の確保

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.85	グループホームの整備促進	施設入所・入院から地域生活への移行を推進し、地域において自立した生活が営めるよう、また、障がいのある人やその親等の高齢化が進むことにより、グループホームのニーズは高まることが予測されることから、事業所の新規参入や事業拡大が行われるよう働きかけるとともに、町の助成制度についても検討します。	重点 (6)	健康福祉課
No.86	住宅改修費の支給	個人の住宅において移動などを円滑に行えるよう手すりやスロープを設置する場合などに、住宅改修費の一部を助成します。助成の内容については介護保険・高齢者施策との整合性を図ります。		健康福祉課
No.87	施設入所支援の提供	施設入所支援については、真に必要な人の利用とし、グループホームの整備などに合わせて地域生活への移行を推進します。 また、地域で暮らす障がいのある人の支援の拠点（地域生活支援拠点の位置づけ）として、機能の強化を図ります。		健康福祉課

5　経済的支援

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.88	各種手当の給付	障がいのある人や障がいのある児童の手当として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当および特別児童扶養手当などが支給されます。対象者の拡充など、これら手当の充実を国・県に要望していきます。		健康福祉課
No.89	自動車改造費の補助	身体障がいのある人に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。		健康福祉課
No.90	自動車運転免許取得費の助成	身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。		健康福祉課

No.91	福祉タクシー券の交付	重度の視覚障がい、下肢障がいや知的障がいのある人などの社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー券については、利用者に偏りが出ないよう実施方法について見直しを行いきます。		健康福祉課

6　その他の生活支援

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.92	訪問入浴サービス	重度身体障がいのある人を対象として、訪問入浴サービスを実施します。利用者の選択肢が広がるよう委託事業所の拡充を図ります。		健康福祉課
No.93	補装具費の支給	障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用について補装具費の９割（利用者の課税状況に応じて全額）を支給します。 なお、「購入」を基本とする原則は維持した上で、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児など、障がいのある人の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となりました。		健康福祉課
No.94	日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養など支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の給付を行います。購入に要した費用の９割（利用者の課税状況に応じて全額）を給付します。必要に応じて対象となる用具の見直しを行います。		健康福祉課
No.95	地域生活支援拠点の整備	グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	新規	健康福祉課

Ⅲ　情報・意思の疎通

福祉サービスをはじめ、各種情報の内容の充実とその提供手段の充実を図ります。特に、情報化社会といわれる今日、情報のバリアフリー化とその利用を促進するための支援を行います。

聴覚や言語に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用を促進します。

１　情報提供の充実

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.96	広報紙等の充実	広報紙などについては、文字の大きさや色彩など障がいのある人にも見やすい配慮を引き続き行うとともに、問い合わせ先などについてはファックス番号を並記します。 また、視覚障がい者のある人については、要望に応じて「声の広報」を届けます。		企画調整課
No.97	制度改正等の情報提供	法改正や制度改正に伴う情報について、障がいのある人や、団体、福祉関係者などに対して、広報、ホームページ、講演会の開催などにより情報提供、内容の周知に努めます。		健康福祉課
No.98	福祉ガイドブックの作成	新規手帳取得者については県が発行する「岐阜県障がい者福祉の手引」を配付します。 さらに、町独自の制度や地域生活支援事業の委託事業所の情報等を加えた福祉ガイドブックを作成・配布し、サービスを必要とする人に情報が届くようにします。		健康福祉課
No.99	子育て支援サービスガイドブックの配布	子育て支援サービスガイドブック「すこやか子育てのおてつだい」を配布し、療育や子育て支援に関する情報を提供します。		健康福祉課

２　情報化社会への対応

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.100	ホームページのバリアフリー化の推進	ホームページについて、文字の大きさや色彩に配慮するなどの見やすいページづくりや、新しい機能の導入を行い、更なる情報のバリアフリー化に努めます。		企画調整課

No.101	情報バリアフリー化の支援	上肢機能障がいまたは視覚障がいのある人を対象として、障がいがあることにより必要となるパソコンの周辺機器やソフトの購入に要する費用の一部を助成します。必要に応じて対象物品の見直しを行います。		健康福祉課

3　意思疎通支援

No.	施　策	事業・活動	区分	担当課
No.102	意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。制度の周知を図り、利用を促進します。		健康福祉課
No.103	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な障がいのある人が入院した際に、円滑な医療行為が行うことができるようコミュニケーション支援員を派遣します。	新規	健康福祉課
No.104	手話通訳者等の配置	聴覚・言語機能・音声機能障がいの方にスムーズな窓口対応ができるよう、職員の資質向上を図ります。また、手話通訳者の配置を検討します。		健康福祉課
No.105	音訳・手話・要約筆記講座等の開催	音訳ボランティア養成講座、手話講座、要約筆記講座等を開催し、講座を通して人材を養成します。		社会福祉協議会
No.106	あらゆる場面での意思疎通支援の充実	町や社会福祉協議会が行う講演会などについては、手話通訳者などを配置します。 また、日中活動の場やグループホームなど生活の場においても、聴覚障がいなどのある人が、意思の疎通が図れないことにより孤立しないよう、意思疎通手段の充実・工夫などを研究していきます。		健康福祉課 社会福祉協議会

計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

(1)　垂井町障がい者自立支援協議会

垂井町障がい者自立支援協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況の把握と評価を行います。また、施策の具体化や、重要課題の取り組みについて協議し、町に対して提言をします。

(2)　庁内体制

基本計画の施策ごとに示した担当課を中心に取り組みを推進することになりますが、施策は相互に関連するものも多いため、関係課が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

(3)　ＰＤＣＡサイクルの活用

垂井町障がい者自立支援協議会における計画の進捗状況の把握と評価、施策の具体化や重要課題の取り組みについての協議をＰＤＣＡサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。

● 計画の進捗管理体制

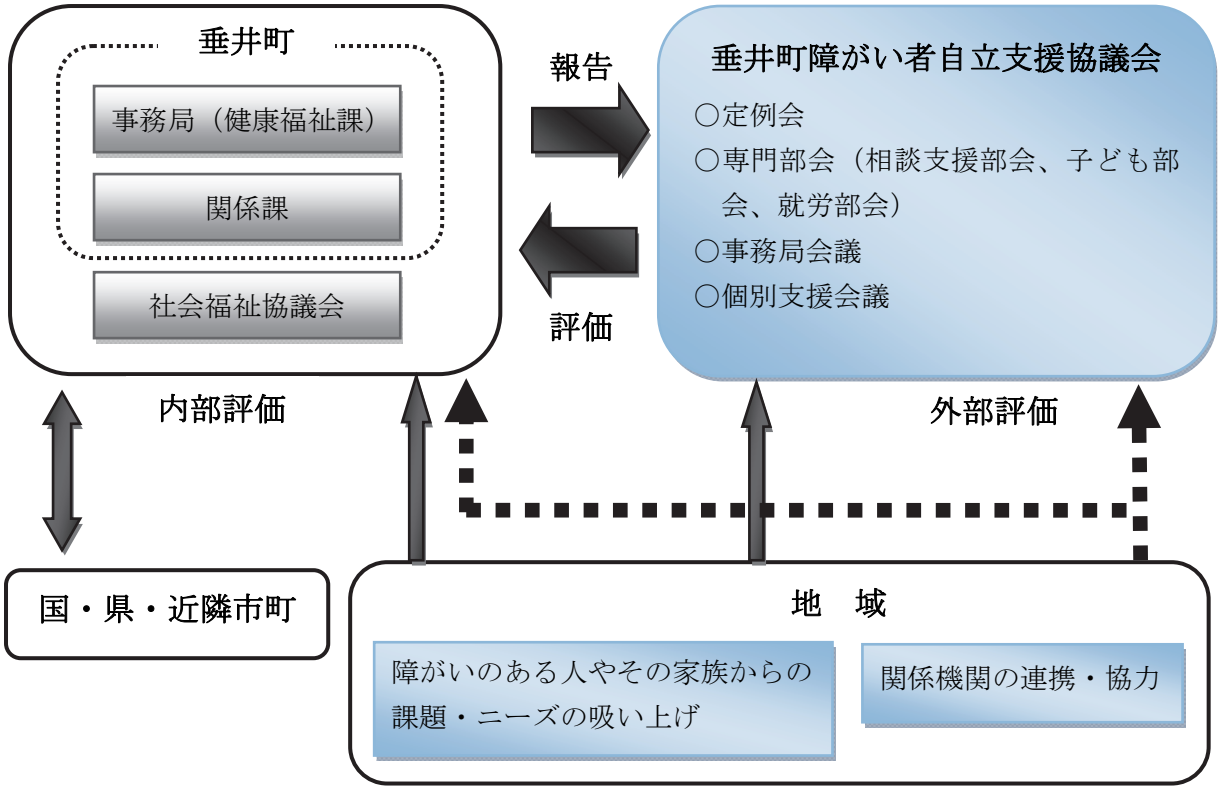

● 計画の進捗評価イメージ（ＰＤＣＡサイクル）

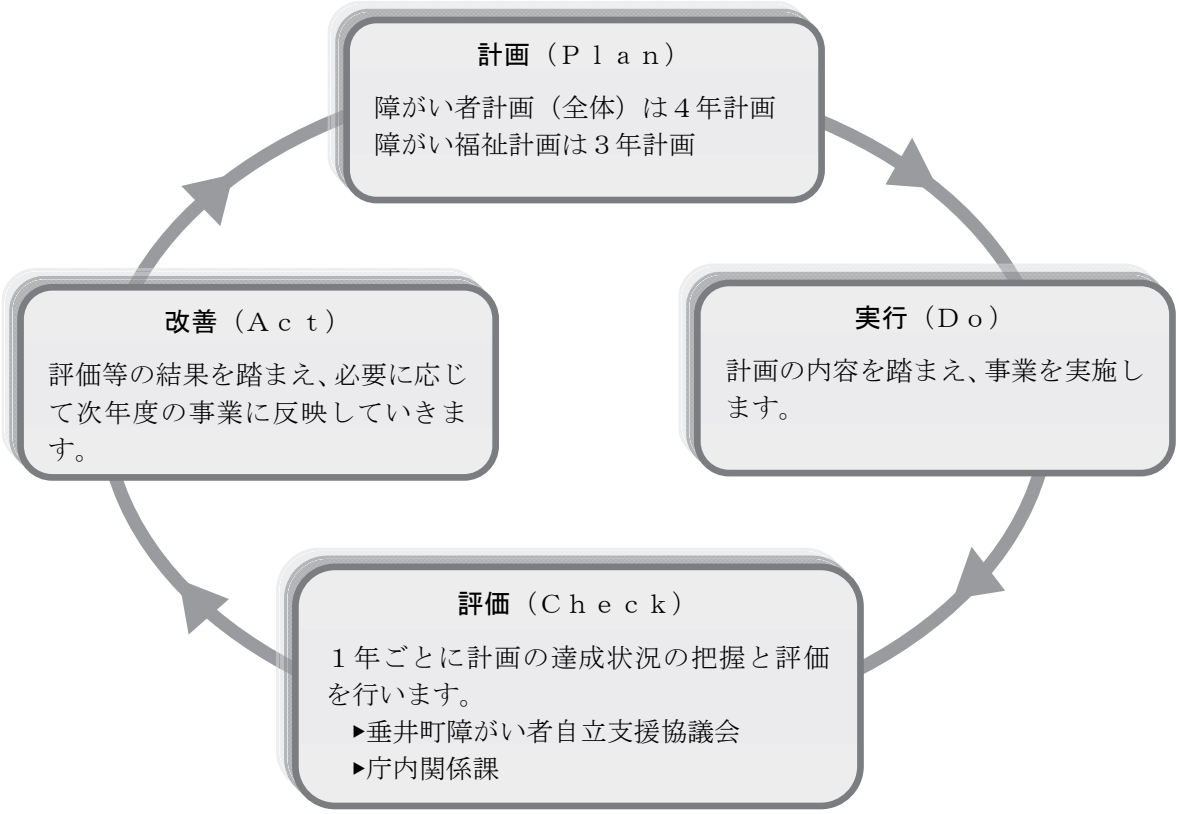

２　計画の広報と地域福祉の推進

障がいのある人や家族などの当事者、福祉・教育・医療・就労などの関係者はもちろん、住民すべてに計画を理解してもらい協力を得る必要があることから、ホームページなどを通じて計画の周知を図ります。

基本理念として掲げた「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現は、障がいのある人とその家族、関係者だけでできるものではありません。地域住民が障がいの特性と障がいのある人を理解し、当事者、関係者、サービス事業者、行政が協働して推進していきます。

３　関係機関等との連携

広範囲にわたる障がい者施策を推進するため、庁内だけでなく幅広い分野における関係機関・団体等との連携を図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、高い専門性を必要とする相談や療育、就労支援や地域移行などの課題は、町単独での解決や充実がむずかしことから、西濃圏域、近隣市町と協力して推進するとともに、改善点や必要な支援について、県や西濃圏域の自立支援協議会と連携しながら国および県に対して要望していきます。

資　　料

1　計画策定の経過

【平成27年度】

年　月　日	事　　項	内　　容
平成27年10月13日	○第１回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第３次垂井町障がい者計画策定に係るアンケート調査について
平成27年10月29日～11月16日	○第３次垂井町障がい者計画策定に係るアンケート調査を実施	▸調査票配付数　1,536名 （身体障がい者用　1,015名 知的障がい者用　171名 精神障がい者および精神医療通院者用　266名 障がい児用　84名）
平成28年３月22日	○第２回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第３次垂井町障がい者計画策定に係るアンケート調査票の集計結果について

【平成28年度】

年　月　日	事　　項	内　　容
平成28年７月15日～７月29日	○町内の障がい者関係団体およびサービス提供事業者（町外含む）にアンケート調査およびヒアリング調査を実施	▸障がい者関係団体　7団体 ▸サービス提供事業者　80事業所 ※サービス提供事業者は平成27年４月～平成28年４月の間にサービスを提供した事業所を対象に実施。
平成28年11月２日	○第１回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第２次垂井町障がい者計画の実績報告について ▸当事者団体およびサービス提供事業所に対する第３次垂井町障がい者計画の作成のための調査の結果報告について
平成28年12月26日	○第２回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第3次垂井町障がい者計画（案）について
平成29年１月26日	○第３回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第３次垂井町障がい者計画（案）について（パブリック・コメント前の最終確認）
平成29年２月１日～２月28日	○パブリック・コメントの実施	▸庁舎ロビー、町中央公民館（情報公開コーナー）、各地区公民館・まちづくりセンター、タルイピアセンター、町文化会館または町ホームページにて計画（案）を公表し、意見を募集
平成29年３月22日	○第４回垂井町障害者計画等作成審議委員会	▸第３次垂井町障がい者計画（案）について（パブリック・コメントの回答および意見を踏まえた計画（案）の最終確認について）

２　垂井町障害者計画等作成審議委員会

⑴　設置要綱

○垂井町障害者計画等作成審議委員会設置要綱

（平成18年８月１日告示第46号）
改正　平成23年８月５日告示第54号
平成25年３月29日告示第30号

（設置）

第１条　垂井町障害者計画及び障害福祉計画の作成について調査、審議するため、垂井町障害者計画等作成審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査、審議する。

（１）　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に規定する障害者計画の作成に関すること。

（２）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画の作成に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（１）　住民団体関係者

（２）　町議会議員

（３）　学識経験者

（４）　保健医療関係者

（５）　福祉関係者

（６）　その他町長が適当と認める者

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、それぞれ委員の互選により、これを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長が当たる。

３　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（関係者の出席要求）

第７条　委員会は、調査、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成23年８月５日告示第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月29日告示第30号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

(2)　委員名簿

○垂井町障害者計画等作成審議委員会名簿

（敬称略）

氏　名	組 織 名 称	区　分
◎田　口　道　治	(福)あゆみの家　総合施設長	障害福祉サービス事業所 相談支援事業者
○三　浦　和　眞	岐阜県身体障害者福祉協会不破支部　代表	障がい者関係団体
松　岡　明　美	(福)垂井町社会福祉協議会　事務局長	障害福祉サービス事業所
谷　口　博　昭	(医)清澄会 不破ノ関病院　事務長	福祉・保健・医療機関
酒　井　孝　子	垂井町民生委員・児童委員協議会　会長	福祉・保健・医療機関
西　川　真　美	(医)静風会 せせらぎ 管理者・相談支援専門員	相談支援事業者
山　下　美智恵	西濃障がい者就業・生活支援センター 所長	教育・雇用関係機関
桐　山　浩　治	垂井町教育委員会 教育次長兼学校教育課長	教育・雇用関係機関 行政関係者
佐　竹　ま　み	垂井町在住障がい者(児)を持つ親の会 こいのぼり　会長	障がい者関係団体

◎委員長　　○副委員長

３　用語解説

【あ行】

育成医療　身体障がいのある子どもの健全な育成を図るため、障がいのある子どもに対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

意思疎通支援事業　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。平成24年度までのコミュニケーション支援事業が本事業に変更された。

一般就労　障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。障害福祉サービスの外出支援サービスとして、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人に対する同行援護、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神に障がいのある人に対する行動援護があり、移動支援事業はこの二つのサービスに該当しない障がいのある人が対象となる。

インクルーシブ教育〔inclusive education〕　同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの中で行われる教育であり、子ども一人ひとりの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされる。

インクルージョン〔inclusion〕（ソーシャルインクルージョン）　「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。また、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」でその推進を提言している。

ＡＤＨＤ　⇒　注意欠陥多動性障がい

ＬＤ　⇒　学習障がい

【か行】

学習障がい〔ＬＤ〕　知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

基幹相談支援センター　障害者総合支援法に定められた、相談支援体制の強化を目的としする施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行う。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共同生活援助　⇒　グループホーム

居住系サービス　障害福祉サービスにおいては、共同生活援助(グループホーム)と施設入所支援をいう。

居宅介護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいう。

グループホーム（共同生活援助）障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種であるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

計画相談支援　障害者総合支援法の相談支援の一種で、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

権利擁護　自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

高次脳機能障がい　病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきた

す病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは含まれない。

更生医療　身体障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障がいのある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

行動援護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいがあり、常時介護を要する人が、行動する際の危険を回避するための援護、外出時の移動中の介護、排せつおよび食事等の介護等を受けるサービスをいう。

合理的配慮　障がいのある人が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。

子ども相談センター　⇒　児童相談所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関や、デパートや旅客施設などの公共的施設のバリアフリーをめざし、高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする法律。一般的には「バリアフリー法」という。

雇用率　⇒　障がい者雇用率

【さ行】

サービス等利用計画　介護給付等を受ける障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類および内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。障がいのある児童に対する計画を「障害児支援利用計画」といい、介護保険では「ケアプラン（介護サービス計画）」という。

施設入所支援　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスである。施設入所支援は、障がい者支援施設で行われ、平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。制度上、利用の期限の定めはない。

児童相談所　児童福祉法に基づき都道府県・指定都市・中核市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、心理判定員、社会福祉士、医師等が配置され、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応ずること、②児童およびその家庭につき、必要な調査ならびに医学的、心理学的、教育学的、社会学的および精神保健上の判定を行うこと、③児童およびその保護者につき、調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと、を業務とし、必要に応じ、巡回してこれらの業務を行う。本県では「子ども相談センター」という名称を用いている。

児童発達支援　就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができる事業をいう。平成24年度以前の児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業が、児童発達支援となった。児童発達支援は、児童福祉施設として定義された福祉型児童発達支援センターと、障がいのある児童が身近な場所でサービスを受けられる児童発達支援事業がある。

児童福祉法　昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業および施設、費用等について定めている。

自発的活動支援事業　障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障がいのある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

社会福祉協議会　社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目

的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県および中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画および実施ならびにボランティア活動等への住民参加のための援助ならびに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整および助成等を業務としている。

社会モデル　障がいは疾病、外傷等により生じた個人の問題であり、個人が努力して克服・対処すべき問題であるとととらえる「個人モデル」「医学モデル」に対し、障がいの社会モデルは、障がい者が受ける制限は社会がつくり出しているという考え方である。この考え方は障害者権利条約に反映されている。

重度障害者等包括支援　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に受けるサービスをいう。

重度訪問介護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

就労移行支援　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、２年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は３年間または５年間）とされている。

就労継続支援　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、Ａ型とＢ型の２種類がある。

就労継続支援（Ａ型）　通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（Ｂ型）　通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

就労定着支援　就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者を対象に、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を解決するため、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、平成30年度から実施される。

手話通訳者　重度の聴覚障がいのある人・重度の言語障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者のうち、手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けたものを手話通訳士、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録されたものを手話通訳者、市町村・都道府県が実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録されたものを手話奉仕員という。

障害支援区分　障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の支援の度合いを示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分１から区分６などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分といっていた。

障害者基本計画　障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成５年３月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成５年度～平成14年度）が（第１期）障害者基本計画とみなされた。現在、平成25年度～平成29年度を計画期間とした第３次計画が推進されている。第３次計画では、基本的な考え、「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ等」「雇用・就業、経済的自立の支援」「生活環境」「情報アクセシビリティ」「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力」の10分野の施策の基本的方向を示している。また、第４次計画の策定に向けた検討が進められている。

障害者基本法　昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成５年に抜本改正して制定した法律。この法律は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない

個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、差別の禁止や障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について国民、国、地方公共団体等の義務を定めている。

障害者虐待防止法　平成23年６月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者等に、障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

障害者権利条約　障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年１月に同条約を批准し、同年２月から効力を発することとなった。

障害者雇用促進法　「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国および地方公共団体の責務、障がいのある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用を促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がいのある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等および障害者雇用納付金の徴収を定めている。

障がい者雇用率　障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっては2.0％、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.3％、一定の教育委員会にあっては2.2％とされ、これを超えて身体障がいのある人、知的障がいのある人および精神障がいのある人を雇用する義務を負う。この場合、重度障がいのある人１人は障がいのある人２人として算入される。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金または報奨金が支給される。

障害者差別解消法　平成28年４月１日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等および民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

障害者支援施設　障がいのある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者就業・生活支援センター　就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者総合支援法　障害者自立支援法は、平成25年４月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県および市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者の雇用の促進等に関する法律　⇒　障害者雇用促進法

障害者優先調達推進法　平成24年６月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

障がいのある人　障害者基本法では、障がい者の定義として「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者総合支援法においては、18歳以上の身体に障がいのある人、知的障がいのある人お

よび精神に障がいのある人のほか、指定された難病に罹患している人としている。

障害福祉サービス　障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

小児慢性特定疾患　国の小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として11症候群（514疾患）が指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られていたが、平成27年１月からは、児童福祉法の「小児慢性特定疾病」として、760疾病が指定された。

ショートステイ　⇒　短期入所

自立訓練　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の２種類がある。

自立訓練（機能訓練）　入所施設・病院を退所・退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は１年６か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立訓練（生活訓練）　入所施設・病院を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人・身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は２年間（長期間入院者等は３年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立支援　障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きの考え方といえる。

自立支援医療　障がいのある児童のための「育成医療」、身体障がいのある人のための「更生医療」および精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられている。支給認定は、更生医療が市町村、育成医療および精神通院医療が都道府県である。

自立支援給付　障害者総合支援法に定める自立支援給付は、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療および補装具に大別される。

自立支援協議会　相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県および市町村が設置する協議会。自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

自立生活援助　施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などが、円滑に地域生活を送れるよう、巡回訪問や随時の対応により障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、平成30年度から実施される。

身体障害者相談員　身体障害者福祉法に基づく身体障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体障がいのある人で人格識見が高く、社会的信望があり、身体障がいのある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の事情に精通している人のなかから、市町村が委嘱する。身体障害者相談員は、障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

身体障害者手帳　身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により１級から６級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

身体障がいのある人　身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい、がある18歳以上の人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により１級から６級に認定される。身体障害者福祉法による援護は18歳以上の身体障がいのある人に適用され、18歳未満の身体障がいのある児童については身体障害者手帳の交付はなされるが、児童福祉法による援護を受けることになっている。

生活介護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障がい者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活習慣病　成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなる、がん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といっていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

精神障害者保健福祉手帳　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、１級から３級に区分され、手帳所持者は、各種の保険・医療サービス等を受けることができる。①手帳制度が十分に浸透していない、②手帳所持のメリットが少ない、③精神障がいであることを知られたくない、などの理由から、手帳所持者は実際の精神に障がいのある人の一部にとどまっていたが、県の重症心身障害者福祉医療費の受給条件が精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者となっていることなどから、取得する人が増加してきている。

精神障がいのある人　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人も、精神に障がいのある人に含まれる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律　精神障がいのある人等の医療および保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生予防その他国民の精神的健康の保持および増進に努め、精神に障がいのある人等の福祉の増進および国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療および保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとなった。

成年後見制度　知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の３類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度法人後見支援事業　成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。この事業の対象となる「法人」は、社会福祉法人、社団法人、特

定非営利活動法人等である。障がいのある人を対象とする成年後見制度法人後見支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

成年後見制度利用支援事業　成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選ぶ。申立てできるのは、本人、配偶者、４親等以内の親族などに限られている。成年後見制度利用支援事業は、身寄りがなく申し立てができない人に、市町村長が代わりに申立てを行い、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部または一部を助成するものである。障がいのある人を対象とする成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

相談支援　障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）および計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

【た行】

短期入所（ショートステイ）　障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域活動支援センター事業　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障がい者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域生活支援事業　地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員等養成研修事業、移動支援事業および地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるとされている。

知的障がい　知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

知的障害者相談員　知的障害者福祉法により、知的障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障がいのある人の保護者であって、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障がいのある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動でき、かつ、その地域の実情に精通している人のうちから市町村が委嘱する。知的障害者相談員は、知的障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

注意欠陥多動性障がい〔ＡＤＨＤ〕　原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

同行援護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

特別支援学校　児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年４月から、盲・ろう・養護学校は障がい種別を超えた特別支援学校に一本化された。在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言援助に努めることとされており、地域の特別支援教育のセンター的な機能を担う。

特別支援教育　学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。平成19年度から従来の特殊教育に代えて、特別支援教育が実施されている。

特別児童扶養手当　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいのある児童を監護あるいは養育する父母または養育者に支給される。支給対象となるのは20歳未満の障がいのある児童。所得制限がある。

特別障害者手当　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に著しい重度障がいがある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。所得制限がある。

【な行】

内部障がい　身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、病気にもかかわらず職場を休めなかったり、障がいの等級が過小評価されたりするなどの問題がある。

難　病　発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として332疾病の難病（第２次対象疾病）を指定しており、さらに358疾病に拡大を予定している。難病法では、医療費の公費負担の対象となる指定難病として、306疾病（第２次対象疾病）を指定しており、さら330疾病に拡大を予定している。

難病法　平成26年５月30日に公布された「難病の患者に対する医療等に関する法律」の略称。これまで法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施していた難病患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置が盛り込まれている。医療費の公費負担の対象となる疾病（指定難病）は大幅に拡大された。児童福祉法も同時に改正され、小児慢性特定疾病として760疾病が指定された。

日常生活自立支援事業　知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、社会福祉協議会が実施している。

日常生活用具　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業として定められている日常生活用具は、次の６種類に大別された。

介護・訓練支援用具　特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具ならびに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人および介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

自立生活支援用具　入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具　電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具　点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具　ストマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具および衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具　障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日中一時支援事業　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

日中活動系サービス　従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護および短期入所で提供されるサービスをいい、これ

らのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

ノーマライゼーション〔normalization〕　デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするものである。

【は行】

発達障害者支援法　発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就労の支援等について定め、発達障がいのある人の自立および社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がいならびに行動および情緒の障がいをいう。

バリアフリー〔barrier free〕　住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー法　⇒　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

福祉教育　国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

保育所等訪問支援　障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、２週間に１回程度保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスをいう。利用を希望する保護者が、事業所に直接申し込むこともできる。

放課後等デイサービス　学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

法人後見　社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人が、成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うことをいう。多くの市町村社会福祉協議会が、この法人後見に取組んでいる。

法定雇用率　⇒　障がい者雇用率

訪問系サービス　障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援をいう。

訪問入浴サービス　障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

補装具　義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するものという３つの要件をすべて満たすものである。

ボランティア〔volunteer〕　一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。ボランティアの語源は志願兵であり、自ら進んで行うことが原則である。昭和50年代から、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアも受け入れられてきている。

【ま行】

民生委員・児童委員　民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱

する。民生委員は無給で、任期は３年である。市町村の区域内において、担当の区域または事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援護を必要とする人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する人または社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

ユニバーサルデザイン　「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

要約筆記者　所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚障がいのある人に伝達するものである。

【ら行】

療　育　医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳　児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。その程度により、A（重度）、B（中・軽度）と判定される。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

療養介護　障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を受ける事業である。このサービスは、事業所指定を受けた病院において提供される。

留守家庭児童教室　小学校低学年児童等を対象に、学校の余裕教室などを利用して、授業終了後に保護者に代わって、児童の生活指導等を行う事業。放課後児童クラブ、学童保育等ともいう。

第３次 垂井町障がい者計画

地域ぐるみで支えあう町づくり

平成29年３月発行

発行者◇垂井町

〒503-2193　岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話 0584-22-1151（代）　FAX 0584-22-5180

編　集◇健康福祉課